



三重県公報

令和3年3月26日 (金)

号 外

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
------	-------	------	-----

規 則

- | | | | |
|----|---|-----------|----|
| 77 | 三重県行政組織規則の一部を改正する規則 | (総務課) | 2 |
| 78 | 三重県知事の職務代理者を定める規則の一部を改正する規則 | (同) | 19 |
| 79 | 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の施行に伴う関係規則の整備に関する規則 | (長寿介護課) | 19 |

訓 令

- | | | | |
|---|-----------------------------|------------|----|
| 4 | 三重県副知事の担任事務に関する規程の一部を改正する訓令 | (総務課) | 76 |
| 5 | 麻薬取締員拳銃使用及び取扱規程の一部を改正する訓令 | (薬務感染症対策課) | 77 |

補 積

三重県行政組織規則の一部を改正する規則を以て公布します。

令和3年3月26日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敏

三重県規則第七十七号

三重県行政組織規則の一部を改正する規則

三重県行政組織規則（平成十四年三重県規則第三十五号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

	改 正 後	改 正 前
目次		
第一章 (略)		
第二章 本庁		
第一節 部及びデジタル社会推進局並びに局の設置（第四条）		
第二節 (略)		
第三節 課等の設置及び分掌事務		
第一款～第四款 (略)		
第五款 医療保健部の課等及び分掌事務（第九条）		
第五款の二～第七款 (略)		
第八款 農林水産部の課等及び分掌事務（第十二条）		
第九款・第十款 (略)		
第十款の二 デジタル社会推進局の課及び分掌事務（第十四条の二）		
第十一款 (略)		
第十四節 (略)		
第五節 職制（第十八条の二～第十九条）		
第三章・第四章 (略)		
附則 (定義)		
第二条 この規則において「本庁」とは、三重県部制条例（平成二十四年三重県条例第六号）第一条第一項の規定により置かれた十部及び同条第二項の規定により置かれたデジタル社会推進局並びに地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号。以下「法」という。）第一百七十二条第五項の規定に基づき設ける出納局をいう。ただし、地域機関に属するものを除く。	第二条 この規則において「本庁」とは、三重県部制条例（平成二十四年三重県条例第六号）第一条の規定により置かれた十部及び地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号。以下「法」という。）第一百七十二条第五項の規定に基づき設ける出納局をいう。ただし、地域機関に属するものを除く。	
2 (略)	2 (略)	
第一節 部及びデジタル社会推進局並びに局の設置		
（部及びデジタル社会推進局並びに局の設置）		
第四条 三重県部制条例第一条第一項の規定により置かれた十部は、次のとおりである。	第四条 三重県部制条例第一条の規定により置かれた十部は、次のとおりである。	
一～十 (略)	一～十 (略)	

2	三重県部制条例第一条第一項の規定により置かれた知事直轄組織は、デジタル社会推進局である。	2	防災対策総務課の分掌事務は、次のとおりとする。 一 一・五 (略) 六 東日本大震災支援に係る運営調整に関すること。 七 条 (略)	2	防災対策総務課の分掌事務は、次のとおりとする。 一 一・五 (略) 六 東日本大震災支援本部事務局の運営に関すること。
3	第八条の二 総務部に、次に掲げる課を置く。 一・二 (略)	3	第八条の二 総務部に、次に掲げる課を置く。 一・二 (略)	3	第八条の二 総務部に、次に掲げる課を置く。 一・二 (略)
4	第五款 医療保健部の課等及び分掌事務	4	スマート改革推進課	4	スマート改革推進課の分掌事務は、次のとおりとする。 一 一・スマート改革の推進に関すること。 二 情報化の推進及び調整に関すること。 三 情報通信基盤の整備及び運用に関すること。 四 情報セキュリティ対策に関すること。
5	第九条 医療保健部に、次に掲げる課等を置く。 一・四 (略)	5	第五款 医療保健部の課及び分掌事務	5	第五款 医療保健部の課及び分掌事務
6	五 感染症対策課	6	一・四 (略)	6	一・四 (略)
7	六 感染症情報プロジェクトチーム	7	八 薬務課	7	八 薬務感染症対策課
8	七 入院・療養調整プロジェクトチーム	8	九 ライフイノベーション課	8	九 ライフイノベーション課
9	八・十 (略)	9	十 保健統計に関すること。	9	十 保健統計に関すること。
10	十一 薬務課	10	十一 医療保健部関係の公益法人及び移行法人に関すること。	10	十一 医療保健部関係の公益法人及び移行法人に関すること。
11	十二 医療保健統計に関すること。	11	十二 医療保健部関係の公益法人及び移行法人に関すること。	11	十二 医療保健部関係の公益法人及び移行法人に関すること。
12	十三 医療保健部関係の公益法人及び移行法人に関すること。	12	十三 医療保健部関係の公益法人及び移行法人に関すること。	12	十三 医療保健部関係の公益法人及び移行法人に関すること。
13	十四 医療政策課の分掌事務は、次のとおりとする。 一 一・五 (略)	13	十四 医療政策課の分掌事務は、次のとおりとする。 一 一・五 (略)	13	十四 医療政策課の分掌事務は、次のとおりとする。 一 一・五 (略)
14	十五 地域医療体制の整備に関すること（他課の所管に属するものを除く。）。	14	十五 災害医療に関すること。	14	十五 在宅医療に関すること（小児在宅医療に関するものに限る。）。
15	十六 在宅医療に関すること（小児在宅医療に関するものに限る。）。	15	十六 在宅医療に関すること（小児在宅医療に関するものに限る。）。	15	十六 在宅医療に関すること（小児在宅医療に関するものに限る。）。

10	九	総合的がん対策の推進に関すること。	七	六	地域医療体制の整備に関すること（他課の所管に属するものを除く。）。
	(略)			(略)	
4	十	十一～二十四 (略)	九	八	災害医療に関すること。
4	・	5 (略)	・	九	在宅医療に関すること（小児在宅医療に関するものに限る。）。
6	一	感染症対策課の分掌事務は、次のとおりとする。	十	十	総合的がん対策の推進に関すること。
6	二	感染症対策の推進に関すること。	十一	十一～二十四 (略)	
6	三	新型コロナウイルス感染症対策に係る企画立案及び総合調整に関すること（他課の所管に属するものを除く。）。	4	・	(略)
6	四	三重県感染症診査協議会に関すること。			
6	五	保健環境研究所に関すること（環境生活部の所管に属するものを除く。）。			
7	六	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）の施行に関すること。			
7	七	感染症情報プロジェクトチームの分掌事務は、新型コロナウイルス感染症に係る患者情報等の収集及び公表並びにクラスター対策に関することとする。			
8	八	入院・療養調整プロジェクトチームの分掌事務は、新型コロナウイルス感染症患者の病床確保、入院調整、宿泊療養施設及び自宅療養に関することとする。	9	六	薬務感染症対策課の分掌事務は、次のとおりとする。
8	九	(略)	一	七	感染症対策の推進に関すること。
9	一	薬務課の分掌事務は、次のとおりとする。	二	八	(略)
9	二	五 (略)	三	九	三重県感染症診査協議会に関すること。
9	三	六 ライフィノベーションの推進に関すること。	十	八	保健環境研究所に関すること（環境生活部の所管に属するものを除く。）。
9	四	七 ミエメディカルバレー構想の推進に関すること。	十一	九	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）の施行に関すること。
9	五	八 ミエライフィノベーション総合特区計画の推進に関すること。	十一	十	(略)
9	六	九・十 (略)	十二	十一	ライフィノベーション課の分掌事務は、次のとおりとする。
10	一	十～二十一 (略)	一	二	ライフィノベーションの推進に関すること。

第九条の二 (略)	二 みえメディカルバレー構想の推進に関すること。
2 子ども・福祉総務課の分掌事務は、次のとおりとする。 一 一・四 (略)	三 みえライフイノベーション総合特区計画の推進に関すること。
五 社会福祉統計に関すること。	
六・七 (略)	
3 (略)	
4 地域福祉課の分掌事務は、次のとおりとする。 一 地域福祉の推進に関すること。 二 ひきこもり支援の推進に関すること。	4 地域福祉課の分掌事務は、次のとおりとする。 一 地域福祉活動の推進に関すること。 二 福祉ボランティア活動の促進に関すること。
三・四 (略)	三・四 (略)
五 生活保護に関すること。	五 生活保護及び中国残留邦人等への支援給付に関すること。
六 生活困窮者自立支援に関すること。	六 生活保護及び中国残留邦人等への支援給付に関する福祉事務所の指導及び監査に関すること。
七・八 (略)	七・八 (略)
九 2 第十条 (略)	九 2 第十条 (略)
10 1 一 (略)	10 1 一 (略)
二 性の多様性を認め合う社会の推進に関すること。	二 くらし・交通安全課の分掌事務は、次のとおりとする。
三・十一 (略)	三・十一 (略)
11 1 一・十六 (略)	11 1 一 (略)
2 13 (略)	二 交通安全の保持に関すること。
第八款 農林水産部の課及び分掌事務	三・十七 (略)
第十二条 農林水産部に、次に掲げる課を置く。	
一・八 (略)	
九 家畜防疫対策課	11 1 一・八 (略)
十・十九 (略)	第十二条 農林水産部に、次に掲げる課等を置く。
12 6 (略)	C S F 対策プロジェクトチーム
農産物安全・流通課の分掌事務は、次のとおりとする。	農産物安全・流通課の分掌事務は、次のとおりとする。
一・六 (略)	一・六 (略)
13 七・十四 (略)	七 三重県農業共済保険審査会に関すること。
農産園芸課の分掌事務は、次のとおりとする。	八 三重県卸売市場審議会に関すること。
一・八 (略)	九・十六 (略)
八	農産園芸課の分掌事務は、次のとおりとする。
一・十八 (略)	一・十八 (略)

10	家畜防疫対策課の分掌事務は、次のとおりとする。 一 家畜防疫衛生に関すること。 二 豚熱及びアフリカ豚熱対策に関すること。 三 家畜保健衛生所に関すること。 四 畜産農場認証制度に関すること。 五 家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）の施行に関すること。 六 獣医師法（昭和二十四年法律第百八十六号）の施行に関すること。 七 獣医療法（平成四年法律第四十六号）の施行に関すること。 八 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）の施行に関すること（動物用医薬品に係るものに限る。） 九 牛海綿状脳症対策特別措置法（平成十四年法律第七十号）の施行に関すること。 十 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和一十八年法律第三十五号）の施行に関すること。	10	C S F 対策プロジェクトチームの分掌事務は、 C S F（家畜伝染病予防法第二条第一項の表一十一の項に規定する豚熱をいう。）及び A S F（同表二十一の項に規定するアフリカ豚熱をいう。）対策に関することとする。
11	農業基盤整備課の分掌事務は、次のとおりとする。 一 十一（略）	11	農業基盤整備課の分掌事務は、次のとおりとする。 一 十一（略）

14	九	(略)	14	九	(略)
一	・二	(略)	一	・二	(略)
三	県管理港湾及び県管理海岸の維持管理に関すること(他部の所管に属するものを除く。)。		七	三・六	(略)
四	七	(略)	七	三・六	(略)
15	八	(略)	15	八	(略)
16	九	(略)	16	九	(略)
13	八	(略)	13	五・七	(略)
一	防災砂防課の分掌事務は、次のとおりとする。		一	防災砂防課の分掌事務は、次のとおりとする。	
二	県管理砂防設備の維持管理に関すること(他部の所管に属するものを除く。)。		二	二・六	(略)
三	三重県土採取規制条例(平成十三年三重県条例第八号)の施行に関すること。		三	三・七	(略)
四	八	(略)	四	四	河川法(昭和三十九年法律第百六十七号)の施行に関すること(県管理ダムを除く。)。
12	七	(略)	五	五・七	(略)
一	河川課の分掌事務は、次のとおりとする。		六	六	(略)
二	県管理河川の維持管理に関すること。		七	七	(略)
三	県管理ダムの建設及び維持管理に関すること。		八	八	(略)
四	独立行政法人水資源機構事業に関すること(他部の所管に属するものを除く。)。		九	九	(略)
五	水源地域対策事業に関すること(他部の所管に属するものを除く。)。		十	十	独立行政法人水資源機構事業に関すること(他部の所管に属するものを除く。)。
六	河川法(昭和三十九年法律第百六十七号)の施行に関すること。		十一	十一	水源地域対策事業に関すること(他部の所管に属するものを除く。)。
七	(略)		十二	十二	河川法の施行に関すること(県管理ダムに係るものに限る。)。
13	八	(略)	十三	十三	(略)
一	防災砂防課の分掌事務は、次のとおりとする。		一	一	港湾・海岸課の分掌事務は、次のとおりとする。
二	県管理砂防設備の維持管理に関すること(他部の所管に属するものを除く。)。		二	二	(略)
三	三重県土採取規制条例(平成十三年三重県条例第八号)の施行に関すること。		三	三	(略)
四	八	(略)	四	四	(略)
14	九	(略)	五	五	(略)
一	・二	(略)	六	六	(略)
三	県管理港湾及び県管理海岸の維持管理に関すること(他部の所管に属するものを除く。)。		七	七	県管理港湾及び県管理海岸の維持管理に関すること(他部の所管に属するものを除く。)。
四	七	(略)	八	八	(略)
15	八	(略)	九	九	(略)
16	九	(略)	十	十	(略)

17	一 一 二 三	下水道経営課の分掌事務は、次のとおりとする。 (略) 電気事業法第四十三条の主任技術者に関すること（流域下水道事業に係るものに限る。） 下水道法（昭和三十二年法律第七十九号）の施行に関すること（流域下水道の維持その他管理に係るものに限る。）。	17	一 一 二 三	下水道経営課の分掌事務は、次のとおりとする。 (略) 下水道法（昭和三十二年法律第七十九号）の施行に関すること（流域下水道の維持その他管理に係るものに限る。） 電気事業法第四十三条の主任技術者に関すること（流域下水道事業に係るものに限る。）。
18	19 一 一 二 三	建築開発課の分掌事務は、次のとおりとする。 (略) 建築開発課の分掌事務は、次のとおりとする。 (略)	18	19 一 一 二 三	建築開発課の分掌事務は、次のとおりとする。 (略) 建築開発課の分掌事務は、次のとおりとする。 (略)
19	20 一 一 二 三	住宅政策課の分掌事務は、次のとおりとする。 (略) 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成二十六年法律第二百一十七号）の施行に関すること。	19	20 一 一 二 三	住宅政策課の分掌事務は、次のとおりとする。 (略) 住宅政策課の分掌事務は、次のとおりとする。 (略)
20	21 一 一 二 三 四 五	第十款の一 デジタル社会推進局の課及び分掌事務 第十四条の一 デジタル社会推進局に、次に掲げる課を置く。 一 デジタル戦略企画課 二 スマート改革推進課 三 デジタル事業推進課 四 デジタル戦略企画課の分掌事務は、次のとおりとする。 一 局内の組織及び職員に関すること。 二 局内の予算、経理及び決算に関すること。 三 局内の企画及び調整に関すること。 四 局内の広聴及び広報に関すること。 五 デジタル社会の形成に関する施策の企画及び総合調整に関すること。	21 一 一 二 三 四 五	22 一 一 二 三 四 五	第十款の一 デジタル社会推進局の課及び分掌事務 第十四条の一 デジタル社会推進局に、次に掲げる課を置く。 一 デジタル戦略企画課 二 スマート改革推進課 三 情報通信基盤の整備及び運用に関すること。 四 情報セキュリティ対策に関すること。 五 デジタル事業推進課の分掌事務は、次のとおりとする。 一 スマート改革の推進に関すること。 二 市町のデジタル化支援に関すること。 三 情報通信基盤の整備及び運用に関すること。 四 情報セキュリティ対策に関すること。 五 デジタル事業推進課の分掌事務は、次のとおりとする。 一 先進的な新事業の創出促進に関すること。 二 人材育成を通じた、ICT・データ活用による社会全体のデジタル化の推進に関すること。
21	22	(班)	22	23	(班)
22	23	第十八条 (略)	23	24	第十八条 (略)
23	24	班の設置及び名称は、第十九条第一項に規定す	24	25	班の設置及び名称は、次条第一項に規定する部

<p>る部長、デジタル社会推進局長及び出納局長が別に定める。</p> <p>第十八条の二 (略)</p> <p>(最高デジタル責任者)</p>		<p>長及び出納局長が別に定める。</p> <p>第十八条の二 (略)</p>																																																					
<p>第十八条の二 本庁に最高デジタル責任者を置き、その職務は、知事の命を受けてデジタル社会の形成に係る企画立案及び調整に関する事務を事理し、当該事務について全庁を指導統括することとする。</p>		<p>第十八条の二 本庁においては、次の表の上欄に掲げる職をそれぞれ同表の中欄に掲げる組織に置き、その職の職務は、それぞれ同表の下欄に定めるとおりとする。</p>																																																					
<p>(職制)</p>		<p>(職制)</p>																																																					
<p>第十九条 本庁においては、次の表の上欄に掲げる職をそれぞれ同表の中欄に掲げる組織に置き、その職の職務は、それぞれ同表の下欄に定めるとおりとする。</p>		<p>第十九条 本庁においては、次の表の上欄に掲げる職をそれぞれ同表の中欄に掲げる組織に置き、その職の職務は、それぞれ同表の下欄に定めるとおりとする。</p>																																																					
<table border="1"> <thead> <tr> <th>部長</th> <th>副部長</th> <th>部</th> <th>組織</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>デジタル社会推進局長</td> <td>(略)</td> <td>デジタル社会推進局</td> <td>県政運営の全般に参画し、知事の命を受けて部の事務を掌理し、部下職員を指揮監督する。</td> </tr> <tr> <td>副局長</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>部長を補佐して、部下職員を指揮監督する。</td> </tr> <tr> <td>危機管理地域統括監</td> <td>(略)</td> <td>デジタル社会推進局</td> <td>部下職員を指揮監督する。</td> </tr> <tr> <td>最高デジタル責任者</td> <td>推進局</td> <td>防災対策部</td> <td>部長を補佐して、部下職員を指揮監督する。</td> </tr> <tr> <td>最高デジタル責任者</td> <td>副局長</td> <td>最高デジタル責任者を補佐して、デジタル社会の形成に係る企画立案及び調整に関する事務を事理する事務を処理する。</td> <td>部長を補佐して、部下職員を指揮監督する。</td> </tr> <tr> <td>最高デジタル責任者</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>部長を補佐して、部下職員を指揮監督する。</td> </tr> </tbody> </table>		部長	副部長	部	組織	デジタル社会推進局長	(略)	デジタル社会推進局	県政運営の全般に参画し、知事の命を受けて部の事務を掌理し、部下職員を指揮監督する。	副局長	(略)	(略)	部長を補佐して、部下職員を指揮監督する。	危機管理地域統括監	(略)	デジタル社会推進局	部下職員を指揮監督する。	最高デジタル責任者	推進局	防災対策部	部長を補佐して、部下職員を指揮監督する。	最高デジタル責任者	副局長	最高デジタル責任者を補佐して、デジタル社会の形成に係る企画立案及び調整に関する事務を事理する事務を処理する。	部長を補佐して、部下職員を指揮監督する。	最高デジタル責任者	(略)	(略)	部長を補佐して、部下職員を指揮監督する。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>部長</th> <th>副部長</th> <th>部</th> <th>組織</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>デジタル社会推進局長</td> <td>(略)</td> <td>デジタル社会推進局</td> <td>県政運営の全般に参画し、知事の命を受けて部の事務を掌理し、部下職員を指揮監督する。</td> </tr> <tr> <td>副局長</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>部長を補佐して、部下職員を指揮監督する。</td> </tr> <tr> <td>危機管理地域統括監</td> <td>(略)</td> <td>防災対策部</td> <td>部長を補佐して、部下職員を指揮監督する。</td> </tr> <tr> <td>最高デジタル責任者</td> <td>副局長</td> <td>最高デジタル責任者を補佐して、デジタル社会の形成に係る企画立案及び調整に関する事務を事理する事務を処理する。</td> <td>部長を補佐して、部下職員を指揮監督する。</td> </tr> <tr> <td>最高デジタル責任者</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>部長を補佐して、部下職員を指揮監督する。</td> </tr> </tbody> </table>		部長	副部長	部	組織	デジタル社会推進局長	(略)	デジタル社会推進局	県政運営の全般に参画し、知事の命を受けて部の事務を掌理し、部下職員を指揮監督する。	副局長	(略)	(略)	部長を補佐して、部下職員を指揮監督する。	危機管理地域統括監	(略)	防災対策部	部長を補佐して、部下職員を指揮監督する。	最高デジタル責任者	副局長	最高デジタル責任者を補佐して、デジタル社会の形成に係る企画立案及び調整に関する事務を事理する事務を処理する。	部長を補佐して、部下職員を指揮監督する。	最高デジタル責任者	(略)	(略)	部長を補佐して、部下職員を指揮監督する。
部長	副部長	部	組織																																																				
デジタル社会推進局長	(略)	デジタル社会推進局	県政運営の全般に参画し、知事の命を受けて部の事務を掌理し、部下職員を指揮監督する。																																																				
副局長	(略)	(略)	部長を補佐して、部下職員を指揮監督する。																																																				
危機管理地域統括監	(略)	デジタル社会推進局	部下職員を指揮監督する。																																																				
最高デジタル責任者	推進局	防災対策部	部長を補佐して、部下職員を指揮監督する。																																																				
最高デジタル責任者	副局長	最高デジタル責任者を補佐して、デジタル社会の形成に係る企画立案及び調整に関する事務を事理する事務を処理する。	部長を補佐して、部下職員を指揮監督する。																																																				
最高デジタル責任者	(略)	(略)	部長を補佐して、部下職員を指揮監督する。																																																				
部長	副部長	部	組織																																																				
デジタル社会推進局長	(略)	デジタル社会推進局	県政運営の全般に参画し、知事の命を受けて部の事務を掌理し、部下職員を指揮監督する。																																																				
副局長	(略)	(略)	部長を補佐して、部下職員を指揮監督する。																																																				
危機管理地域統括監	(略)	防災対策部	部長を補佐して、部下職員を指揮監督する。																																																				
最高デジタル責任者	副局長	最高デジタル責任者を補佐して、デジタル社会の形成に係る企画立案及び調整に関する事務を事理する事務を処理する。	部長を補佐して、部下職員を指揮監督する。																																																				
最高デジタル責任者	(略)	(略)	部長を補佐して、部下職員を指揮監督する。																																																				

			名地域防災総合事務所に限る。)。
	三〇二十三	(略)	
二十四	地域防災総合事務所、県税事務所、自動車税事務所、保健所、福祉事務所、農林水産事務所等、建設事務所及び流域下水道事務所の経理及び物品の管理に関すること(選挙管理委員会に係るものを含み、本庁及び他の地域機関の所管に属するものを除く。)。	三〇二十三	(略)
二十五	三十三	(略)	三〇二十三
三	(略)	(略)	三〇二十三
二	(室の設置及び分掌事務)	(室の設置及び分掌事務)	三〇二十三
第三十二条の二	(略)	第三十二条の二	(略)
二	地域活性化防災室の分掌事務は、次のとおりとする。	地域活性化防災室の分掌事務は、次のとおりとする。	三〇二十三
一	一五六	(略)	一五六
二十七	地域活性化局、県税事務所、保健所、福祉事務所、農林水産事務所等及び建設事務所の経理及び物品の管理に関すること(選挙管理委員会に係るものを含み、本庁及び他の地域機関の所管に属するものを除く。)。	二十七	地域活性化局、県税事務所、保健所、福祉事務所、農林水産事務所等及び建設事務所の経理及び物品の管理に関すること(選挙管理委員会に係るものを含み、本庁の部及び他の地域機関の所管に属するものを除く。)。
三	二十八	三十六	二十八
三	(略)	(略)	三十六
	(分掌事務)	(分掌事務)	(略)
第三十四条	設置条例第五条第一項に規定する自動車税事務所の分掌事務は、次のとおりとする。	第三十四条	設置条例第五条第一項に規定する自動車税事務所の分掌事務は、次のとおりとする。
一	自動車税等の窓口収納に関すること。	一	郵送による自動車税の納税証明(継続検査及び構造等変更検査に係るものに限る。)に関すること(自動車税が未納のものを除く。)。
二	自動車税の納税証明に関すること。	二	七
三	八	(略)	(略)
	(所管区域の特例)	(所管区域の特例)	
第三十五条の二	前条第二項及び第三項に掲げる事務のうち衛生検査に係る事務については、設置条例第六条第一項に規定する所管区域にかかわらず、三重県の区域(四日市市を除く。)を津保健所の所管区域とする。	第三十五条の二	前条第二項から第四項までに掲げる事務のうち衛生検査に係る事務については、設置条例第六条第一項に規定する所管区域にかかわらず、三重県の区域(四日市市を除く。)を津保健所の所管区域とする。
	(分掌事務)	(分掌事務)	
第三十六条	設置条例第七条第一項に規定する福祉事務所の分掌事務は、次のとおりとする。	第三十六条	設置条例第七条第一項に規定する福祉事務所の分掌事務は、次のとおりとする。
一	五	(略)	五
六	要保護女子及び配偶者からの暴力による被害者に係る相談に関すること(女性相談所の所管に係るものを除く。)。	九	要保護女子及び配偶者からの暴力による被害者に係る相談に関すること(女性相談所の所管に係るものを除く。)。
七	日本赤十字社援護物資に関すること。	十	(略)
八	十	(略)	十一
九	(略)	日本赤十字社援護物資に関すること。	
十	(略)		
十一	(略)		

	十二・十七 (略)	十二・十七 (略)
2	(室の設置及び分掌事務) 第三十八条の二 (略)	(室の設置及び分掌事務) 第三十八条の二 (略)
3	農政室の分掌事務は、次のとおりとする。 一・二・十八 (略)	農政室の分掌事務は、次のとおりとする。 一・二・十八 (略)
4	二十九 農業経営基盤強化促進法の施行に関すること (認定農業者及び認定新規就農者の育成及び支援に関するこ とを除く。)。	二十九 農業経営基盤強化促進法の施行に関すること (認定農業者の育成及び支援に関するこ とを除く。)。
5	三十九 肥料の品質確保等に関する法律の施行に 関すること。	三十九 肥料取締法の施行に 関すること。
6	四十・四十四 (略)	四十・四十四 (略)
7	農村基盤室の分掌事務は、次のとおりとする。 一・十 (略)	農村基盤室の分掌事務は、次のとおりとする。 一・十 (略)
8	十一 市町に対する建設技術に関する支援・助言 に 關すること (農業農村整備事業に 關することに 限る。)。	十一 市町に対する建設技術に関する支援・助言 に 關すること (農業農村整備事業に 關することに 限る。)。
9	十二・十七 (略)	十二・十六 (略)
10	十八 防災重点農業用ため池に係る防災工事等の 推進に関する特別措置法の施行に関すること。	十八 防災重点農業用ため池に係る防災工事等の 推進に関する特別措置法の施行に関すること。
11	農政・農村基盤室の分掌事務は、次のとおりと する。 一・二 (略)	農政・農村基盤室の分掌事務は、次のとおりと する。 一・二 (略)
12	三十八 市町に対する建設技術に関する支援・助 言に 關すること (農業農村整備事業に 關することに 限る。)。	四四 農用地の利用集積に 關すること。
13	三十九・四十二 (略)	三十九・四十二 (略)
14	四十四 農業経営基盤強化促進法の施行に関する こと (認定農業者及び認定新規就農者の育成及 び支援に関するこ とを除く。)。	四十四 農業経営基盤強化促進法の施行に 関すること。
15	四五・五十三 (略)	四五・五十二 (略)
16	五十四 肥料の品質確保等に関する法律の施行に 関すること。	五十四 肥料取締法の施行に 関すること。
17	五十五・六十一 (略)	五十五・六十一 (略)
18	六十一 防災重点農業用ため池に係る防災工事等 の推進に関する特別措置法の施行に関するこ と。	五十五・六十一 (略)
19	六・七 (略)	森林・林業室の分掌事務は、次のとおりとする。
20	森林・林業室の分掌事務は、次のとおりとする。 一・二・十八 (略)	森林・林業室の分掌事務は、次のとおりとする。 一・二・十八 (略)
21	二十九 市町に対する建設技術に関する支援・助 言に 關すること (治山・林道事業に 關することに 限る。)。	二十九・三十一 (略)
22	三十九・三十三 (略)	三十九・三十一 (略)
23	十・十 (略)	十・十 (略)
24	前項に規定する地域農業改良普及センターの 分掌事務は、次のとおりとする。	前項に規定する地域農業改良普及センターの 分掌事務は、次のとおりとする。

1	一・八 (略)	九 農業経営基盤強化促進法の施行に関すること (認定農業者及び認定新規就農者の育成及び支援に関する事務)。	一・八 (略)	九 農業経営基盤強化促進法の施行に関すること (認定農業者の育成及び支援に関する事務)。
2	12・13 (略) (室の設置及び分掌事務)	二 総務・管理室の分掌事務は、次のとおりとする。 一・二 (略)	12・13 (略) (室の設置及び分掌事務)	二 総務・管理室の分掌事務は、次のとおりとする。 一・二 (略)
3	四・十六 (略)	三 道路、河川、海岸、港湾及び都市公園の管理 に関する事務(海岸に関する事務については伊賀建設事務所を、港湾に関する事務については四日市建設事務所及び伊賀建設事務所を、都市公園に関する事務については桑名建設事務所及び伊賀建設事務所を除く)。	四・十六 (略)	三 道路、河川、海岸、港湾及び都市公園の管理 に関する事務(海岸に関する事務については伊賀建設事務所を、港湾に関する事務については四日市建設事務所及び伊賀建設事務所を、都市公園に関する事務については松阪建設事務所及び伊賀建設事務所を除く)。
4	一・二・三・十六 (略)	四 総務・管理・建築室の分掌事務は、次のとおりとする。 一・十一 (略)	一・二・三・十七 (略)	四 総務・管理・建築室の分掌事務は、次のとおりとする。 一・十一 (略)
5	一・二・十一 (略)	五 建築開発室の分掌事務は、次のとおりとする。 一 保全室の分掌事務は、次のとおりとする。	一・二・十一 (略)	五 建築開発室の分掌事務は、次のとおりとする。 一 保全室の分掌事務は、次のとおりとする。
6	一・二・八 (略)	六 事業推進室の分掌事務は、次のとおりとする。 一・七 (略)	一・二・八 (略)	六 事業推進室の分掌事務は、次のとおりとする。 一・七 (略)
7	八 市町に対する建設技術に関する支援・助言に 関すること(公共土木施設工事に関する事務に 限る)。	七 (所管区域の特例)	八 住宅金融支援機構受託業務に係る工事審査等 に関する事務。	七 (所管区域の特例)
8	九 (所管区域の特例)	九 第四十二条の四 前条第一項から第十項までに掲 げる事務のうち建築及び開発に係る事務について は、設置条例第十二条第二項に規定する所管区域 にかかわらず、鈴鹿市及び龜山市の区域は、四日 市建設事務所の所管区域とする。 (分掌事務)	九 第四十二条の四 前条第一項から第十一項までに掲 げる事務のうち建築及び開発に係る事務について は、設置条例第十二条第二項に規定する所管区域 にかかわらず、鈴鹿市及び龜山市の区域は、四日 市建設事務所の所管区域とする。 (分掌事務)	九 第五十二条 消防学校の分掌事務は、次のとおりと する。
9	十 第五十二条 消防学校の分掌事務は、次のとおりと する。	十 第五十二条 消防学校の分掌事務は、次のとおりと する。	十 第五十二条 消防学校の分掌事務は、次のとおりと する。	十 第五十二条 消防学校の分掌事務は、次のとおりと する。

2 (略)	する事務に従事する職員並びに津松阪港又は鳥羽港に駐在を命ぜられた職員	監理員
2 (略)	する事務に従事する職員(現業職員を除く。)並びに津松阪港又は鳥羽港に駐在を命ぜられた職員(現業職員を除く。)	監理員

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和二年四月一日から施行する。

(三重県公印規則の一部改正)

2 三重県公印規則(昭和三十二年三重県規則第五十一号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(公印の種類)	(公印の種類)
第二条 公印の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。	第二条 公印の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。
一 一 五 (略)	一 一 五 (略)
六 六 最高デジタル責任者印	六 六 (略)
七 七 (略)	七 七 部長(出納局長を含む。以下同じ。)印
八 八 部長(デジタル社会推進局長及び出納局長を含む。以下同じ。)印	八 八 (略)
九 九 (略)	九 九 (略)
十 十 医療保健部理事印	十 十 (略)
十一 十一 (略)	十一 十一 (略)
十二 十二 (略)	十二 十二 (略)
十三 十三 (略)	十三 (略)
十四 十四 (略)	十四 (略)

別表危機管理統括監印の項の次に次のように加える。

印 責任者 最高デジタル責任者印	方 二 三	三 重 県 最 高 デジタル 責任者 之 印

別表部長印の項中

一 県土整備部	出 納 局	一 県土整備部	出 納 局

別表雇用経済部観光局長印の項の次に次のように加える。

事 印 医 療 保 健 部 印	方 二 三	三 重 県 医 療 保 健 部 印

(三重県災害対策本部に関する条例施行規則の一部改正)

3 三重県災害対策本部に関する条例施行規則(昭和三十八年三重県規則第十一号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(災害対策本部の組織)</p> <p>第二条 (略)</p> <p>3 2 本部員は、危機管理統括監、本庁各部局長(テジタル社会推進局長及び出納局長を含む。)、企業庁長、病院事業庁長、教育長及び警察本部長をもつて充てる。</p>	<p>(災害対策本部の組織)</p> <p>第二条 (略)</p> <p>3 2 本部員は、危機管理統括監、本庁各部局長(出納局長を含む。)、企業庁長、病院事業庁長、教育長及び警察本部長をもつて充てる。</p>

(三重県予算調製及び執行規則の一部改正)

4 三重県予算調製及び執行規則(昭和三十九年三重県規則第十四号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(用語の定義)</p> <p>第二条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 主務部長 三重県部制条例(平成二十四年三重県条例第六号)に定める部及びデジタル社会推進局の長並びに出納局長、教育長、警察本部長、議会事務局長、人事委員会事務局長及び監査委員事務局長をいう。</p> <p>二 (六) (略)</p>	<p>(用語の定義)</p> <p>第二条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 主務部長 三重県部制条例(平成二十四年三重県条例第六号)に定める部の長、出納局長、教育長、警察本部長、議会事務局長、人事委員会事務局長及び監査委員事務局長をいう。</p> <p>二 (六) (略)</p>

(一人一台パソコンに係る出納の記載等に関する特例を定める規則の一部改正)

5 一人一台パソコンに係る出納の記載等に関する特例を定める規則(平成二十五年三重県規則第五号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(趣旨)</p> <p>第一条 この規則は、三重県会計規則(平成十八年三重県規則第六十九号。以下「会計規則」という。)第百三十八条第一項の規定に基づき、一人一台パソコン(職員が業務において使用するため、デジタル社会推進局において一括して購入し、かつ、その所管に属するパソコン)をいう。以下同じ。)に係る出納の記載等に関する特例を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第一条 この規則は、三重県会計規則(平成十八年三重県規則第六十九号。以下「会計規則」という。)第百三十八条第一項の規定に基づき、一人一台パソコン(職員が業務において使用するため、地域連携部において一括して購入し、かつ、その所管に属するパソコン)をいう。以下同じ。)に係る出納の記載等に関する特例を定めるものとする。</p>

(三重県債権の管理及び私債権の徴収に関する条例施行規則の一部改正)

6 三重県債権の管理及び私債権の徴収に関する条例施行規則(平成二十六年三重県規則第十八号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(定義)</p> <p>第二条 (略)</p> <p>2 この規則において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 部局 三重県行政組織規則(平成十四年三重県規則第三十五号)第一章に規定する本庁の部、デジタル社会推進局、局及び出納局並びに教育委員会事務局、警察本部委員会事務局、人事委員会事務局、議会事務局、人事委員会事務局及び監査委</p>	<p>(定義)</p> <p>第二条 (略)</p> <p>2 この規則において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 部局 三重県行政組織規則(平成十四年三重県規則第三十五号)第一章に規定する本庁の部、局及び出納局並びに教育委員会事務局、警察本</p>

一 員会事務局及び監査委員事務局をいう。	一 員会事務局をいう。
二 部局長 三重県行政組織規則第十九条に規定する部長、デジタル社会推進局長、局長、理事及び出納局長並びに教育長、警察本部長、議会事務局長、人事委員会事務局長、人事委員会事務局長及び監査委員事務局長をいう。	二 部局長 三重県行政組織規則第十九条に規定する部長、局長、理事及び出納局長並びに教育長、警察本部長、議会事務局長、人事委員会事務局長及び監査委員事務局長をいう。
三・四 (略)	三・四 (略)

三重県知事の職務代理者を定める規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和3年3月26日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬

三重県規則第七十八号

三重県知事の職務代理者を定める規則の一部を改正する規則

三重県知事の職務代理者を定める規則(平成二十年三重県規則第四十四号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(職務を代理する副知事の順序)	(職務を代理する副知事の順序)
第一条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第一百五十二条第一項の規定により知事の職務を代理する副知事の順序は、次のとおりとする。	第一条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第一百五十二条第一項の規定により知事の職務を代理する副知事の順序は、次のとおりとする。
第一順位 副知事 廣田恵子	第一順位 副知事 稲垣清文
第二順位 副知事 服部浩	第二順位 副知事 廣田恵子

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の施行に伴う関係規則の整備に関する規則をここに公布します。

令和3年3月26日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬

三重県規則第七十九号

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の施行に伴う関係規則の整備に関する規則

(三重県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部改正)

第一条 三重県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(平成二十五年三重県規則第五十六号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(施設の運営についての重要事項)	(施設の運営についての重要事項)
第五条 条例第七条の規則で定める施設の運営についての重要事項は、次に掲げるとおりとする。	第五条 条例第七条の規則で定める施設の運営についての重要事項は、次に掲げるとおりとする。
一 一五 (略)	一 一五 (略)
六 虐待の防止のための措置に関する事項	六 (衛生管理等)
七 (略)	(衛生管理等)
第十二条 条例第十九条第一項の規則で定める措置は、次に掲げるとおりとする。	第十二条 条例第十九条第一項の規則で定める措置は、次に掲げるとおりとする。
一 当該軽費老人ホームにおける感染症及び食中毒の発生の予防及び蔓延の防止に係る対策を検討するための委員会(テレビ電話装置等を活	一 当該軽費老人ホームにおける感染症及び食中毒の発生の予防及び蔓延の防止に係る対策を検討するための委員会をおおむね三月に一回以上開催

				用して行うことができるものとする。)をおおむね三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の職員に周知を徹底すること。	するととともに、その結果について、介護職員その他の職員に周知を徹底すること。
		二	当該軽費老人ホームにおける感染症及び食中毒の発生の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。	二 当該軽費老人ホームにおける感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。	
		三	当該軽費老人ホームにおいて、介護職員その他の職員に対し、感染症及び食中毒の発生の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の発生の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施すること。	三 当該軽費老人ホームにおいて、介護職員その他の職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的に実施すること。	
	四	(略)	(事故の発生又は再発防止のための措置)	四 (略)	(事故の発生又は再発防止のための措置)
第十三条		条例第二十二条第一項の規則で定める措置は、次に掲げるとおりとする。	第十三条 条例第二十二条第一項の規則で定める措置は、次に掲げるとおりとする。		
	一・二	(略)		一・二 (略)	
	三	事故発生の防止に係る対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催すること。	三 事故発生の防止に係る対策を検討する委員会を定期的に開催すること。		
	四	(略)		四 (略)	
	五	前各号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。			
第十九条	2	(勤務体制の確保等)	第十九条 (勤務体制の確保等)		
	3	軽費老人ホームの設置者は、職員の資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。その際、当該軽費老人ホームの設置者は、全ての職員(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第八条第一項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。	軽費老人ホームの設置者は、職員の資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。		
	4	軽費老人ホームの設置者は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。			
第二十一条	2	(掲示)	第二十一条 (掲示)		
	3	軽費老人ホームの設置者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該軽費老人ホームに備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。			

1	(略)	1	(略)
2	(<u>軽費老人ホームA型の特例</u>)	2	(<u>軽費老人ホームA型の特例</u>)
3	条例附則第九項の設備に関し必要な基準は、次 のとおりとする。	3	条例附則第八項の設備に関し必要な基準は、次 のとおりとする。
4	一 (略)	4	一 (略)
5	条例附則第十項各号に掲げる職員の員数は、次 の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該 各号に定めるとおりとする。	5	条例附則第九項各号に掲げる職員の員数は、次 の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該 各号に定めるとおりとする。
6	一 (略)	6	一 (略)
7	五 (略)	7	五 (略)
8	附則第三項第一号から第四号までの規定にかか わらず、指定特定施設入居者生活介護、指定介護 予防特定施設入居者生活介護又は指定地域密着型 特定施設入居者生活介護を行う <u>軽費老人ホームA型</u> 型の職員の員数は、次の各号に掲げる職員の区分 に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。	8	附則第二項第一号から第四号までの規定にかか わらず、指定特定施設入居者生活介護、指定介護 予防特定施設入居者生活介護又は指定地域密着型 特定施設入居者生活介護を行う <u>軽費老人ホームA型</u> 型の職員の員数は、次の各号に掲げる職員の区分 に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。
9	一 (略)	9	一 (略)
10	一 (略)	10	一 (略)
11	条例附則第十一項の規則で定める費用は、次に 掲げるとおりとする。	11	条例附則第十一項の規則で定める費用は、次に 掲げるとおりとする。
12	一 (略)	12	一 (略)
13	一 (略)	13	一 (略)
14	二 条例附則第十七項において準用する条例第二 十二条第二項の規定による苦情の内容等の記録 を行うこと。	14	二 条例附則第十六項において準用する条例第二 十二条第二項の規定による苦情の内容等の記録 を行うこと。
15	二 条例附則第十七項において準用する条例第二 十二条第三項の規定による事故の状況及び事故 に際して採つた処置の記録を行うこと。	15	二 条例附則第十六項において準用する条例第二 十二条第三項の規定による事故の状況及び事故 に際して採つた処置の記録を行うこと。
16	二 (略)	16	二 (略)
17	一 (略)	17	一 (略)
18	条例附則第十五項の規則で定める業務は、次に 掲げるとおりとする。	18	条例附則第十四項の規則で定める業務は、次に 掲げるとおりとする。
19	一 (略)	19	一 (略)
20	二 条例附則第十八項の <u>軽費老人ホームA型</u> の運営 に關し必要な基準は、次項に定めるとこによる ものとする。	20	二 条例附則第十七項の <u>軽費老人ホームA型</u> の運営 に關し必要な基準は、次項に定めるとこによる ものとする。
21	二 条例附則第十九項の <u>軽費老人ホームA型</u> の運営 に關し必要な基準は、次項に定めるとこによる ものとする。	21	二 条例附則第十七項の <u>軽費老人ホームA型</u> の運営 に關し必要な基準は、次項に定めるとこによる ものとする。
22	二 条例附則第二項、第五条から第七条まで、第九条、 第十一条から第十三条まで及び第十五条から第二 十三条までの規定は、 <u>軽費老人ホームA型</u> について 準用する。この場合において、これらの規定中 「条例」とあるのは「条例附則第十七項において 準用する条例」と、第九条中「第十五条から第二 十三条まで」とあるのは「附則第二十二項において 準用する第十五条から第二十三条まで」と読み 替えるものとする。	22	二 条例附則第二項、第五条から第七条まで、第九条、 第十一条から第十三条まで及び第十五条から第二 十三条までの規定は、 <u>軽費老人ホームA型</u> について 準用する。この場合において、これらの規定中 「条例」とあるのは「条例附則第十六項において 準用する条例」と、第九条中「第十五条から第二 十三条まで」とあるのは「附則第二十二項において 準用する第十五条から第二十三条まで」と読み 替えるものとする。
23	二 (<u>軽費老人ホームB型の特例</u>)	23	二 (<u>軽費老人ホームB型の特例</u>)
	条例附則第一十六項の設備に關し必要な基準		条例附則第十四項の設備に關し必要な基準

24	は、次のとおりとする。	24	は、次のとおりとする。
25	一 一 一 三 (略)	25	一 一 一 三 (略)
26	は、次の各号に掲げる職員の員数は、次に掲げるとおりとする。	26	は、次の各号に掲げる職員の員数は、次に掲げるとおりとする。
27	一 一 一 三 (略)	27	一 一 一 三 (略)
28	条例附則第二十九項の規則で定める費用は、次に掲げるとおりとする。	28	条例附則第二十七項の規則で定める費用は、次に掲げるとおりとする。
29	条例附則第三十四項の軽費老人ホームB型の運営に關し必要な基準は、次項に定めるところによるものとする。	29	条例附則第三十一項の軽費老人ホームB型の運営に關し必要な基準は、次項に定めるところによるものとする。
第三条第一項、第五条から第七条まで、第九条、第十一条から第十二条まで、第十五条及び第十七条から第二十三条までの規定は、軽費老人ホームB型について準用する。この場合において、これらの規定中「条例」とあるのは「条例附則第三十 三項において準用する条例」と、第九条中「第十五 条から第二十三条まで」とあるのは「附則第二 十九項において準用する第十五条及び第十七条か ら第二十三条まで」と読み替えるものとする。	第三条第一項、第五条から第七条まで、第九条、第十一条から第十二条まで、第十五条及び第十七条から第二十三条までの規定は、軽費老人ホームB型について準用する。この場合において、これらの規定中「条例」とあるのは「条例附則第三十 一項において準用する条例」と、第九条中「第十五 条から第二十三条まで」とあるのは「附則第二 十九項において準用する第十五条及び第十七条か ら第二十三条まで」と読み替えるものとする。		

(三)重県養護老人ホームの設備及び運営に關する基準を定める条例施行規則の一部改正

第二条 三重県養護老人ホームの設備及び運営に關する基準を定める条例施行規則(平成二十五年三重県規則第
五十七号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(施設の運営についての重要事項)	(施設の運営についての重要事項)
第五条 条例第八条の規則で定める施設の運営についての重要事項は、次に掲げるとおりとする。	第五条 条例第八条の規則で定める施設の運営についての重要事項は、次に掲げるとおりとする。
一 一 一 六 (略)	一 一 一 六 (略)
七 虐待の防止のための措置に関する事項	七 (衛生管理等)
八 (略)	八 (衛生管理等)
第九条 条例第十七条第一項の規則で定める措置は、次に掲げるとおりとする。	第九条 条例第十七条第一項の規則で定める措置は、次に掲げるとおりとする。
一 当該養護老人ホームにおける感染症及び食中毒の発生の予防及びまん延の防止に係る対策を検討するための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね三月に一回以上開催するとともに、その結果について、支援員その他の職員に周知徹底を図ること。	一 当該養護老人ホームにおける感染症及び食中毒の発生の予防及びまん延の防止に係る対策を検討するための委員会をおおむね三月に一回以上開催するとともに、その結果について、支援員その他の職員に周知徹底を図ること。
二 当該養護老人ホームにおける感染症及び食中毒の発生の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。	二 当該養護老人ホームにおける感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
三 当該養護老人ホームにおいて、支援員その他の職員に対し、感染症及び食中毒の発生の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の発生の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施すること。	三 当該養護老人ホームにおいて、支援員その他の職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的に実施すること。

		的に実施すること。
四 (略)		（事故の発生又は再発防止のための措置）
第十一条 条例第二十一条第一項の規則で定める措置は、次に掲げるとおりとする。		第十一条 条例第二十一条第一項の規則で定める措置は、次に掲げるとおりとする。
一・二 (略)		一・二 (略)
三 事故発生の防止に係る対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催すること。		三 事故発生の防止に係る対策を検討する委員会を定期的に開催すること。
四 (略)		四 (略)
五 前各号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。		（その他運営に関する基準）
（その他運営に関する基準）		（その他運営に関する基準）
第十一條 条例第二十二条の養護老人ホームの運営に関し必要な基準は、次条から第十七条までに定めるところによるものとする。		第十一條 条例第二十二条の養護老人ホームの運営に関し必要な基準は、次条から第十七条までに定めるところによるものとする。
（勤務体制の確保等）		（勤務体制の確保等）
第十五条 (略)		第十五条 (略)
3 2 (略)		3 2 (略)
3 養護老人ホームの設置者は、職員の資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。その際、当該養護老人ホームの設置者は、全ての職員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第八条第一項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。		養護老人ホームの設置者は、職員の資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。
4 養護老人ホームの設置者は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。		

（二）重県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部改正

第三条 二重県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成二十五年二重県規則第五十八号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（職員の基準）	（職員の基準）
第四条 (略)	第四条 (略)
2 6 (略)	2 6 (略)
	7 条例第五条第三項の規則で定める職員は、特別養護老人ホーム（ユニット型特別養護老人ホームを除く。以下この項において同じ。）にユニット型特別養護老人ホームを併設する場合の特別養護老人ホーム及びユニット型特別養護老人ホームの介護職員及び看護職員（第一十七条第一項（第二

		十八条において準用する場合を含む。)の規定に基づき配置される看護職員に限る。以下この項において同じ。)、特別養護老人ホームにユニット型地域密着型特別養護老人ホーム及びユニット型地域密着型特別養護老人ホームの介護職員及び看護職員、地域密着型特別養護老人ホーム(ユニット型地域密着型特別養護老人ホームを除く。以下この項において同じ。)にユニット型特別養護老人ホーム及びユニット型特別養護老人ホームの介護職員及び看護職員又は地域密着型特別養護老人ホームにユニット型地域密着型特別養護老人ホームを併設する場合の地域密着型特別養護老人ホーム及びユニット型地域密着型特別養護老人ホームの介護職員及び看護職員とする。
		(施設の運営についての重要事項)
第五条	条例第七条の規則で定める施設の運営についての重要な事項は、次に掲げるとおりとする。	
一 一・六 (略)		
二 七	虐待の防止のための措置に関する事項	
三 八 (略)		
四 九 (略)	(衛生管理等)	
第五条	条例第十六条第一項の規則で定める措置は、次に掲げるとおりとする。	
一	当該特別養護老人ホームにおける感染症及び食中毒の発生の予防及び蔓延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の職員に周知徹底を図ること。	
二	当該特別養護老人ホームにおける感染症及び食中毒の発生の予防及び蔓延の防止のための指針を整備すること。	
三	当該特別養護老人ホームにおいて、介護職員その他の職員に対し、感染症及び食中毒の発生の予防及び蔓延の防止のための研修並びに感染症の発生の予防及び蔓延の防止のための訓練を定期的に実施すること。	
四	(略)	
	(事故の発生又は再発防止のための措置)	
第五条	条例第十九条第一項の規則で定める措置は、次に掲げるとおりとする。	
一 一・二 (略)		
二	事故発生の防止に係る対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催すること。	
三	前各号に掲げる措置を適切に実施するための	
第五条	条例第十九条第一項の規則で定める措置は、次に掲げるとおりとする。	
一 一・二 (略)		
二	事故発生の防止に係る対策を検討する委員会を定期的に開催すること。	
三	(略)	

3 2 第十八条 (略)	3 特別養護老人ホームの設置者は、職員の資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。その際、当該特別養護老人ホームの設置者は、全ての職員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法（平成九年法律第二百二十二号）第八条第一項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならぬ。	4 特別養護老人ホームの設置者は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる一般的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならぬ。	（設備の基準）
第二十一条 条例第二十三条第三項の設備に関し必要な基準は、次のとおりとする。	第二十一条 条例第二十三条第三項の設備に関し必要な基準は、次のとおりとする。	第二十一条 条例第二十三条第三項の設備に関し必要な基準は、次のとおりとする。	（設備の基準）
一 ユニットは、次のイからニまでに掲げるユニットに設けるべき設備の区分に応じ、それぞれイからニまでに定める基準を満たすこと。	一 ユニットは、次のイからニまでに掲げるユニットに設けるべき設備の区分に応じ、それぞれイからニまでに定める基準を満たすこと。	一 ユニットは、次のイからニまでに掲げるユニットに設けるべき設備の区分に応じ、それぞれイからニまでに定める基準を満たすこと。	イ 居室 次に掲げる基準を満たすこと。
(1) いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一體的に設けること。ただし、一のユニットの入居定員は、原則としておおむね十人以下とし、十五人を超えないものとする。	(1) いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一體的に設けること。ただし、一のユニットの入居定員は、おおむね十人以下としなければならない。	(1) いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一體的に設けること。ただし、一のユニットの入居定員は、おおむね十人以下としなければならない。	(1) いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一體的に設けること。ただし、一のユニットの入居定員は、おおむね十人以下としなければならない。
(2) (3) (略)	(2) (3) (略)	(2) (3) (略)	(2) (3) (略)
二 ロ (4) (5) (8) (9) (略)	二 ロ (4) (5) (8) (9) (略)	二 ロ (4) (5) (8) (9) (略)	二 ロ (4) (5) (8) (9) (略)
二一 ヨ二 (略)	二一 ヨ二 (略)	二一 ヨ二 (略)	二一 ヨ二 (略)
二一 ヨ十 (略)	二一 ヨ十 (略)	二一 ヨ十 (略)	二一 ヨ十 (略)
(施設の運営についての重要事項)	(施設の運営についての重要事項)	(施設の運営についての重要事項)	(施設の運営についての重要事項)
第二十二条 条例第二十四条の規則で定める施設の運営についての重要事項は、次に掲げるところとする。	第二十二条 条例第二十四条の規則で定める施設の運営についての重要事項は、次に掲げるところとする。	第二十二条 条例第二十四条の規則で定める施設の運営についての重要事項は、次に掲げるところとする。	第二十二条 条例第二十四条の規則で定める施設の運営についての重要事項は、次に掲げるところとする。
二一 ヨ八 (略)	二一 ヨ八 (略)	二一 ヨ八 (略)	二一 ヨ八 (略)
二九 虐待の防止のための措置に関する事項	二九 虐待の防止のための措置に関する事項	二九 虐待の防止のための措置に関する事項	二九 虐待の防止のための措置に関する事項
(勤務体制の確保等)	(勤務体制の確保等)	(勤務体制の確保等)	(勤務体制の確保等)
第二十七条 (略)	(略)	(略)	(略)

4 2	3 (略)	4 2	3 (略)
4	ユニット型特別養護老人ホームの設置者は、職員の資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。その際、当該ユニット型特別養護老人ホームの設置者は、全ての職員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講せらるるために必要な措置を講じなければならない。	4	ユニット型特別養護老人ホームの設置者は、職員の資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。
5	ユニット型特別養護老人ホームの設置者は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されるなどを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。		
	（準用）		（準用）
第二十八条 第二条第一項及び第二項、第六条から第九条まで、第十二条、第十四条、第十六条、第十七条、第十九条並びに第二十条の規定は、ユニット型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において、これらの規定（第六条第三号の規定を除く。）中「条例」とあるのは「条例第二十一条において準用する条例」と、第六条第三号中「第十二条第五項」とあるのは「第二十五条第七項」と、第七条中「第十二条から第二十条まで」とあるのは「第二十二条から第二十七条まで並びに第二十八条において準用する第十二条、第十四条、第十六条、第十七条、第十九条及び第二十条」と読み替えるものとする。	第二十八条 第二条第一項及び第二項、第四条第七項、第六条から第九条まで、第十二条、第十四条、第十六条、第十七条、第十九条並びに第二十条の規定は、ユニット型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において、これらの規定（第六条第三号の規定を除く。）中「条例」とあるのは「条例第二十七条において準用する条例」と、第六条第三号中「第十二条第五項」とあるのは「第二十五条第七項」と、第七条中「第十二条から第二十条まで」とあるのは「第二十二条から第二十七条まで並びに第二十八条において準用する第十二条、第十四条、第十六条、第十七条、第十九条及び第二十条」と読み替えるものとする。		
	（地域との連携等）		（地域との連携等）
第三十三条 地域密着型特別養護老人ホームの設置者は、その運営に当たっては、入所者、入所者の家族、地域住民の代表者、当該地域密着型特別養護老人ホームが所在する市町の職員又は当該地域密着型特別養護老人ホームが所在する区域を管轄する介護保険法第百十五条の四十六第一項に規定する地域包括支援センターの職員、地域密着型特別養護老人ホームについて知見を有する者等により構成される協議会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、入所者又は当該入所者の家族（以下この項において「入所者等」という。）が参加する場合にあつては、テレビ電話装置等の活用について当該入所者等の同意を得なければならない。）（以下「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね二月に一回以上、運営推進会議に対し活動以上、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聞く機会を設置	第三十三条 地域密着型特別養護老人ホームの設置者は、その運営に当たっては、入所者、入所者の家族、地域住民の代表者、当該地域密着型特別養護老人ホームが所在する市町の職員又は当該地域密着型特別養護老人ホームが所在する区域を管轄する介護保険法（平成九年法律第百一十三号）第百十五条の四十六第一項に規定する地域包括支援センターの職員、地域密着型特別養護老人ホームについて知見を有する者等により構成される協議会（以下「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね二月に一回以上、運営推進会議に対し活動状況の報告をし、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聞く機会を設けなければならない。		

<p>病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホーム（老人福祉法第二十条の六に規定する軽費老人ホームをいう。以下同じ。）その他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。」し、特別養護老人ホームを開設しようとする場合において、当該転換に係る食堂及び機能訓練室については、第三条第三項第九号イ及び第二十九条第九号イの規定にかかわらず、食堂は、一平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上を有し、機能訓練室は、四十平方メートル以上の面積を有しなければならない。ただし、食事の提供及び機能訓練を行いう場合において、当該食事の提供及び機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができる。</p>	<p>精神病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホーム（老人福祉法第二十条の六に規定する軽費老人ホームをいう。以下同じ。）その他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるとための施設の用に供することをいう。」し、特別養護老人ホームを開設しようとする場合において、当該転換に係る食堂及び機能訓練室については、第三条第三項第九号イ及び第二十九条第九号イの規定にかかわらず、食堂は、一平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上を有し、機能訓練室は、四十平方メートル以上の面積を有しなければならない。ただし、食事の提供及び機能訓練を行いう場合において、当該食事の提供及び機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができる。</p>
<p>15 一般病床又は療養病床を有する診療所の一般病床又は療養病床を令和六年三月三十一日までの間に転換（当該診療所の一般病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。」し、特別養護老人ホームを開設しようとする場合において、当該転換に係る食堂及び機能訓練室については、第三条第三項第九号イ及び第二十九条第九号イの規定にかかわらず、次の各号に掲げる基準のいずれかに適合するものとする。</p>	<p>15 一般病床又は療養病床を有する診療所の一般病床又は療養病床を平成三十六年三月三十一日までの間に転換（当該診療所の一般病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。」し、特別養護老人ホームを開設しようとする場合において、当該転換に係る食堂及び機能訓練室については、第三条第三項第九号イ及び第二十九条第九号イの規定にかかわらず、次の各号に掲げる基準のいずれかに適合するものとする。</p>
<p>16 一般病床、精神病床若しくは療養病床を有する病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の一般病床若しくは療養病床を令和六年三月三十一日までの間に転換（当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院又は診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。」し、特別養護老人ホームを開設しようとする場合において、第三条第三項第十一号、第二十一条第六号、第二十九条第十一号及び第三十五条第六号の規定にかかわらず、当該転換に係る廊下の幅については、一・二メートル以上（中廊下にあつては、一・六メートル以上）とする。</p>	<p>16 一般病床、精神病床若しくは療養病床を有する病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の一般病床若しくは療養病床を平成三十六年三月三十一日までの間に転換（当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院又は診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。」し、特別養護老人ホームを開設しようとする場合において、第三条第三項第十一号、第二十一条第六号、第二十九条第十一号及び第三十五条第六号の規定にかかわらず、当該転換に係る廊下の幅については、一・二メートル以上（中廊下にあつては、一・六メートル以上）とする。</p>

（三）重慶指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部改正
第四条 三重慶指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成二十五年三重慶規則第五十九号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
目 次	目 次	目 次	目 次
第一章～第十三章 (略)	第一章～第十三章 (略)	第一章～第十三章 (略)	第一章～第十三章 (略)
第十四章 雜則(第百八十条)			
附 則	附 則	附 則	附 則
（事業の運営についての重要事項）	（事業の運営についての重要事項）	（事業の運営についての重要事項）	（事業の運営についての重要事項）
第七条 条例第十八条の規則で定める事業の運営についての重要事項は、次に掲げるとおりとする。	第七条 条例第十八条の規則で定める事業の運営についての重要事項は、次に掲げるとおりとする。	第七条 条例第十八条の規則で定める事業の運営についての重要事項は、次に掲げるとおりとする。	第七条 条例第十八条の規則で定める事業の運営についての重要事項は、次に掲げるとおりとする。
一～六 (略)	一～六 (略)	一～六 (略)	一～六 (略)
七 虐待の防止のための措置に関する事項			
八 (略)			
（衛生管理等）			
第七条の二 条例第二十条第三項の規則で定める措置は、次に掲げるとおりとする。			
一 当該指定訪問介護事業所における感染症の発生の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね六月に一回以上開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図ること。			
二 当該指定訪問介護事業所における感染症の発生の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。			
三 当該指定訪問介護事業所において、訪問介護員等に対し、感染症の発生の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。			
（介護等の総合的な提供）	（介護等の総合的な提供）	（介護等の総合的な提供）	（介護等の総合的な提供）
第二十一条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の事業の運営に当たっては、入浴、排せつ、食事等の介護又は調理、洗濯、掃除等の家事を特定の援助に偏ることなく常に総合的に提供しなければならない。	第二十一条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の事業の運営に当たっては、入浴、排せつ、食事等の介護又は調理、洗濯、掃除等の家事を特定の援助に偏ることなく常に総合的に提供しなければならない。	第二十一条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の事業の運営に当たっては、入浴、排せつ、食事等の介護又は調理、洗濯、掃除等の家事を特定の援助に偏することなく常に総合的に提供しなければならない。	第二十一条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の事業の運営に当たっては、入浴、排せつ、食事等の介護又は調理、洗濯、掃除等の家事を特定の援助に偏することなく常に総合的に提供しなければならない。
（勤務体制の確保等）			
第二十二条 (略)	第二十二条 (略)	第二十二条 (略)	第二十二条 (略)
2 2・3 (略)	2 2・3 (略)	2 2・3 (略)	2 2・3 (略)
4 指定訪問介護事業者は、適切な指定訪問介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問介護員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。			
（掲示）	（掲示）	（掲示）	（掲示）
第二十三条 (略)	第二十三条 (略)	第二十三条 (略)	第二十三条 (略)
2 指定訪問介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定訪問介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。			

2	第二十五条 (略)	第二十五条 (略)	
2	指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定訪問介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定訪問介護の提供を行うよう努めなければならない。 (事業の運営についての重要事項)	指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業の運営についての重要事項は、次に掲げるとおりとする。 一七 (略)	(事業の運営についての重要事項)
第三十三条	条例第四十一条の規則で定める事業の運営についての重要事項は、次に掲げるとおりとする。	第三十三条	条例第四十一条の規則で定める事業の運営についての重要事項は、次に掲げるとおりとする。
2	八 虐待の防止のための措置に関する事項	八 (略)	
九 (略)			
	(勤務体制の確保等)		
第三十三条の二	指定訪問入浴介護事業者は、利用者に対し適切な指定訪問入浴介護を提供できるよう、指定訪問入浴介護事業所ごとに、訪問入浴介護従業者の勤務の体制を定めておかなければならぬ。	第三十三条の二	指定訪問入浴介護事業者は、指定訪問入浴介護事業所ごとに、当該指定訪問入浴介護事業所の訪問入浴介護従業者によって指定訪問入浴介護を提供しなければならない。
2	指定訪問入浴介護事業者は、指定訪問入浴介護事業所ごとに、当該指定訪問入浴介護事業所の訪問入浴介護従業者によって指定訪問入浴介護を提供しなければならない。	2	指定訪問入浴介護事業者は、訪問入浴介護従業者の資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。その際、当該指定訪問入浴介護事業者は、全ての訪問入浴介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第一項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。
3	指定訪問入浴介護事業者は、適切な指定訪問入浴介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問入浴介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。	3	（準用）
4	（準用）	第三十六条 第四条、第七条の一、第十条から第二十一条まで及び第二十二条から第二十六条までの規定は、指定訪問入浴介護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「訪問入浴介護従業者」と、第四条第一項中「条例」とあるのは「条例第四十四条において準用する条例」と、第二十三条第一項中「第十八条」とあるのは「第四十二条」と読み替えるものとする。	第三十六条 第四条、第十条から第二十一条まで及び第二十二条から第二十六条までの規定は、指定訪問入浴介護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「訪問入浴介護従業者」と、第四条第一項中「条例」とあるのは「条例第四十四条において準用する条例」と、第二十三条第一項中「第十八条」とあるのは「第四十二条」と読み替えるものとする。

<p>第三十九条 第四条、第七条の二、第十条から第十四条まで、第十五条から第十六条まで、第十七条から第二十条まで、第二十一条から第二十六条まで及び第二十二条から第三十一条までの規定は、基準該当訪問入浴介護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「訪問入浴介護従業者」と、第四条第一項中「条例」とあるのは「条例第四十九条において準用する条例」と、第十九条第一項中「内容、当該指定訪問介護について法第四十一条第六項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「内容」と、第二十条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当訪問入浴介護」と、第二十二条第一項中「第十八条」とあるのは「第四十九条において準用する条例第四十二条」と読み替えるものとする。</p>	<p>第三十九条 第四条、第十条から第十四条まで、第十五条から第二十条まで、第二十一条から第二十六条まで及び第二十二条から第三十一条までの規定は、基準該当訪問入浴介護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「訪問入浴介護従業者」と、第四条第一項中「条例」とあるのは「条例第四十九条において準用する条例」と、第十九条第一項中「内容、当該指定訪問介護について法第四十一条第六項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「内容」と、第二十条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当訪問入浴介護」と、第二十二条第一項中「第十八条」とあるのは「第四十九条において準用する条例第四十二条」と読み替えるものとする。</p>
<p>（事業の運営についての重要事項）</p> <p>第四十二条 条例第六十二条の規則で定める事業の運営についての重要な事項は、次に掲げるとおりとする。</p>	<p>（事業の運営についての重要事項）</p> <p>第四十二条 条例第六十二条の規則で定める事業の運営についての重要な事項は、次に掲げるとおりとする。</p>
<p>一〇六 (略)</p> <p>一七 横線</p> <p>八 (略)</p>	<p>一〇六 (略)</p> <p>七 (略)</p>
<p>（準用）</p> <p>第四十七条 第四条、第七条の二、第十二条から第十三条まで、第十五条から第二十条まで及び第二十二条から第二十六条までの規定は、指定訪問看護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「看護師等」と、第四条第一項中「条例」とあるのは「条例第六十四条において準用する条例」と、第十三条中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴」と、第二十二条第一項中「第十八条」とあるのは「第六十二条」と読み替えるものとする。</p>	<p>（準用）</p> <p>第四十七条 第四条、第十二条から第十三条まで、第十五条から第二十条まで及び第二十二条から第二十六条までの規定は、指定訪問看護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「看護師等」と、第四条第一項中「条例」とあるのは「条例第六十四条において準用する条例」と、第十三条中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴」と、第二十二条第一項中「第十八条」とあるのは「第六十二条」と読み替えるものとする。</p>
<p>（事業の運営についての重要事項）</p> <p>第四十九条 条例第七十三条の規則で定める事業の運営についての重要な事項は、次に掲げるとおりとする。</p>	<p>（事業の運営についての重要事項）</p> <p>第四十九条 条例第七十三条の規則で定める事業の運営についての重要な事項は、次に掲げるとおりとする。</p>
<p>一〇五 (略)</p> <p>一六 横線</p> <p>七 (略)</p>	<p>一〇五 (略)</p> <p>六 (略)</p>
<p>（準用）</p> <p>第五十二条 第四条、第七条の二、第十条から第十三条まで、第十五条から第二十条まで、第二十二条、第二十三条、第二十五条、第二十六条及び第四十六条の規定は、指定訪問リハビリテーションの事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「理学療法士等」と、</p>	<p>（準用）</p> <p>第五十二条 第四条、第十条から第十三条まで、第十五条から第二十条まで、第二十二条、第二十三条、第二十五条、第二十六条及び第四十六条の規定は、指定訪問リハビリテーションの事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「理学療法士等」と、</p>

<p>療法士等」と、第四条第一項中「条例」とあるのは「条例第七十五条において準用する条例」と、第十三条中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴」と、第一二二条第一項中「第十八条」とあるのは「第七十三条」と読み替えるものとする。</p> <p>(情報提供又は助言の方法)</p>	<p>第四条第一項中「条例」とあるのは「条例第七十五条において準用する条例」と、第十三条中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴」と、第一二二条中「第十八条」とあるのは「第七十三条」と読み替えるものとする。</p> <p>(情報提供又は助言の方法)</p>
<p>第五十五条 条例第八十二条第六項及び同条第十三条の規則で定める方法は、サービス担当者会議の参加による方法とする。ただし、当該方法によることが困難な場合については、居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者又は居宅サービス事業者に対して、原則として、情報提供又は助言の内容を記載した文書を交付して行わなければならない。</p> <p>(事業の運営についての重要事項)</p>	<p>第五十五条 条例第八十二条第六項の規則で定める方法は、サービス担当者会議の参加による方法とする。ただし、当該方法によることが困難な場合については、居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対して、原則として、情報提供又は助言の内容を記載した文書を交付して行わなければならない。</p> <p>(事業の運営についての重要事項)</p>
<p>第五十六条 条例第八十三条の規則で定める事業の運営についての重要事項は、次に掲げるとおりとする。</p>	<p>第五十六条 条例第八十三条の規則で定める事業の運営についての重要事項は、次に掲げるとおりとする。</p>
<p>一 一五 (略)</p> <p>六 虐待の防止のための措置に関する事項</p> <p>七 (略)</p> <p>(準用)</p>	<p>一 一五 (略)</p> <p>六 (略)</p> <p>(準用)</p>
<p>第五十九条 第四条、第七条の一、第十条から第十三条まで、第十六条、第十八条から第二十条まで、第二十二条、第二十三条、第二十五条、第二十六条及び第四十六条の規定は、指定居宅療養管理指導の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「居宅療養管理指導従業者」と、第四条第一項中「条例」とあるのは「条例第八十五条において準用する条例」と、第十二条中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴、服薬歴」と、第十八条中「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第二十三条第一項中「第十八条」とあるのは「第八十三条」と読み替えるものとする。</p> <p>(事業の運営についての重要事項)</p>	<p>第五十九条 第四条、第十条から第十三条まで、第十六条、第十八条から第二十条まで、第二十二条、第二十三条、第二十五条、第二十六条及び第四十六条の規定は、指定居宅療養管理指導の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「居宅療養管理指導従業者」と、第四条第一項中「条例」とあるのは「条例第八十五条において準用する条例」と、第十二条中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴、服薬歴」と、第十八条中「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第二十三条第一項中「第十八条」とあるのは「第八十三条」と読み替えるものとする。</p> <p>(事業の運営についての重要事項)</p>
<p>第六十三条 条例第九十五条の規則で定める事業の運営についての重要事項は、次に掲げるとおりとする。</p>	<p>第六十三条 条例第九十五条の規則で定める事業の運営についての重要事項は、次に掲げるとおりとする。</p>
<p>一 一九 (略)</p> <p>十 虐待の防止のための措置に関する事項</p> <p>十一 (略)</p> <p>(衛生管理等)</p>	<p>一 一九 (略)</p>
<p>第六十三条の一 条例第九十八条第二項の規則で定める措置は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一 当該指定通所介護事業所における感染症の発生の予防及び蔓延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね六月に一回以上開催するとともに、その結果について、通所介護従業者に周知徹底を図ること。</p>	

		二 当該指定通所介護事業所における感染症の発生の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。	
		三 当該指定通所介護事業所において、通所介護従業者に対し、感染症の発生の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。	
(地域との連携等)			
第六十三条の三		指定通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力をを行う等の地域との交流に努めなければならない。	
2		指定通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定通所介護に関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。	
3		指定通所介護事業者は、指定通所介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定通所介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定通所介護の提供を行うよう努めなければならない。	
(勤務体制の確保等)			
第六十六条	(略)		第六十六条 (略)
2	(略)		(略)
3		指定通所介護事業者は、通所介護従業者の資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。その際、当該指定通所介護事業者は、全ての通所介護従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員)法第八条第一項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。	指定通所介護事業者は、通所介護従業者の資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。
4		指定通所介護事業者は、適切な指定通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。	
(準用)			
第六十八条	第四条、第十条から第十七条まで、第十九条、第二十条、第二十三条から第二十六条まで、第六十二条から第六十四条まで及び第六十六条の規定は、共生型通所介護の事業について準用する。第二十三条第一項中「訪問介護員等」とあるのは「共生型通所介護従業者」と、第六十三条の二並びに第六十六条第三項及び第四項中「通所介護従業者」とあるのは「共生型通所介護従業者」とある。	第六十八条 第四条、第十条から第十七条まで、第十九条、第二十条、第二十三条から第二十六条まで、第六十二条から第六十四条まで及び第六十六条の規定は、共生型通所介護の事業について準用する。第二十三条中「訪問介護員等」とあるのは「共生型通所介護従業者」と、第六十六条第三項中「通所介護従業者」とあるのは「共生型通所介護従業者」と読み替えるものとする。	

と読み替えるものとする。

(準用)

第八十一条 第四条、第十条から第十四条まで、第十六条、第十七条、第十九条、第二十条、第二十一条から第二十六条まで、第六十二条から第六十四条まで及び第六十六条の規定は、基準該当通所介護の事業について準用する。この場合において、これらの規定(第二十三条第一項及び第六十四条の規定を除く。)中「条例」とあるのは「条例第一百二十二条において準用する条例」と、第十九条第一項中「内容、当該指定訪問介護について法第四十一条第六項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「内容」と、第二十条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当通所介護」と、第二十三条第一項中「条例」とあるのは「条例第一百二十二条において準用する条例」と、「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と、第六十四条中「条例第九十九条」とあるのは「条例第一百二十二条において準用する条例第九十九条」と、「第六十七条」とあるのは「第八十一条」と、「第一百条」とあるのは「第一百二十二条」と読み替えるものとする。

(事業の運営についての重要事項)

第八十四条 条例第一百三十条の規則で定める事業の運営についての重要事項は、次に掲げるとおりとする。

一 一) 八 (略)

九 虐待の防止のための措置に関する事項

十 (略)

(衛生管理等)

第八十四条の二 条例第一百三十二条第二項の規則で定める措置は、次に掲げるとおりとする。

一 当該指定通所リハビリテーション事業所における感染症の発生の予防及び蔓延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね六月に一回以上開催するとともに、その結果について、通所リハビリテーション従業者に周知徹底を図ること。

二 当該指定通所リハビリテーション事業所における感染症の発生の予防及び蔓延の防止のための指針を整備すること。

三 当該指定通所リハビリテーション事業所において、通所リハビリテーション従業者に対し、感染症の発生の予防及び蔓延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。

(準用)

第八十七条 第四条、第十条から第十三条まで、第十五条から第十七条まで、第十九条、第二十条、

(準用)

第八十七条 第四条、第十条から第十四条まで、第十六条、第十七条、第十九条、第二十条、第二十一条から第二十六条まで、第六十二条から第六十四条まで及び第六十六条の規定は、基準該当通所介護の事業について準用する。この場合において、これらの規定(第二十三条及び第六十四条の規定を除く。)中「条例」とあるのは「条例第一百二十二条において準用する条例」と、第十九条第一項中「内容、当該指定訪問介護について法第四十一条第六項の規定により利用者に代わって支払を受け居宅介護サービス費の額」とあるのは「内容」と、第二十条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当通所介護」と、第二十三条中「条例」とあるのは「条例第一百二十二条において準用する条例」と、「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と、第六十四条中「条例第九十九条」とあるのは「条例第一百二十二条において準用する条例第九十九条」と、「第六十七条」とあるのは「第八十一条」と、「第一百条」とあるのは「第一百二十二条」と読み替えるものとする。

(事業の運営についての重要事項)

第八十四条 条例第一百三十条の規則で定める事業の運営についての重要事項は、次に掲げるとおりとする。

一) 八 (略)

九 (略)

(準用)

第八十七条 第四条、第十条から第十三条まで、第十五条から第十七条まで、第十九条、第二十条、

<p>第二十三条、第二十五条、第二十六条、第四十六条、第六十二条及び第六十六条の規定は、指定通所リハビリテーションの事業について準用する。この場合において、第四条第一項中「条例」とあるのは「条例第百三十三条において準用する条例」と、第十三条中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴」と、第二十三条第一項中「訪問介護員等」とあるのは「通所リハビリテーション従業者」と、「条例」とあるのは「条例第百三十三条において準用する条例」と、第六十二条第一項中「条例」とあるのは「条例第百三十三条において準用する条例」と、第六十六条第三項及び第四項中「通所介護従業者」とあるのは「通所リハビリテーション従業者」と読み替えるものとする。</p>	<p>第二十三条、第二十五条、第二十六条、第四十六条、第六十二条及び第六十六条の規定は、指定通所リハビリテーションの事業について準用する。この場合において、第四条第一項中「条例」とあるのは「条例第百三十三条において準用する条例」と、第十三条中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴」と、第二十三条第一項中「訪問介護員等」とあるのは「通所リハビリテーション従業者」と、「条例」とあるのは「条例第百三十三条において準用する条例」と、第六十二条第一項中「条例」とあるのは「条例第百三十三条において準用する条例」と、第六十六条第三項及び第四項中「通所介護従業者」とあるのは「通所リハビリテーション従業者」と読み替えるものとする。</p>
<p>（従業者の基準）</p>	<p>（従業者の基準）</p>
<p>第八十八条 短期入所生活介護従業者（条例第百三十六条第一項の短期入所生活介護従業者をいう。以下この節において同じ。）の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。</p>	<p>第八十八条 短期入所生活介護従業者（条例第百三十六条第一項の短期入所生活介護従業者をいう。以下この節において同じ。）の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。</p>
<p>1 一 医師 一以上 2 二・三 （略） 3 四 栄養士 一以上 4 五 機能訓練指導員 一以上 5 六 （略） 6 七 （略）</p>	<p>1 一 医師 一以上 2 二・三 （略） 3 四 栄養士 一人以上 4 五 機能訓練指導員 一人以上 5 六 （略） 6 七 （略）</p>
<p>4 併設事業所及び介護医療院併設事業所（介護医療院に併設される指定短期入所生活介護事業所であつて、当該介護医療院と一体的に運営が行われるもの）をいう。次項、第六項、次条及び第八十九条第四項において同じ。）については、老人福祉法、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）又は法に規定する特別養護老人ホーム等（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十七号）第百二十二条第四項に規定する特別養護老人ホーム等（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十七号）第百二十二条第四項に規定する特別養護老人ホーム等をいう。）として必要とされる数の従業者に加えて、第一項各号に掲げる短期入所生活介護従業者を確保するものとする。</p>	<p>4 併設事業所及び介護医療院併設事業所（介護医療院に併設される指定短期入所生活介護事業所であつて、当該介護医療院と一体的に運営が行われるもの）をいう。次項、第六項、次条及び第八十九条第四項において同じ。）については、老人福祉法、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）又は法に規定する特別養護老人ホーム等（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十七号）第百二十二条第四項に規定する特別養護老人ホーム等をいう。）として必要とされる数の従業者に加えて、第一項各号に掲げる短期入所生活介護従業者を確保するものとする。</p>
<p>5 第一項第二号の生活相談員のうち一人以上は、常勤でなければならない。また、同項第三号の介護職員又は看護職員のうち一人以上は、常勤でなければならない。ただし、利用定員（条例第百三十六条第一項の利用定員をいう。以下この節において同じ。）が二十人未満である併設事業所又は介護医療院併設事業所の場合にあつては、生活相談員、介護職員及び看護職員のいずれも常勤で配置しないことができる。</p>	<p>5 第一項第二号の生活相談員並びに同項第三号の介護職員及び看護職員のそれぞれのうち一人は、常勤でなければならない。ただし、利用定員（条例第百三十六条第一項の利用定員をいう。以下この節において同じ。）が二十人未満である併設事業所又は介護医療院併設事業所の場合にあつては、この限りでない。</p>
<p>6 指定短期入所生活介護事業者は、第一項第二号の規定により看護職員を配置しなかつた場合であ</p>	<p>6 指定短期入所生活介護事業者は、第一項第二号の規定により看護職員を配置しなかつた場合であ</p>

7 つても、利用者の状態像に応じて必要がある場合には、病院、診療所又は指定訪問看護ステーション（併設事業所又は介護医療院併設事業所にあっては、当該併設事業所又は介護医療院併設事業所を併設する特別養護老人ホーム等を含む。）との密接な連携により看護職員を確保するものとする。	（略） （事業の運営についての重要事項）	第九十一条 条例第百四十七条の規則で定める事業の運営についての重要事項は、次に掲げるとおりとする。 一 一八 （略） 九 傷待の防止のための措置に関する事項 十 （略） （準用）	（略） （事業の運営についての重要事項） 第九十一条 条例第百四十七条の規則で定める事業の運営についての重要事項は、次に掲げるとおりとする。 一 一八 （略） 九 （略） （準用）
第一百一条 第四条、第十条から第十三条まで、第十五条、第十六条、第十九条、第二十条、第二十三条から第二十六条まで（第二十五条第一項を除く。）、第六十三条の一及び第六十六条の規定は、指定短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第四条第一項中「条例」とあるのは「条例第百四十条第二項において準用する条例」と、第二十二条第一項中「第十八条」とあるのは「第一百四十七条」と、「訪問介護員等」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と、第六十三条の一並びに第六十六条第三項及び第四項中「通所介護従業者」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と読み替えるものとする。	第一百一条 第四条、第十条から第十三条まで、第十五条、第十六条、第十九条、第二十条、第二十三条から第二十六条まで及び第六十六条の規定は、指定短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第四条第一項中「条例」とあるのは「条例第百四十条第二項において準用する条例」と、第二十二条第一項中「第十八条」とあるのは「第一百四十七条」と、「訪問介護員等」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と、第六十六条第三項中「通所介護従業者」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と読み替えるものとする。	（設備の基準）	（設備の基準）
第一百二条 （略）	（略）	3 条例第百五十四条第二項の設備に關し必要な基準は、次のとおりとする。	3 条例第百五十四条第二項の設備に關し必要な基準は、次のとおりとする。
一 ユニットは、次のイからホまでに掲げるユニットに設けるべき設備の区分に応じ、それぞれイからホまでに定める基準を満たすこと。 イ 居室 次に掲げる基準を満たすこと。	一 ユニットは、次のイからホまでに掲げるユニットに設けるべき設備の区分に応じ、それぞれイからホまでに定める基準を満たすこと。 イ 居室 次に掲げる基準を満たすこと。	（1）（略）	（1）（略）
（2） いづれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一體的に設けること。ただし、一のユニットの利用定員（ユニット型指定短期入所生活介護事業所において同時に指定短期入所生活介護の提供を受けることができる利用者（条例第百五十八条の利用者をいう。）の数の上限をいう。以下この節において同じ。）は、原則としておおむね十人以下とし、十五人を超えないものとする。	（2） いづれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一體的に設けること。ただし、一のユニットの利用定員（ユニット型指定短期入所生活介護事業所において同時に指定短期入所生活介護の提供を受けることができる利用者（条例第百五十八条の利用者をいう。）の数の上限をいう。以下この節において同じ。）は、おむね十人以下としなければならない。		

		(3) 利用者一人当たりの床面積は、十・六五 平方メートル以上とすること。	(3) 利用者一人当たりの床面積は、十・六五 平方メートル以上とすること。また、ユニ ットに属さない居室をユニットの居室と して改修したものについては、居室を隔て る壁と天井との間に一定の隙間が生じる 場合は、利用者相互間の視線の遮断を確保 すること。
4	4	ロ ム 木 (略) 二 五 (略) (略)	ロ ム 木 (略) 二 五 (略) (略)
		(事業の運営についての重要事項)	(事業の運営についての重要事項)
第百四条	条例第百五十七条の規則で定める事業の 運営についての重要な事項は、次に掲げるとおりと する。	第百四条	条例第百五十七条の規則で定める事業の 運営についての重要な事項は、次に掲げるとおりと する。
4	1	一 九 (略)	一 九 (略)
	10	虐待の防止のための措置に関する事項	
	11	(略)	
		(勤務体制の確保等)	(勤務体制の確保等)
第百十条	(略)	第百十条	(略)
4	2	ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、短 期入所生活介護従業者の資質の向上のための研修 の機会を確保しなければならない。その際、当該 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、全て の短期入所生活介護従業者（看護師、准看護師、 介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第一項に 規定する政令で定める者等の資格を有する者その 他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護 に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措 置を講じなければならない。	ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、短 期入所生活介護従業者の資質の向上のための研修 の機会を確保しなければならない。
5	2	ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、適 切なユニット型指定短期入所生活介護の提供を確 保する観点から、職場において行われる性的な言 動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業 務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより短期 入所生活介護従業者の就業環境が害されることを 防止するための方針の明確化等の必要な措置を講 じなければならない。	（準用）
		（準用）	
第百十一条	第八十八条の一、第九十三条、第九十 七条、第九十八条、第百条及び第一百一条（第六十 六条の準用に係る部分を除く。）の規定は、ユニ ット型指定短期入所生活介護の事業について準用 する。この場合において、第九十三条（第四号か ら第六号までを除く。）中「条例」とあるのは「条例 第百五十九条において準用する条例」と、第九 十三条第二号中「第一百一条」とあるのは「第百十 一条において準用する第一百一条」と、第九十三条 第四号から第六号までの規定中「条例第百五十条」	第百十一条	八十八条规定の一、第九十三条、第九十 七条、第九十八条、第百条及び第一百一条（第六十 六条の準用に係る部分を除く。）の規定は、ユニ ット型指定短期入所生活介護の事業について準用す る。この場合において、第九十三条（第四号から 第六号までを除く。）中「条例」とあるのは「条例 第百五十九条において準用する条例」と、第九 十三条第二号中「第一百一条」とあるのは「第百十一 条において準用する第一百一条」と、第九十三条第 四号から第六号までの規定中「条例第百五十条」

とあるのは「条例第百五十九条において準用する条例第百五十条」と、第一百一条中「条例第百四十一条第一項において準用する条例」とあるのは「条例第百五十九条において準用する条例第百四十一条第二項において準用する条例」とあるのは「条例第百五十九条において準用する条例第百四十一条第二項において準用する条例」と、「第百四十七条」とあるのは「第百五十七条」と読み替えるものとする。

(準用)

第一百十一条の二 第十条から第十三条まで、第十五条、第十六条、第十九条、第二十条、第二十二条から第二十六条まで(第一十五条第二項を除く。)、第六十三条の一、第六十六条、第九十条から第九十二条まで、第九十五条から第百条までの規定は、共生型短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第一二十三条第一項中「条例第十八条の重要事項に関する規定」とあるのは「条例第百四十七条の重要事項に関する規定」と、「訪問介護員等」とあるのは「共生型短期入所生活介護の提供に当たる従業者」と、第六十三条の一並びに第六十六条第三項及び第四項中「通所介護従業者」とあるのは「共生型短期入所生活介護従業者」と読み替えるものとする。

(従業者の基準)

第一百十二条 短期入所生活介護従業者(条例第百六十二条第一項の短期入所生活介護従業者をいう。以下この節において同じ。)の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

一一 生活相談員 一人以上

一二 (略)

三 栄養士 一人以上

四 機能訓練指導員 一人以上

五 (略)

2 4 (略)

(準用)

第一百十五条 第十条から第十三条まで、第十六条、第十九条、第二十条、第二十二条から第二十六条まで(第一十五条第二項を除く。)、第六十三条の一、第六十六条、第九十条から第九十二条まで及び第九十五条から第百条までの規定は、基準該当短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第十九条第一項中「内容、当該指定訪問介護について法第四十一条第六項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サーサービス費の額」とあるのは「内容」と、第二十条中「法定代理受領サーサービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当短期入所生活介護」と、第二十三条第一項中「条例第十八条」とあるのは「条例第百六十六条において準用する条例第百四十七条」と、「訪問介護員等」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と、第六十六条第三項中「通所介

とあるのは「条例第百五十九条において準用する条例第百五十条」と、第一百一条中「条例第百四十一条第二項において準用する条例」とあるのは「条例第百五十九条において準用する条例第百四十一条第二項において準用する条例」と、「第百四十七条」とあるのは「第百五十七条」と読み替えるものとする。

(準用)

第一百十一条の二 第十条から第十三条まで、第十五条、第十六条、第十九条、第二十条、第二十二条から第二十六条まで、第六十六条、第九十条から第九十三条まで、第九十五条から第百条までの規定は、共生型短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第一二十三条中「条例第十八条の重要事項に関する規定」とあるのは「条例第百四十七条の重要事項に関する規定」と、「訪問介護員等」とあるのは「共生型短期入所生活介護の提供に当たる従業者」と、第六十六条第三項中「通所介護従業者」とあるのは「共生型短期入所生活介護従業者」と読み替えるものとする。

(従業者の基準)

第一百十二条 短期入所生活介護従業者(条例第百六十二条第一項の短期入所生活介護従業者をいう。以下この節において同じ。)の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

一一 生活相談員 一人以上

一二 (略)

三 栄養士 一人以上

四 機能訓練指導員 一人以上

五 (略)

2 4 (略)

(準用)

第一百十五条 第十条から第十三条まで、第十六条、第十九条、第二十条、第二十二条から第二十六条まで、第六十六条、第九十条から第九十三条まで及び第九十五条から第百条までの規定は、基準該当短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第十九条第一項中「内容、当該指定訪問介護について法第四十一条第六項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サーサービス費の額」とあるのは「内容」と、第二十条中「法定代理受領サーサービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当短期入所生活介護」と、第二十三条中「条例第十八条」とあるのは「条例第百六十六条において準用する条例第百四十七条」と、「訪問介護員等」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と、第六十六条第三項中「通所介

<p>期入所生活介護従業者」と、第六十三条の一並びに第六十六条第三項及び第四項中「通所介護従業者」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と、第九十条から第九十三条（第四号から第六号までを除く。）までの規定中「条例」とあるのは「条例第百六十六条において準用する条例」と、第九十三条第二号中「第百一条」とあるのは「第百十五条规定中「第百五十条」とあるのは「第百六十六条」と、第九十三条第四号から第六号までの規定中「第百五十条」とあるのは「第百六十六条」と読み替えるものとする。</p>	<p>護従業者」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と、第九十条から第九十三条（第四号から第六号までを除く。）までの規定中「条例」とあるのは「条例第百六十六条において準用する条例」と、第九十三条第二号中「第百一条」とあるのは「第百十五条规定中「第百五十条」とあるのは「第百六十六条」と読み替えるものとする。</p>
<p>（事業の運営についての重要事項）</p>	<p>（事業の運営についての重要事項）</p>
<p>第一百二十条 条例第百七十六条の規則で定める事業の運営についての重要事項は、次に掲げるとおりとする。</p>	<p>第一百二十条 条例第百七十六条の規則で定める事業の運営についての重要事項は、次に掲げるとおりとする。</p>
<p>一 一〇六 （略）</p>	<p>一 一〇六 （略）</p>
<p>七 虐待の防止のための措置に関する事項</p>	<p>七 虐待の防止のための措置に関する事項</p>
<p>八 （略）</p>	<p>八 （略）</p>
<p>（準用）</p>	<p>（準用）</p>
<p>第一百一十八条 第四条、第十条から第十三条まで、第十五条、第十六条、第十九条、第二十条、第二十三条、第二十五条（第一項を除く。）、第二十六条、第六十六条、第八十四条の一及び第一百条の規定は、指定短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において、第四条第一項中「条例」とあるのは「条例第百七十九条において準用する条例第百四十条第二項において準用する条例」と、第二十三条第一項中「第十八条」とあるのは「第一百七十六条」と、「訪問介護員等」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と、第六十六条第二項及び第四項中「通所介護従業者」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と、第八十四条の一中「通所リハビリテーション従業者」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と読み替えるものとする。</p>	<p>第一百一十八条 第四条、第十条から第十三条まで、第十五条、第十六条、第十九条、第二十条、第二十三条、第二十五条、第二十六条、第六十六条及び第一百条の規定は、指定短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において、第四条第一項中「条例」とあるのは「条例第百七十九条において準用する条例第百四十条第二項において準用する条例」と、第二十三条第一項中「第十八条」とあるのは「第一百七十六条」と、「訪問介護員等」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と、第六十六条第二項中「通所介護従業者」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と読み替えるものとする。</p>
<p>（事業の運営についての重要事項）</p>	<p>（事業の運営についての重要事項）</p>
<p>第一百三十条 条例第百八十六条の規則で定める事業の運営についての重要事項は、次に掲げるとおりとする。</p>	<p>第一百三十条 条例第百八十六条の規則で定める事業の運営についての重要事項は、次に掲げるとおりとする。</p>
<p>一 一〇六 （略）</p>	<p>一 一〇六 （略）</p>
<p>七 虐待の防止のための措置に関する事項</p>	<p>七 虐待の防止のための措置に関する事項</p>
<p>八 （略）</p>	<p>八 （略）</p>
<p>（勤務体制の確保等）</p>	<p>（勤務体制の確保等）</p>
<p>第一百三十六条 （略）</p>	<p>第一百三十六条 （略）</p>
<p>2 2 3 （略）</p>	<p>2 2 3 （略）</p>
<p>ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、短期入所療養介護従業者の資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。その際、当該ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、全ての短期入所療養介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第一項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他の</p>	<p>ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、短期入所療養介護従業者の資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。</p>

		他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。	
5		ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、適切なユニット型指定短期入所療養介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより短期入所療養介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。	(事業の運営についての重要事項)
			(事業の運営についての重要事項)
第一百四十二条		条例第二百条の規則で定める事業の運営についての重要な事項は、次に掲げるとおりとする。	第一百四十二条 条例第二百条の規則で定める事業の運営についての重要な事項は、次に掲げるとおりとする。
	一・八 (略)		一・八 (略)
第一百四十九条	十 (略)	九 儲待の防止のための措置に關する事項	九 (略)
4	2	(勤務体制の確保等)	(勤務体制の確保等)
4	2・3 (略)	指定特定施設入居者生活介護事業者は、特定施設従業者の資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。その際、指定特定施設入居者生活介護事業者は、全ての特定施設従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。	指定特定施設入居者生活介護事業者は、特定施設従業者の資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。
5	1	指定特定施設入居者生活介護事業者は、適切な指定特定施設入居者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより特定施設従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。	(準用)
第一百五十二条	第四条、第十一条、第十二条、第二十一条、第二十二条から第二十六条まで(第二十五条を除く。)、第六十三条の一及び第九十七条の規定は、指定特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第四条第一項中「条例」とあるのは「条例第二百九十四条第四項において準用する条例」と、第二十二条第一項中「第十八条」とあるのは「一百条」と、「訪問介護員等」とあるのは「特定施設従業者」と、第六十三条の二中「通所介護従業者」とあるのは「特定施設従業者」と読み替えるものとする。	第一百五十二条 第四条、第十一条、第十二条、第二十一条、第二十二条から第二十六条まで及び第九十七条の規定は、指定特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第四条第一項中「条例」とあるのは「条例第二百九十四条第四項において準用する条例」と、第二十二条第一項中「第十八条」とあるのは「一百条」と、「訪問介護員等」とあるのは「特定施設従業者」と読み替えるものとする。	

(事業の運営についての重要事項)	
第一百五十五条 条例第一百十条の規則で定める事業の運営についての重要事項は、次に掲げるとおりとする。	(事業の運営についての重要事項)
一 一 五 (略)	一 一 五 (略)
六 利用者が他の居室に移る場合の条件及び手続	六 利用者が他の居室に移る場合の条件及び手続
七 九 (略)	七 九 (略)
十 虐待の防止のための措置に関する事項	十 虐待の防止のための措置に関する事項
十一 (略)	十一 (略)
(準用)	(準用)
第一百五十九条 第四条、第十二条、第十三条、第二十一条、第二十二条から第二十六条まで(第二十五条を除く。)、第六十三条の一、第百四十四条、第百四十五条及び第百四十七条から第百五十二条までの規定は、外部サービス利用型特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第四条第一項中「条例」とあるのは「条例第二百九条第四項において準用する条例」と、第二十三条第一項中「第十八条」とあるのは「第二百十条」と、「訪問介護員等」とあるのは「外部サービス利用型特定施設従業者」と、第六十三条の一中「通所介護従業者」とあるのは「指定特定施設の従業者」と、第二百四十五条中「条例」とあるのは「条例第二百十三条规定中「指定特定施設入居者生活介護を」とあるのは「基本サービスを」と、第二百四十九条中「指定特定施設入居者生活介護」とあるのは「基本サービス」と読み替えるものとする。	第一百五十九条 第四条、第十二条、第十三条、第二十一条、第二十二条から第二十六条まで、第百四十四条、第百四十五条及び第百四十七条から第百五十二条までの規定は、外部サービス利用型特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第四条第一項中「条例」とあるのは「条例第二百九条第四項において準用する条例」と、第二十三条第一項中「第十八条」とあるのは「第二百十条」と、「訪問介護員等」とあるのは「外部サービス利用型特定施設従業者」と、第二百四十五条中「条例」とあるのは「条例第二百十三条规定中「指定特定施設入居者生活介護を」とあるのは「基本サービスを」と、第二百四十九条中「指定特定施設入居者生活介護」とあるのは「基本サービス」と読み替えるものとする。
(事業の運営についての重要事項)	
第一百六十三条 条例第一百二十三条の規則で定める事業の運営についての重要事項(第二百六十八条において「運営規程」という。)は、次に掲げるとおりとする。	(事業の運営についての重要事項)
一 一 五 (略)	一 一 五 (略)
六 虐待の防止のための措置に関する事項	六 虐待の防止のための措置に関する事項
七 (略)	七 (略)
(衛生管理等)	(衛生管理等)
第一百六十三条の一 条例第二百一十四条第六項の規則で定める措置は、次に掲げるとおりとする。	(事業の運営についての重要事項)
一 当該指定福祉用具貸与事業所における感染症の発生の予防及び蔓延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね六ヶ月に一回以上開催するとともに、その結果について、福祉用具専門相談員に周知徹底を図ること。	事業の運営についての重要事項(第二百六十八条において「運営規程」という。)は、次に掲げるとおりとする。
二 当該指定福祉用具貸与事業所における感染症の発生の予防及び蔓延の防止のための指針を整備すること。	二 (略)

	三 当該指定福祉用具貸与事業所において、福祉用具専門相談員に対し、感染症の発生の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。 (掲示及び目録の備え付け)	（掲示及び目録の備え付け）
第百六十八条（略）	2 指定福祉用具貸与事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定福祉用具貸与事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。	（掲示及び目録の備え付け）
（略）	3 (準用)	（略）
第一百六十九条 第四条、第十条から第二十条まで、第二十四条から第二十六条まで並びに第六十六条（第三項を除く。）の規定は、指定福祉用具貸与の事業について準用する。この場合において、第四条第一項中「条例」とあるのは「条例第二百二十六条において準用する条例」と、第十条中「実施地域」とあるのは「実施地域、取り扱う福祉用具の種目」と、第十四条第二項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第十八条中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第十九条第一項中「提供日及び内容」とあるのは「提供の開始日及び終了日並びに種目及び品名」と、第二十条中「内容」とあるのは「種目、品名」と、第六十六条第二項中「処遇」とあるのは「サービス利用」と、同条第四項中「通所介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と読み替えるものとする。 (準用)	第一百六十九条 第四条、第十条から第二十条まで、第二十四条から第二十六条まで並びに第六十六条第一項及び第二項の規定は、指定福祉用具貸与の事業について準用する。この場合において、第四条第一項中「条例」とあるのは「条例第二百二十六条において準用する条例」と、第十条中「実施地域」とあるのは「実施地域、取り扱う福祉用具の種目」と、第十四条第二項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第十八条中「訪問介護員等（条例第五条第一項の訪問介護員等をいう。以下この節において同じ。）」とあるのは「従業者」と、「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第十九条中「提供日及び内容」とあるのは「提供の開始日及び終了日並びに種目及び品名」と、第二十条中「内容」とあるのは「種目、品名」と、第六十六条第一項中「処遇」とあるのは「サービス利用」と読み替えるものとする。 (準用)	
第一百七十二条 第四条、第十条から第十四条まで、第十六条から第二十条まで、第二十四条から第二十六条まで、第六十六条（第二項を除く。）、第一百六十二条から第百六十四条まで並びに第一百六十六条から第百六十八条までの規定は、基準該当福祉用具貸与の事業について準用する。この場合において、第四条第一項中「条例」とあるのは「条例第二百二十九条において準用する条例」と、第十条中「実施地域」とあるのは「実施地域、取り扱う福祉用具の種目」と、第十四条第二項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第十八条中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第十九条第一項中「提供日及び内容、当該指定訪問介護について法第四十一条第六項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅サービス費の額」とあるのは「提供の開始日及び終了日、種目、品名」と、第二十条中「法定代理受領サ	第一百七十二条 第四条、第十条から第十四条まで、第十六条から第二十条まで、第二十四条から第二十六条まで、第六十六条第一項及び第二項、第一百六十二条から第百六十四条まで並びに第一百六十六条から第百六十八条までの規定は、基準該当福祉用具貸与の事業について準用する。この場合において、第四条第一項中「条例」とあるのは「条例第二百二十九条において準用する条例」と、第十条中「実施地域」とあるのは「実施地域、取り扱う福祉用具の種目」と、第十四条第二項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第十八条中「訪問介護員等（条例第五条第一項の訪問介護員等をいう。以下この節において同じ。）」とあるのは「従業者」と、「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第十九条中「提供日及び内容、当該指定訪問介護について法第四十一条第六項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅サービス費の額」とあるのは「提供の開始日及び終了日、種目、品名」と、第二十条中「法定代理受領サ	

<p>サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当福祉用具貸与」と、「内容」とあるのは「種目、品名」と、第六十六条第二項中「待遇」とあるのは「サービス利用」と、<u>同条第四項中「通所介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、</u>第百六十二条から第百六十四条（第四号から第六号までを除く。）までの規定中「条例」とあるのは「条例第二百一十九条において準用する条例」と、第百六十四条第一号中「第百六十九条」とあるのは「第百七十二条」と、第百六十四条第四号から第六号までの規定中「第二百一十六条」とあるのは「第二百一十九条」と読み替えるものとする。</p>	<p>始日及び終了日、種目、品名」と、第二十条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当福祉用具貸与」と、「内容」とあるのは「種目、品名」と、第六十六条第二項中「待遇」とあるのは「サービス利用」と、第百六十二条から第百六十四条（第四号から第六号までを除く。）までの規定中「条例」とあるのは「条例第二百一十九条において準用する条例」と、第百六十四条第一号中「第百六十九条」とあるのは「第百七十二条」と、第百六十四条第四号から第六号までの規定中「第二百一十六条」とあるのは「第二百一十九条」と読み替えるものとする。</p>
<p>（準用）</p> <p>第百七十九条 第四条、<u>第七条の一、第十条から第十四条まで、第十六条から第十八条まで、第二十四条から第二十六条まで、第六十六条（第二項を除く。）、</u>第百六十三条並びに第百六十六条から第百六十八条までの規定は、指定特定福祉用具販売の事業について準用する。この場合において、第四条第一項中「条例」とあるのは「条例第二百三十九条において準用する条例」と、<u>第七条の一及び第十八条中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、第十条中「実施地域」とあるのは「実施地域、取り扱う特定福祉用具の種目」と、第十四条第二項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第十八条中「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第六十六条第二項中「待遇」とあるのは「サービス利用」と、<u>同条第四項中「通所介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第百六十三条中「条例」とあるのは「条例第二百三十九条において準用する条例」と、「利用料」とあるのは「販売費用の額」と、第百六十六条及び第百六十七条中「福祉用具」とあるのは「特定福祉用具」と読み替えるものとする。</u></u></p>	<p>（準用）</p> <p>第百七十九条 第四条、第十条から第十四条まで、第十六条から第十八条まで、第二十四条から第二十六条まで、第六十六条第一項及び第二項、<u>第百六十三条並びに第百六十六条から第百六十八条までの規定は、指定特定福祉用具販売の事業について準用する。この場合において、第四条第一項中「条例」とあるのは「条例第二百三十九条において準用する条例」と、第十条中「実施地域」とあるのは「実施地域、取り扱う特定福祉用具の種目」と、第十四条第二項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第十八条中「訪問介護員等（条例第五条第一項の訪問介護員等をいう。以下この節において同じ。）」とあるのは「従業者」と、「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第六十六条第一項中「待遇」とあるのは「サービス利用」と、<u>第百六十三条中「条例」とあるのは「条例第二百三十九条において準用する条例」と、「利用料」とあるのは「販売費用の額」と、第百六十六条及び第百六十七条中「福祉用具」とあるのは「特定福祉用具」と読み替えるものとする。</u></u></p>
<p>第十四章 索引</p> <p>（電磁的記録）</p> <p>第一百八十条 条例第二百四十四条第一項の規則で定める規定は、第十二条第一項（第二十六条の一、第三十条、第二十六条、第三十九条、第四十七条、第五十二条、第五十九条、第六十七条、第六十八条、第八十一条、第八十七条、第一百一条（第二百二十二条において準用する場合を含む。）、第一百十二条の二、第一百十五条、第一百二十八条（第二百二十七条において準用する場合を含む。）、第一百五十二条、第一百五十九条、第一百六十九条、第一百七十二条及び第一百七十九条において準用する場合を含む。）及び第百四十五条第一項（第一百五十九条において準用する場合を含む。）とする。</p>	

(二)三重県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部改正

第五条 三重県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(平成二十五年三重県規則第六十号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
目次 第一章 ～ 第二章 (略)	目次 第一章 ～ 第二章 (略)
第四章 雜則(第四十一条)	附則 (従業者の基準)
附則 (従業者の基準)	附則 (従業者の基準)
第三条 条例第四条第一項各号に掲げる従業者の員 数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、そ れぞれ当該各号に定めるとおりとする。	第三条 条例第四条第一項各号に掲げる従業者の員 数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、そ れぞれ当該各号に定めるとおりとする。
一～三 (略)	一～三 (略)
四 栄養士又は管理栄養士 一人以上	四 栄養士 一人以上
五・六 (略)	五・六 (略)
2 (略)	2 (略)
3 (略)	条例第四条第一項の規則で定める従業者は、指 定介護老人福祉施設(ユニット型指定介護老人福 祉施設を除く。以下この項において同じ。)にエ ニット型指定介護老人福祉施設を併設する場合の 指定介護老人福祉施設及びユニット型指定介護老 人福祉施設の介護職員及び看護職員(第三十九条 第二項の規定に基づき配置される看護職員に限 る。)又は指定介護老人福祉施設にユニット型指 定地域密着型介護老人福祉施設(指定地域密着型 サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基 準(平成十八年厚生労働省令第三十四号。以下「指 定地域密着型サービス基準」という。)第百五十 八条に規定するユニット型指定地域密着型介護老 人福祉施設をいう。以下この項において同じ。) を併設する場合の指定介護老人福祉施設及びユニ ット型指定地域密着型介護老人福祉施設の介護職 員及び看護職員(指定地域密着型サービス基準第 百六十七条第二項の規定に基づき配置される看護 職員に限る。)とする。
4 (略)	4 (略)
5 (略)	(施設の運営についての重要事項)
6 (略)	第十一条 条例第十七条の規則で定める施設の運営に ついての重要な事項は、次に掲げるとおりとする。
7 優待の防止のための措置に関する事項	7 (略)
8 (衛生管理等)	(施設の運営についての重要事項)
9 (略)	第十一条 条例第十七条の規則で定める施設の運営に ついての重要な事項は、次に掲げるとおりとする。
10 (略)	10 (略)
11 (略)	第十一条 条例第二十条第二項の規則で定める措置 は、次に掲げるとおりとする。
12 (略)	第十一条 条例第二十条第二項の規則で定める措置 は、次に掲げるとおりとする。
13 (略)	13 (略)
14 (略)	(衛生管理等)
15 (略)	第十一条 条例第二十条第二項の規則で定める措置 は、次に掲げるとおりとする。
16 (略)	16 (略)
17 (略)	第十一条 条例第二十条第二項の規則で定める措置 は、次に掲げるとおりとする。
18 (略)	18 (略)
19 (略)	第十一条 条例第二十条第二項の規則で定める措置 は、次に掲げるとおりとする。
20 (略)	20 (略)
21 (略)	21 (略)

<p>おむね二月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</p>	<p>その他の従業者に周知徹底を図ること。</p>
<p>二 当該指定介護老人福祉施設における感染症及び食中毒の発生の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。</p>	<p>二 当該指定介護老人福祉施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。</p>
<p>三 当該指定介護老人福祉施設において、介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の発生の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の発生の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施すること。</p>	<p>三 当該指定介護老人福祉施設において、介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的に実施すること。</p>
<p>四 (略) (事故の発生又は再発防止のための措置)</p>	<p>四 (略) (事故の発生又は再発防止のための措置)</p>
<p>第十二条 条例第二十四条第一項の規則で定める措置は、次に掲げるとおりとする。</p>	<p>第十二条 条例第二十四条第一項の規則で定める措置は、次に掲げるとおりとする。</p>
<p>一・二 (略)</p> <p>三 事故発生の防止に係る対策を検討する委員会 (テレビ電話装置等を活用して行うことができるるものとする。)を定期的に開催すること。</p>	<p>一・二 (略)</p> <p>三 事故発生の防止に係る対策を検討する委員会を定期的に開催すること。</p>
<p>四 (略)</p> <p>五 前各号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。</p>	<p>四 (略)</p>
<p>第二十四条 (略) (栄養管理)</p>	<p>第二十四条 (略)</p>
<p>第一十四条の一 指定介護老人福祉施設の開設者は、入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならぬ。</p> <p>(口腔衛生の管理)</p>	<p>第一十四条の二 指定介護老人福祉施設の開設者は、入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。</p>
<p>第一十四条の三 指定介護老人福祉施設の開設者は、入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。</p> <p>(勤務体制の確保等)</p>	<p>第一十四条 (勤務体制の確保等)</p>
<p>第二十六条 (略)</p>	<p>第二十六条 (略)</p>
<p>3 2 指定介護老人福祉施設の開設者は、従業者の資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。その際、当該指定介護老人福祉施設の開設者は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第一項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。</p>	<p>3 2 指定介護老人福祉施設の開設者は、従業者の資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。</p>
<p>4 指定介護老人福祉施設の開設者は、適切な指定介護福祉施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を</p>	

<p>背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。</p>		<p>(掲示)</p>	
第二十一条	(略)	第二十一条	(略)
2	<p>指定介護老人福祉施設の開設者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定介護老人福祉施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。</p> <p>(設備の基準)</p>	<p>(掲示)</p>	<p>(略)</p>
第三十二条	条例第二十九条第四項の設備に関し必要な基準は、次のとおりとする。	第三十二条	条例第二十九条第四項の設備に関し必要な基準は、次のとおりとする。
一	<p>ユニットは、次のイからニまでに掲げるユニットに設けるべき設備の区分に応じ、それぞれイからニまでに定める基準を満たすこと。</p> <p>イ 居室 次に掲げる基準を満たすこと。</p> <p>(1) いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの入居定員は、原則としておおむね十人以下とし、十五人を超えないものとする。</p> <p>(2) (略)</p>	<p>イ 居室 次に掲げる基準を満たすこと。</p> <p>(1) いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの入居定員は、おおむね十人以下としなければならない。</p> <p>(2) (略)</p>	<p>イ 居室 次に掲げる基準を満たすこと。</p> <p>(1) いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの入居定員は、おおむね十人以下としなければならない。</p> <p>(2) (略)</p>
二	(略)	(略)	(略)
三	(略)	(略)	(略)
四	(略)	(略)	(略)
五	(略)	(略)	(略)
六	八 慢性的虐待の防止のための措置に関する事項	八 (略)	(施設の運営についての重要事項)
七	(略)	(略)	(施設の運営についての重要事項)
八	(勤務体制の確保等)	(勤務体制の確保等)	(勤務体制の確保等)
九	(略)	(略)	(略)
第三十三条	(略)	第三十三条	(略)
2	<p>ユニット型指定介護老人福祉施設の開設者は、従業者の資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。その際、当該ユニット型指定介護老人福祉施設の開設者は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。</p>	<p>ユニット型指定介護老人福祉施設の開設者は、従業者の資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。</p>	<p>ユニット型指定介護老人福祉施設の開設者は、従業者の資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。</p>

5 ユニット型指定介護老人福祉施設の開設者は、適切な指定介護福祉施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。	
<p>（準用）</p> <p>第四十条 前章（第三条、第四条、第六条、第十一条、第十四条、第二十条、第二十一条、第二十二条及び第二十六条を除く。）の規定は、ユニット型指定介護老人福祉施設について準用する。この場合において、これらの規定（第九条第五号及び第十三条第三号の規定を除く。）中「条例」とあるのは「条例第三十四条において準用する条例」と、第八条中「第十五条から第三十一条まで」とあるのは「第三十六条から第三十九条まで並びに第四十条において準用する第十五条から第十九条まで、第二十二条、第二十四条から第二十五条まで及び第二十七条から第三十一条まで」と、第九条第五号中「第十条第五項」とあるのは「第三十二条第七項」と、第十三条第一号中「第十八条」とあるのは「第四十条において準用する第十八条」と、第十三条第三号中「第十条第五項」とあるのは「第三十二条第七項」と読み替えるものとする。</p>	<p>（準用）</p> <p>第四十条 前章（第三条、第四条、第六条、第十一条、第十四条、第二十条、第二十一条、第二十二条及び第二十六条を除く。）の規定は、ユニット型指定介護老人福祉施設について準用する。この場合において、これらの規定（第九条第五号及び第十三条第三号の規定を除く。）中「条例」とあるのは「条例第三十四条において準用する条例」と、第八条中「第十五条から第三十一条まで」とあるのは「第三十六条から第三十九条まで並びに第四十条において準用する第十五条から第十九条まで、第二十二条、第二十四条、第二十五条及び第二十七条から第三十一条まで」と、第九条第五号中「第十条第五項」とあるのは「第三十二条第七項」と、第十三条第一号中「第十八条」とあるのは「第四十条において準用する第十八条」と、第十三条第三号中「第十条第五項」とあるのは「第三十二条第七項」と読み替えるものとする。</p>
<p>第四章 雜則</p> <p>（電磁的記録等）</p>	
<p>第四十一条 条例第三十六条第一項の規則で定める規定は、第十六条第一項（第四十条において準用する場合を含む。）及び第十八条第一項（第四十条において準用する場合を含む。）とする。</p>	
<p>11 1 10 附 則 （略）</p> <p>一般病床、精神病床（健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第二百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）第四条第二項に規定する病床に係るものに限る。以下この項及び附則第十二項において同じ。）又は療養病床を有する病院の一般病床、精神病床又は療養病床を令和十六年三月三十一日までの間に転換（当該病院の一般病床、精神病床又は療養病床の病床数を減少させることともに、当該病院の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホーム（老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十二号）第二十条の六に規定する軽費老人ホームをいう。以下同じ。）その他居居させるための施設の用に供することをいう。）し、指定介護老人福祉施設を開設しようとする</p>	<p>11 1 10 附 則 （略）</p> <p>一般病床、精神病床（健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第二百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）第四条第二項に規定する病床に係るものに限る。以下この項及び附則第十二項において同じ。）又は療養病床を有する病院の一般病床、精神病床又は療養病床を平成三十六年三月三十一日までの間に転換（当該病院の一般病床、精神病床又は療養病床の病床数を減少させることともに、当該病院の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホーム（老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十二号）第二十条の六に規定する軽費老人ホームをいう。以下同じ。）その他居居させるための施設の用に供することをいう。）し、指定介護老人福祉施設を開設しようとする</p>

場合において、当該転換に係る食堂及び機能訓練室については、第四条第七号イの規定にかかるわらず、食堂は、一平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上を有し、機能訓練室は、四十平方メートル以上の面積を有しなければならない。ただし、食事の提供及び機能訓練を行う場合において、当該食事の提供及び機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができる。	する場合において、当該転換に係る食堂及び機能訓練室については、第四条第七号イの規定にかかるわらず、食堂は、一平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上を有し、機能訓練室は、四十平方メートル以上の面積を有しなければならない。ただし、食事の提供及び機能訓練を行う場合において、当該食事の提供及び機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができる。
12 一般病床又は療養病床を有する診療所の一般病床又は療養病床を令和六年三月三十一日までの間に転換（当該診療所の一般病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。）し、指定介護老人福祉施設を開設しようとする場合において、当該転換に係る食堂及び機能訓練室については、第四条第七号イの規定にかかるわらず、次の各号に掲げる基準のいずれかに適合するものとする。	12 一般病床又は療養病床を有する診療所の一般病床又は療養病床を平成三十六年三月三十一日までの間に転換（当該診療所の一般病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。）し、指定介護老人福祉施設を開設しようとする場合において、当該転換に係る食堂及び機能訓練室については、第四条第七号イの規定にかかるわらず、次の各号に掲げる基準のいずれかに適合するものとする。
13 一般病床、精神病床若しくは療養病床を有する病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の一般病床若しくは療養病床を令和六年三月三十一日までの間に転換（当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院又は診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。）し、指定介護老人福祉施設を開設しようとする場合において、当該転換に係る廊下の幅については、第四条第八号及び第三十二条第四号に規定にかかるわらず、一・二メートル以上（中廊下にあつては、一・六メートル以上）とする。	13 一般病床、精神病床若しくは療養病床を有する病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の一般病床若しくは療養病床を平成三十六年三月三十一日までの間に転換（当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院又は診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。）し、指定介護老人福祉施設を開設しようとする場合において、当該転換に係る廊下の幅については、第四条第八号及び第三十二条第四号に規定にかかるわらず、一・二メートル以上（中廊下にあつては、一・六メートル以上）とする。
14 15 （略）	14 15 （略）

（三）重県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則の一部改正）第六条 三重県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則（平成二十六年三重県規則第六十一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
目次 第一章 より第三章 （略） 第四章 総則（第四十三条）	目次 第一章 より第三章 （略）
附則 （従業者の基準）	附則 （従業者の基準）
第三条 条例第三条第一項各号に掲げる従業者の員	第三条 条例第三条第一項各号に掲げる従業者の員

<p>数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。</p>	<p>数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。</p>
<p>一 一 (略)</p>	<p>一 一 (略)</p>
<p>五 栄養士又は管理栄養士 入所定員百以上の介護老人保健施設にあっては、一人以上</p>	<p>五 栄養士 入所定員百以上の介護老人保健施設にあっては、一人以上</p>
<p>六・七 (略)</p>	<p>六・七 (略)</p>
<p>2 一 4 (略)</p>	<p>2 一 4 (略)</p>
<p>(施設の運営についての重要事項)</p>	<p>(施設の運営についての重要事項)</p>
<p>第十三条 条例第十七条の規則で定める施設の運営についての重要事項は、次に掲げるとおりとする。</p>	<p>第十三条 条例第十七条の規則で定める施設の運営についての重要事項は、次に掲げるとおりとする。</p>
<p>一 一 (略)</p>	<p>一 一 (略)</p>
<p>六 虐待の防止のための措置に関する事項</p>	<p>六 虐待の防止のための措置に関する事項</p>
<p>七 (略)</p>	<p>七 (略)</p>
<p>(衛生管理等)</p>	<p>(衛生管理等)</p>
<p>第十四条 条例第二十条第一項の規則で定める措置は、次に掲げるとおりとする。</p>	<p>第十四条 条例第二十条第一項の規則で定める措置は、次に掲げるとおりとする。</p>
<p>一 当該介護老人保健施設における感染症及び食中毒の発生の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね三月に一回以上開催するに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</p>	<p>一 当該介護老人保健施設における感染症及び食中毒の発生の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね三月に一回以上開催するにともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</p>
<p>二 当該介護老人保健施設における感染症及び食中毒の発生の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。</p>	<p>二 当該介護老人保健施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。</p>
<p>三 当該介護老人保健施設において、介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の発生の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の発生の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施すること。</p>	<p>三 当該介護老人保健施設において、介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的に実施すること。</p>
<p>四 (略)</p>	<p>四 (略)</p>
<p>(事故の発生又は再発防止のための措置)</p>	<p>(事故の発生又は再発防止のための措置)</p>
<p>第十五条 条例第二十四条第一項の規則で定める措置は、次に掲げるとおりとする。</p>	<p>第十五条 条例第二十四条第一項の規則で定める措置は、次に掲げるとおりとする。</p>
<p>一・二 (略)</p>	<p>一・二 (略)</p>
<p>三 事故発生の防止に係る対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催すること。</p>	<p>三 事故発生の防止に係る対策を検討する委員会を定期的に開催すること。</p>
<p>四 (略)</p>	<p>四 (略)</p>
<p>五 前各号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。</p>	<p>五 前各号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。</p>
<p>第二十四条 (略)</p>	<p>第二十四条 (略)</p>
<p>(栄養管理)</p>	<p>(栄養管理)</p>
<p>第二十四条の二 介護老人保健施設の開設者は、入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならぬい。</p> <p>(口腔衛生の管理)</p>	<p>第二十四条の二 介護老人保健施設の開設者は、入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならぬい。</p> <p>(口腔衛生の管理)</p>

第二十四条の三	介護老人保健施設の開設者は、入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。 (勤務体制の確保等)	第二十九条 (略)	第二十九条 (略)
3 2	(略)	(略)	(略)
3	介護老人保健施設の開設者は、従業者の資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。その際、当該介護老人保健施設の開設者は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第一項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。	介護老人保健施設の開設者は、従業者の資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。	介護老人保健施設の開設者は、従業者の資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。
4	介護老人保健施設の開設者は、適切な介護保健施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることがあります。防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。 (掲示)	(掲示)	(掲示)
第二十一条	(略)	第三十一条 (略)	第三十一条 (略)
2	介護老人保健施設の開設者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該介護老人保健施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。 (施設の運営についての重要事項)	第三十六条 条例第三十二条の規則で定める施設の運営についての重要事項は、次に掲げるとおりとする。	第三十六条 条例第三十二条の規則で定める施設の運営についての重要事項は、次に掲げるとおりとする。
一 一 七	(略)	一 一 七 (略)	一 一 七 (略)
九	八 傷待の防止のための措置に関する事項 (勤務体制の確保等)	八 (略)	八 (略)
第四十一条	(略)	第四十一条 (略)	第四十一条 (略)
4 2	ユニット型介護老人保健施設の開設者は、従業者の資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。その際、当該ユニット型介護老人保健施設の開設者は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第一項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。	ユニット型介護老人保健施設の開設者は、従業者の資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。	ユニット型介護老人保健施設の開設者は、従業者の資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

<p>5 ユニット型介護老人保健施設の開設者は、適切な介護保健施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な關係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。</p> <p>(準用)</p> <p>第四十二条 前章（第三条、第四条、第五条第二項、第七条、第十三条、第十七条、第二十五条、第二十六条、第二十八条及び第二十九条を除く。）の規定は、ユニット型介護老人保健施設について準用する。この場合において、これらの規定（第十六条第四号及び第三十一条第一項の規定を除く。）中「条例」とあるのは「条例第三十四条において準用する条例」と、第十二条中「第十八条から第三十三条まで」とあるのは「第二十八条から第四十一条まで並びに第四十二条において準用する第十八条から第二十四条の二まで、第二十七条及び第三十条から第三十二条まで」と、第十六条第三号中「第二十二条」とあるのは「第四十二条において準用する第二十二条」と、第十六条第四号中「第十条第五項」とあるのは「第三十一条第七項」と、第三十二条第一項中「第十七条」とあるのは「第三十二条」と読み替えるものとする。</p>	<p>(準用)</p> <p>第四十二条 前章（第三条、第四条、第五条第二項、第七条、第十三条、第十七条、第二十五条、第二十六条、第二十八条及び第二十九条を除く。）の規定は、ユニット型介護老人保健施設について準用する。この場合において、これらの規定（第十六条第四号及び第三十一条の規定を除く。）中「条例」とあるのは「条例第三十四条において準用する条例」と、第十二条中「第十八条から第三十三条まで」とあるのは「第二十八条から第四十一条まで並びに第四十二条において準用する第十八条から第二十四条まで、第二十七条及び第三十条から第三十二条まで」と、第十六条第三号中「第二十二条」とあるのは「第四十二条において準用する第二十二条」と、第十六条第四号中「第十条第五項」とあるのは「第三十一条第七項」と、第三十二条中「第十七条」とあるのは「第三十二条」と読み替えるものとする。</p>																
<p>第四章 総則</p> <p>(電磁的記録等)</p> <p>第四十三条 条例第三十六条第一項の規則で定める規定は、第十九条第一項（第四十二条において準用する場合を含む。）及び第二十二条第一項（第四十二条において準用する場合を含む。）とする。</p>																	
<p>(三重県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部改正)</p>																	
<p>第七条 三重県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成二十五年三重県規則第六十二号）の一部を次のように改正する。</p>																	
<p>次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。</p> <table border="1" data-bbox="177 1482 794 2102"> <thead> <tr> <th data-bbox="177 1482 794 1549">改 正 後</th> <th data-bbox="794 1482 1411 1549">改 正 前</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="177 1549 794 1594">(従業者の基準)</td> <td data-bbox="794 1549 1411 1594">(従業者の基準)</td></tr> <tr> <td data-bbox="177 1594 794 1684">第三条 条例第三条第一項各号に掲げる従業者の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。</td> <td data-bbox="794 1594 1411 1684">第三条 条例第三条第一項各号に掲げる従業者の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。</td></tr> <tr> <td data-bbox="177 1684 794 1796">一 医師及び薬剤師 それぞれ医療法（昭和二十二年法律第二百五号）に規定する療養病床を有する病院として必要とされる数以上</td> <td data-bbox="794 1684 1411 1796">一 医師、薬剤師及び栄養士 それぞれ医療法（昭和二十二年法律第二百五号）に規定する療養病床を有する病院として必要とされる数以上</td></tr> <tr> <td data-bbox="177 1796 794 1841">二 四 (略)</td> <td data-bbox="794 1796 1411 1841">二 四 (略)</td></tr> <tr> <td data-bbox="177 1841 794 1931">五 栄養士又は管理栄養士 療養病床の数が百以上上の指定介護療養型医療施設にあつては、一以上</td> <td data-bbox="794 1841 1411 1931">五 栄養士又は管理栄養士 療養病床の数が百以上上の指定介護療養型医療施設にあつては、一以上</td></tr> <tr> <td data-bbox="177 1931 794 1976">六 (略)</td> <td data-bbox="794 1931 1411 1976">六 (略)</td></tr> <tr> <td data-bbox="177 1976 794 2102">2 条例第三条第一項各号に掲げる従業者の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、それ</td> <td data-bbox="794 1976 1411 2102">2 条例第三条第一項各号に掲げる従業者の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、それ</td></tr> </tbody> </table>	改 正 後	改 正 前	(従業者の基準)	(従業者の基準)	第三条 条例第三条第一項各号に掲げる従業者の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。	第三条 条例第三条第一項各号に掲げる従業者の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。	一 医師及び薬剤師 それぞれ医療法（昭和二十二年法律第二百五号）に規定する療養病床を有する病院として必要とされる数以上	一 医師、薬剤師及び栄養士 それぞれ医療法（昭和二十二年法律第二百五号）に規定する療養病床を有する病院として必要とされる数以上	二 四 (略)	二 四 (略)	五 栄養士又は管理栄養士 療養病床の数が百以上上の指定介護療養型医療施設にあつては、一以上	五 栄養士又は管理栄養士 療養病床の数が百以上上の指定介護療養型医療施設にあつては、一以上	六 (略)	六 (略)	2 条例第三条第一項各号に掲げる従業者の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、それ	2 条例第三条第一項各号に掲げる従業者の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、それ	
改 正 後	改 正 前																
(従業者の基準)	(従業者の基準)																
第三条 条例第三条第一項各号に掲げる従業者の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。	第三条 条例第三条第一項各号に掲げる従業者の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。																
一 医師及び薬剤師 それぞれ医療法（昭和二十二年法律第二百五号）に規定する療養病床を有する病院として必要とされる数以上	一 医師、薬剤師及び栄養士 それぞれ医療法（昭和二十二年法律第二百五号）に規定する療養病床を有する病院として必要とされる数以上																
二 四 (略)	二 四 (略)																
五 栄養士又は管理栄養士 療養病床の数が百以上上の指定介護療養型医療施設にあつては、一以上	五 栄養士又は管理栄養士 療養病床の数が百以上上の指定介護療養型医療施設にあつては、一以上																
六 (略)	六 (略)																
2 条例第三条第一項各号に掲げる従業者の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、それ	2 条例第三条第一項各号に掲げる従業者の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、それ																

3	四 介護支援専門員 一人以上	3	四 介護支援専門員 一人以上
4	四 条例第三条第三項各号に掲げる従業者の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。	4	四 条例第三条第三項各号に掲げる従業者の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。
5	一 医師及び薬剤師 それぞれ医療法上必要とされる数以上	5	一 医師、薬剤師及び栄養士 それぞれ医療法上必要とされる数以上
6	二・三 (略)	6	二・三 (略)
7	四 老人性認知症疾患療養病棟に置くべき作業療法士 一人以上	7	四 老人性認知症疾患療養病棟に置くべき作業療法士 一人以上
8	五 老人性認知症疾患療養病棟に置くべき精神保健福祉士又はこれに準ずる者 一人以上	8	五 老人性認知症疾患療養病棟に置くべき精神保健福祉士又はこれに準ずる者 一人以上
9	六 栄養士又は管理栄養士 老人性認知症疾患療養病棟に係る病床数及び療養病床の数が百以上の指定介護療養型医療施設にあつては、一以上	9	六 介護支援専門員 一人以上 (老人性認知症疾患療養病棟 (専ら要介護者を入院させる部分に限る。) に係る病室における入院患者の数が百又はその端数を増すことに一を標準とする。) 一以上 (老人性認知症疾患療養病棟 (専ら要介護者を入院させる部分に限る。) に係る病室における入院患者の数及び老人性認知症疾患療養病棟 (専ら要介護者を入院させる部分に限る。) に係る病室における入院患者の数の合計数が百又はその端数を増すことに一を標準とする。)
10	七 介護支援専門員 一人以上 (老人性認知症疾患療養病棟 (専ら要介護者を入院させる部分に限る。) に係る病室における入院患者の数及び老人性認知症疾患療養病棟 (専ら要介護者を入院させる部分に限る。) に係る病室における入院患者の数の合計数が百又はその端数を増すことに一を標準とする。) (略)	10	七 介護支援専門員 一人以上 (老人性認知症疾患療養病棟 (専ら要介護者を入院させる部分に限る。) に係る病室における入院患者の数及び老人性認知症疾患療養病棟 (専ら要介護者を入院させる部分に限る。) に係る病室における入院患者の数の合計数が百又はその端数を増すことに一を標準とする。) (略)
11	八 第一項第六号、第三項第七号及び第五項の介護支援専門員は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、入院患者の処遇に支障がない場合は、当該指定介護療養型医療施設の他の業務に従事することができる。	11	八 第一項第五号、第三項第六号及び第五項の介護支援専門員は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、入院患者の処遇に支障がない場合は、当該指定介護療養型医療施設の他の業務に従事することができる。
12	九 (略)	12	九 (略)

(施設の運営についての重要事項)	
第十三条	条例第十八条の規則で定める施設の運営についての重要事項は、次に掲げるとおりとする。
一 一五 (略)	
六	虐待の防止のための措置に関する事項
七 (略)	(衛生管理等)
第十四条	条例第二十一条第一項の規則で定める措置は、次に掲げるとおりとする。
一	当該指定介護療養型医療施設における感染症及び食中毒の発生の予防及び蔓延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
二	当該指定介護療養型医療施設における感染症及び食中毒の発生の予防及び蔓延の防止のための指針を整備すること。
三	当該指定介護療養型医療施設において、介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の発生の予防及び蔓延の防止のための研修並びに感染症の発生の予防及び蔓延の防止のための訓練を定期的に実施すること。
四 (略)	(事故の発生又は再発防止のための措置)
第十五条	条例第二十五条第一項の規則で定める措置は、次に掲げるとおりとする。
一・二 (略)	
三	事故発生の防止に係る対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催すること。
四 (略)	
五	前各号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。
第二十三条	(略)
	(栄養管理)
第二十三条の二	指定介護療養型医療施設の開設者は、入院患者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入院患者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならぬ。
	(口腔衛生の管理)
第二十三条の三	指定介護療養型医療施設の開設者は、入院患者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入院患者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならぬ。
	(勤務体制の確保等)
第二十七条	(略)
(施設の運営についての重要事項)	
第十三条	条例第十八条の規則で定める施設の運営についての重要事項は、次に掲げるとおりとする。
一 一五 (略)	
六 (略)	(衛生管理等)
第十四条	条例第二十一条第一項の規則で定める措置は、次に掲げるとおりとする。
一	当該指定介護療養型医療施設における感染症及び食中毒の予防及び蔓延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
二	当該指定介護療養型医療施設における感染症及び食中毒の予防及び蔓延の防止のための指針を整備すること。
三	当該指定介護療養型医療施設において、介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及び蔓延の防止のための研修を定期的に実施すること。
四 (略)	(事故の発生又は再発防止のための措置)
第十五条	条例第二十五条第一項の規則で定める措置は、次に掲げるとおりとする。
一・二 (略)	
三	事故発生の防止に係る対策を検討する委員会を定期的に開催すること。
四 (略)	
第二十三条	(略)

3	2	(略)	3	2	(略)
		指定介護療養型医療施設の開設者は、従業者の資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。その際、当該指定介護療養型医療施設の開設者は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第一項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。			指定介護療養型医療施設の開設者は、従業者の資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。
4		指定介護療養型医療施設の開設者は、適切な指定介護療養施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。			(掲示)
		(掲示)			(掲示)
第二十九条	(略)		第二十九条	(略)	
2		指定介護療養型医療施設の開設者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定介護療養型医療施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。			
第三十一条	(略)	(電磁的記録等)	第三十一条	(略)	
第三十二条		条例第二十八条第一項の規則で定める規定は、第十九条第一項及び第二十一条第一項とする。			
1	8	附 則	1	8	附 則
9	1	療養病床を有する病院（平成二十四年三月三十日において、医療法施行規則第五十二条の規定の適用を受けていたものに限る。）である指定介護療養型医療施設については、令和六年三月三十日までの間は、第三条第一項第二号中「六」とあるのは「八」と、同項第三号中「六」とあるのは「四」とする。	9	1	療養病床を有する病院（平成二十四年三月三十日において、医療法施行規則第五十二条の規定の適用を受けていたものに限る。）である指定介護療養型医療施設については、平成三十六年三月三十日までの間は、第三条第一項第二号中「六」とあるのは「八」と、同項第三号中「六」とあるのは「四」とする。
10		老人性認知症疾患療養病棟を有する病院（平成二十四年三月三十一日において、医療法施行規則第五十二条の規定の適用を受けていたものに限る。）である指定介護療養型医療施設に置くべき従業者の員数は、令和六年三月三十一日までの間は、第三条第三項の規定にかかわらず、次のとおりとする。 一 医師及び薬剤師 それぞれ医療法上必要とされる数以上 二 五 (略)	10		老人性認知症疾患療養病棟を有する病院（平成二十四年三月三十一日において、医療法施行規則第五十二条の規定の適用を受けていたものに限る。）である指定介護療養型医療施設に置くべき従業者の員数は、平成三十六年三月三十一日までの間は、第三条第三項の規定にかかわらず、次のとおりとする。 一 医師、薬剤師及び栄養士 それぞれ医療法上必要とされる数以上 二 五 (略)
六		栄養士又は管理栄養士 老人性認知症疾患療養病棟に係る病床数及び療養病床の数が百以上			

11	七	（略） の指定介護療養型医療施設にあつては、一以上	11	六	（略） 療養病床を有する病院（平成二十四年三月三十
12		一日において、医療法施行規則第五十一条の規定の適用を受けていたものに限る。）である指定介護療養型医療施設に係る病室に隣接する廊下については、令和六年三月三十一日までの間は、第四条第三号中「一・八メートル」とあるのは「一・二メートル」と、「一・七メートル」とあるのは「一・六メートル」とする。	12		一日において、医療法施行規則第五十一条の規定の適用を受けていたものに限る。）である指定介護療養型医療施設に係る病室に隣接する廊下については、平成三十六年三月三十一日までの間は、第四条第三号中「一・八メートル」とあるのは「一・二メートル」と、「一・七メートル」とあるのは「一・六メートル」とする。
13	・ 14	老人性認知症疾患療養病棟を有する病院（平成二十四年三月三十一日において、医療法施行規則第五十一条の規定の適用を受けていたものに限る。）である指定介護療養型医療施設に係る病室に隣接する廊下については、令和六年三月三十一日までの間は、第六条第四号中「一・八メートル」とあるのは「一・二メートル」と、「一・七メートル」とある以上（医療法施行規則第四十三条の一の規定の適用を受けていた病院の廊下の幅にあつては、一・一メートル以上）とあるのは「一・六メートル以上」とする。	12	・ 14	老人性認知症疾患療養病棟を有する病院（平成二十四年三月三十一日において、医療法施行規則第五十一条の規定の適用を受けていたものに限る。）である指定介護療養型医療施設に係る病室に隣接する廊下については、平成三十六年三月三十一日までの間は、第六条第四号中「一・八メートル」とあるのは「一・二メートル」と、「一・七メートル」とある以上（医療法施行規則第四十三条の一の規定の適用を受けていた病院の廊下の幅にあつては、一・一メートル以上）とあるのは「一・六メートル以上」とする。
		（三）重県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例施行規則の一部改正）			（三）重県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例施行規則の一部改正）

第八条 三重県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例施行規則（平成二十五年三重県規則第六十三号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

目次	改 正 後	改 正 前
第一章 第十二章 第十四章 総則（第百七十四条）	改 正 後	改 正 前
附則 （事業の運営についての重要事項）	（事業の運営についての重要事項）	（事業の運営についての重要事項）
第三十四条 条例第四十一条の規則で定める事業の運営についての重要事項は、次に掲げるとおりとする。	第三十四条 条例第四十一条の規則で定める事業の運営についての重要事項は、次に掲げるとおりとする。	第三十四条 条例第四十一条の規則で定める事業の運営についての重要事項は、次に掲げるとおりとする。
一 一・七 （略）	一 一・七 （略）	一 一・七 （略）
八 虐待の防止のための措置に関する事項	（勤務体制の確保等）	（勤務体制の確保等）
九 （略）	（勤務体制の確保等）	（勤務体制の確保等）
第三十六条の十二 （略）	第三十六条の十二 （略）	第三十六条の十二 （略）
2 （略）	（略）	（略）
3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防訪問入浴介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。その際、当該指定介護予防訪問入浴介護事業者は、全ての介護予防訪問入浴介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第一項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その	（略）	（略）

4 他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。	指定介護予防訪問入浴介護事業者は、適切な指定介護予防訪問入浴介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防訪問入浴介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。 (衛生管理等)
第三十六条の十二の二一 条例第四十一条の二条第三項の規則で定める措置は、次に掲げるとおりとする。 一 当該指定介護予防訪問入浴介護事業所における感染症の発生の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね六月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護予防訪問入浴介護従業者に周知徹底を図ること。 二 当該指定介護予防訪問入浴介護事業所における感染症の発生の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。 三 当該指定介護予防訪問入浴介護事業所において、介護予防訪問入浴介護従業者に対し、感染症の発生の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。	(掲示) (略)
第三十六条の十四 (略) 2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定介護予防訪問入浴介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。 (地域との連携等)	第三十六条の十四 (略) (地城との連携)
第三十六条の十六 (略) 2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定介護予防訪問入浴介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定介護予防訪問入浴介護の提供を行うよう努めなければならない。 (準用)	第三十六条の十六 (略) (準用)
第四十条 前節(第二十二条、第三十六条、第三十六条の七及び第三十七条を除く。)の規定は、基準該当介護予防訪問入浴介護の事業について準用する。この場合において、第三十二条の一から第三十四条(同条各号を除く。)までの規定中「条例」	第四十条 前節(第二十二条、第三十六条、第三十六条の七及び第三十七条を除く。)の規定は、基準該当介護予防訪問入浴介護の事業について準用する。この場合において、第三十二条の一から第三十四条(同条各号を除く。)までの規定中「条例」

<p>とあるのは「条例第四十八条において準用する条例」と、第三十六条の十一第一項中「内容、当該指定介護予防訪問入浴介護について法第五十三条第四項の規定により利用者に代わって支払を受けける介護予防サービス費の額」とあるのは「内容」と、第三十六条の十二中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問入浴介護」とあるのは「基準該当介護予防訪問入浴介護」と、第三十六条の十四第一項中「第四十一条」とあるのは「第四十八条において準用する第四十一条」と読み替えるものとする。</p>	<p>とあるのは「条例第四十八条において準用する条例」と、第三十六条の十一第一項中「内容、当該指定介護予防訪問入浴介護について法第五十三条第四項の規定により利用者に代わって支払を受けける介護予防サービス費の額」とあるのは「内容」と、第三十六条の十二中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問入浴介護」とあるのは「基準該当介護予防訪問入浴介護」と、第三十六条の十四第一項中「第四十一条」とあるのは「第四十八条において準用する第四十一条」と読み替えるものとする。</p>
<p>（事業の運営についての重要事項）</p>	<p>（事業の運営についての重要事項）</p>
<p>第四十三条 条例第六十条の規則で定める事業の運営についての重要事項は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一 一〇六 （略）</p> <p>七 七 儲待の防止のための措置に關する事項</p> <p>八 八 （略）</p> <p>（勤務体制の確保等）</p>	<p>第四十三条 条例第六十条の規則で定める事業の運営についての重要事項は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一 一〇六 （略）</p> <p>七 八 （略）</p>
<p>第四十三条の二 指定介護予防訪問看護事業者は、利用者に対し適切な指定介護予防訪問看護を提供できるよう、指定介護予防訪問看護事業所ごとに、看護師等の勤務の体制を定めておかなければならぬ。</p>	<p>第四十三条の二 指定介護予防訪問看護事業者は、利用者に対し適切な指定介護予防訪問看護を提供できるよう、指定介護予防訪問看護事業所ごとに、看護師等の勤務の体制を定めておかなければならぬ。</p>
<p>2 指定介護予防訪問看護事業者は、指定介護予防訪問看護事業所ごとに、当該指定介護予防訪問看護事業所の看護師等によって指定介護予防訪問看護を提供しなければならない。</p>	<p>2 指定介護予防訪問看護事業者は、指定介護予防訪問看護事業所ごとに、当該指定介護予防訪問看護事業所の看護師等によって指定介護予防訪問看護を提供しなければならない。</p>
<p>3 指定介護予防訪問看護事業者は、看護師等の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。</p>	<p>3 指定介護予防訪問看護事業者は、看護師等の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。</p>
<p>4 指定介護予防訪問看護事業者は、適切な指定介護予防訪問看護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより看護師等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。</p>	<p>4 指定介護予防訪問看護事業者は、適切な指定介護予防訪問看護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより看護師等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。</p>
<p>（準用）</p>	<p>（準用）</p>
<p>第四十八条 第三十二条の二、第三十六条の二から第三十六条の五まで及び第三十六条の七から第三十六条の十七まで（第三十六条の十三を除く。）の規定は、指定介護予防訪問看護の事業について準用する。この場合において、第三十二条の二第一項中「条例」とあるのは「条例第六十二条において準用する条例」と、第三十六条の五中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴」と、第三十六条の十、第三十六条の十三の二及び第三十六条の十四第一項中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「看護師等」と、同項中「第四十一条」とあるのは「看護師等」と、同項中「第六十条」と読み替える</p>	<p>第四十八条 第三十二条の二、第三十六条の二から第三十六条の五まで及び第三十六条の七から第三十六条の十七までの規定は、指定介護予防訪問看護の事業について準用する。この場合において、第三十二条の二第一項中「条例」とあるのは「条例第六十二条において準用する条例」と、第三十六条の五中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴」と、第三十六条の十、第三十六条の十三の二及び第三十六条の十四中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「看護師等」と、同項中「第四十一条」とあるのは「第六十条」と読み替える</p>

<p>どあるのは「第六十条」と読み替えるものとする。</p> <p>(事業の運営についての重要事項)</p> <p>第五十条 条例第七十条の規則で定める事業の運営についての重要事項は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一 一 五 (略)</p> <p>六 虐待の防止のための措置に関する事項</p> <p>七 (略)</p> <p>(準用)</p> <p>第五十三条 第二十二条の二、第三十六条の二から第三十六条の五まで、第三十六条の七から第三十六条の十四まで(第三十六条の十三を除く。)、第三十六条の十六、第三十六条の十七、第四十三条の二及び第四十七条の規定は、指定介護予防居宅療養管理指導の事業について準用する。この場合において、第二十二条の二第一項中「条例」とあるのは「条例第八十二条において準用する条例」と、第三十六条の五中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴、服薬歴」と、第三十六条の十、第三十六条の十三及び第三十六条の十四第一項中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防居宅療養管理指導従業者」と、第三十六条の十中「初回訪問時及び利用者」</p>	<p>ものとする。</p> <p>(事業の運営についての重要事項)</p> <p>第五十条 条例第七十条の規則で定める事業の運営についての重要事項は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一 一 五 (略)</p> <p>六 (略)</p> <p>(準用)</p> <p>第五十三条 第二十二条の二、第三十六条の二から第三十六条の五まで、第三十六条の七から第三十六条の十四まで、第三十六条の十六、第三十六条の十七及び第四十七条の規定は、指定介護予防訪問リハビリテーションの事業について準用する。</p> <p>この場合において、第二十二条の二第一項中「条例」とあるのは「条例第七十二条において準用する条例」と、第三十六条の五中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴」と、第三十六条の十、第三十六条の十三及び第三十六条の十四中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「理学療法士等」と、同条中「第四十一条」とあるのは「第七十条」と読み替えるものとする。</p> <p>(情報提供又は助言の方法)</p> <p>第五十六条 条例第七十九条第六項の規則で定める方法は、サービス担当者会議に参加することとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(事業の運営についての重要事項)</p> <p>第五十七条 条例第八十条の規則で定める事業の運営についての重要事項は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一 一 五 (略)</p> <p>六 (略)</p> <p>(準用)</p> <p>第六十条 第二十二条の二、第三十六条の二から第三十六条の五まで、第三十六条の八、第三十六条の十から第三十六条の十四まで(第三十六条の十三を除く。)、第三十六条の十六、第三十六条の十七及び第四十七条の規定は、指定介護予防居宅療養管理指導の事業について準用する。この場合において、第二十二条の二第一項中「条例」とあるのは「条例第八十二条において準用する条例」と、第三十六条の五中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴、服薬歴」と、第三十六条の十、第三十六条の十三及び第三十六条の十四中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防居宅療養管理指導従業者」と、第三十六条の十中「初回訪問時及び利用者」</p>
--	---

<p>「導従業者」と、第三十六条の十中「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第三十六条の十四第一項中「第四十一条」とあるのは「第八十条」と、第四十二条の一中「看護師等」とあるのは「介護予防居宅療養管理指導従業者」と読み替えるものとする。</p>	<p>とあるのは「利用者」と、第三十六条の十四中「第四十一条」とあるのは「第八十条」と読み替えるものとする。</p>
<p>（事業の運営についての重要事項）</p>	<p>（事業の運営についての重要事項）</p>
<p>第七十六条 条例第百十一条の規則で定める事業の運営についての重要事項は、次に掲げるとおりとする。</p>	<p>第七十六条 条例第百十一条の規則で定める事業の運営についての重要事項は、次に掲げるとおりとする。</p>
<p>一 一〇八 （略）</p>	<p>一 一〇八 （略）</p>
<p>十九 虐待の防止のための措置に関する事項</p>	<p>十九 （略）</p>
<p>二十 （略）</p>	<p>（勤務体制の確保等）</p>
<p>第七十八条の二 （略）</p>	<p>第七十八条の二 （略）</p>
<p>三 2 （略）</p>	<p>三 2 （略）</p>
<p>指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、介護予防通所リハビリテーション従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。その際、当該指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、全ての介護予防通所リハビリテーション従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。</p>	<p>指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、介護予防通所リハビリテーション従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。</p>
<p>4 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、適切な指定介護予防通所リハビリテーションの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防通所リハビリテーション従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。</p> <p>（衛生管理等）</p>	<p>（衛生管理等）</p>
<p>第七十八条の三 条例第百十一条第二項の規則で定める措置は、次に掲げるとおりとする。</p>	<p>一 当該指定介護予防通所リハビリテーション事業所における感染症の発生の予防及び蔓延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね六月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護予防通所リハビリテーション従業者に周知徹底を図ること。</p>
<p>二 当該指定介護予防通所リハビリテーション事業所における感染症の発生の予防及び蔓延の防止のための指針を整備すること。</p>	<p>二 当該指定介護予防通所リハビリテーション事業所における感染症の発生の予防及び蔓延の防止のための指針を整備すること。</p>
<p>三 当該指定介護予防通所リハビリテーション事業所において、介護予防通所リハビリテーション</p>	<p>三 当該指定介護予防通所リハビリテーション事業所において、介護予防通所リハビリテーション</p>

		シ従業者に対し、感染症の発生の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。
		(準用)
第八十条	第三十二条の一、第三十六条の一から第三十六条の五まで、第三十六条の七から第三十六条の九まで、第三十六条の十一、第三十六条の十二、第三十六条の十四、第三十六条の十六、第三十六条の十七及び第四十七条の規定は、指定介護予防通所リハビリテーションの事業について準用する。第三十二条の一第一項中「条例」とあるのは「条例第百十四条において準用する条例」と、第三十六条の五中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴」と、第三十六条の十四第一項中「第四十一条」とあるのは「第百十一条」と、「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防通所リハビリテーション従業者」と読み替えるものとする。	第八十条 第三十二条の一、第三十六条の一から第三十六条の五まで、第三十六条の七から第三十六条の九まで、第三十六条の十一、第三十六条の十二、第三十六条の十四、第三十六条の十六、第三十六条の十七及び第四十七条の規定は、指定介護予防通所リハビリテーションの事業について準用する。第三十二条の一第一項中「条例」とあるのは「条例第百十四条において準用する条例」と、第三十六条の五中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴」と、第三十六条の十四第一項中「第四十一条」とあるのは「第百十一条」と、「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防通所リハビリテーション従業者」と読み替えるものとする。
		(従業者の基準)
第八十一条	指定介護予防短期入所生活介護従業者 (条例第百十七条第一項の介護予防短期入所生活介護従業者をいう。以下この節において同じ。)の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。	第八十一条 指定介護予防短期入所生活介護従業者 (条例第百十七条第一項の介護予防短期入所生活介護従業者をいう。以下この節において同じ。)の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。
2	一 医師 一以上	一 医師 一人以上
3	二・三 (略)	二・三 (略)
4	四 栄養士 一以上	四 栄養士 一人以上
5	五 機能訓練指導員 一以上	五 機能訓練指導員 一人以上
2	六 (略)	六 (略)
3	(略)	(略)
4	併設事業所及び介護医療院併設事業所(介護医療院に併設される指定介護予防短期入所生活介護事業所であつて、当該介護医療院と一体的に運営が行われるもの)又は法に規定する特別養護老人ホーム等(指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準第百二十九条第四項に規定する特別養護老人ホーム等をいう。)については、老人福祉法、医療法(昭和二十三年法律第二百五号)又は法に規定する特別養護老人ホーム等(指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準第百二十九条第四項に規定する特別養護老人ホーム等をいう。)として必要とされる数の従業者に加えて、第一項各号に掲げる短期入所生活介護従業者を確保するものとする。	併設事業所及び介護医療院併設事業所(介護医療院に併設される指定介護予防短期入所生活介護事業所であつて、当該介護医療院と一体的に運営が行われるもの)又は法に規定する特別養護老人ホーム等(指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準第百二十九条第四項に規定する特別養護老人ホーム等をいう。)として必要とされる数の従業者に加えて、第一項各号に掲げる短期入所生活介護従業者を確保するものとする。
5	第一項第二号の生活相談員のうち一人以上は、常勤でなければならない。また、同項第三号の介護職員又は看護職員のうち一人以上は、常勤でなければならない。ただし、利用定員(条例第百七十七条第一項の利用定員をいう。以下この節において同じ。)が二十人未満である併設事業所又は介護医療院併設事業所の場合にあつては、	第一項第二号の生活相談員並びに同項第三号の看護職員及び介護職員のそれぞれのうち一人は、常勤でなければならない。ただし、利用定員(条例第百十七条第一項の利用定員をいう。以下この節において同じ。)が二十人未満である併設事業所又は介護医療院併設事業所の場合にあつては、

6	指定介護予防短期入所生活介護事業者は、第一項第三号の規定により看護職員を配置しなかつた場合であつても、利用者の状態像に応じて必要がある場合には、病院、診療所又は指定介護予防訪問看護ステーション（併設事業所又は介護医療院併設事業所にあつては、当該併設事業所又は介護医療院併設事業所を併設する特別養護老人ホーム等を含む。）との密接な連携により看護職員を確保するものとする。	この限りでない。	
7	（略）	（略）	
	（事業の運営についての重要事項）	（事業の運営についての重要事項）	
第八十四条	条例第百二十九条の規則で定める事業の運営についての重要事項は、次に掲げるとおりとする。	第八十四条	条例第百二十九条の規則で定める事業の運営についての重要事項は、次に掲げるとおりとする。
一 九 一 八	（略）	一 九 一 八	（略）
二	虐待の防止のための措置に関する事項	（略）	
三	（略）	（略）	
四	（衛生管理等）	（略）	
第八十四条の二	条例第百三十条の一第一項の規則で定める措置は、次に掲げるとおりとする。	第八十四条の二	条例第百三十条の一第一項の規則で定める措置は、次に掲げるとおりとする。
一	当該指定介護予防短期入所生活介護事業所における感染症の発生の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね六月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護予防短期入所生活介護従業者に周知徹底を図ること。	一	当該指定介護予防短期入所生活介護事業所における感染症の発生の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね六月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護予防短期入所生活介護従業者に周知徹底を図ること。
二	当該指定介護予防短期入所生活介護事業所における感染症の発生の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。	二	当該指定介護予防短期入所生活介護事業所における感染症の発生の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
三	当該指定介護予防短期入所生活介護事業所において、介護予防短期入所生活介護従業者に対し、感染症の発生の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。	三	当該指定介護予防短期入所生活介護事業所において、介護予防短期入所生活介護従業者に対し、感染症の発生の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。
	（準用）	（準用）	
第九十四条	第三十二条の一、第三十六条の一から第三十六条の五まで、第三十六条の七、第三十六条の八、第三十六条の十一、第三十六条の十二、第三十六条の十四から第三十六条の十七まで（第三十六条の十六第一項を除く。）及び第七十八条の二の規定は、指定介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第三十二条の一第一項中「条例」とあるのは「条例第百二十二条第一項第一項において準用する条例」と、第三十六条の十四第一項中「第四十一条」とあるのは「第四十一条」と、第三十六条の十四第一項中「第四十二条」とあるのは「第四十二条」とある。	第九十四条	第三十二条の一、第三十六条の一から第三十六条の五まで、第三十六条の七、第三十六条の八、第三十六条の十一、第三十六条の十二、第三十六条の十四から第三十六条の十七まで及び第七十八条の二の規定は、指定介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第三十二条の一第一項中「条例」とあるのは「条例第百二十二条第一項第一項において準用する条例」と、第三十六条の十四第一項中「第四十一条」とあるのは「第四十一条」と、第三十六条の十四第一項中「第四十二条」とあるのは「第四十二条」とある。

従業者」と、第七十八条の一第三項及び第四項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「介護予防短期入所生活介護従業者」と読み替えるものとする。	予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「介護予防短期入所生活介護従業者」と読み替えるものとする。
3 2 第九十五条 (略)	3 2 第九十五条 (略)
3 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所の設備に関し必要な基準は、次のとおりとする。 一 ユニットは、次のイからホまでに掲げるユニットに設けるべき設備の区分に応じ、それぞれイからホまでに定める基準を満たすこと。 イ 居室 次に掲げる基準を満たすこと。	3 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所の設備に関し必要な基準は、次のとおりとする。 一 ユニットは、次のイからホまでに掲げるユニットに設けるべき設備の区分に応じ、それぞれイからホまでに定める基準を満たすこと。 イ 居室 次に掲げる基準を満たすこと。
(1) (略) (2) 居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの利用定員(ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所において同時にユニット型指定介護予防短期入所生活介護の提供を受けることができる利用者(条例第百四十条の利用者をいう。以下この条及び第九十二条において同じ。)の数の上限をいう。以下この節において同じ。)は、原則としておおむね十人以下とし、十五人を超えないものとする。	(1) (略) (2) 居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの利用定員(ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所において同時にユニット型指定介護予防短期入所生活介護の提供を受けることができる利用者(条例第百四十条の利用者をいう。以下この条及び第九十二条において同じ。)の数の上限をいう。以下この節において同じ。)は、おおむね十人以下としなければならぬ。
(3) 利用者一人当たりの床面積は、十・六五平方メートル以上とすること。	(3) 利用者一人当たりの床面積は、十・六五平方メートル以上とすること。また、ユニットに属さない居室をユニットの居室として改修したものについては、居室を隔てる壁と天井との間に一定の隙間が生じる場合は、利用者相互間の視線の遮断を確保すること。
4 二 一 五 (略)	4 二 一 五 (略)
(略) (4) (略) (5) (略) (6) (略) (7) (略) (8) (略) (9) (略) (10) (略) (11) (略) (12) (略) (13) (略) (14) (略) (15) (略) (16) (略) (17) (略) (18) (略) (19) (略) (20) (略) (21) (略) (22) (略) (23) (略) (24) (略) (25) (略) (26) (略) (27) (略) (28) (略) (29) (略) (30) (略) (31) (略) (32) (略) (33) (略) (34) (略) (35) (略) (36) (略) (37) (略) (38) (略) (39) (略) (40) (略) (41) (略) (42) (略) (43) (略) (44) (略) (45) (略) (46) (略) (47) (略) (48) (略) (49) (略) (50) (略) (51) (略) (52) (略) (53) (略) (54) (略) (55) (略) (56) (略) (57) (略) (58) (略) (59) (略) (60) (略) (61) (略) (62) (略) (63) (略) (64) (略) (65) (略) (66) (略) (67) (略) (68) (略) (69) (略) (70) (略) (71) (略) (72) (略) (73) (略) (74) (略) (75) (略) (76) (略) (77) (略) (78) (略) (79) (略) (80) (略) (81) (略) (82) (略) (83) (略) (84) (略) (85) (略) (86) (略) (87) (略) (88) (略) (89) (略) (90) (略) (91) (略) (92) (略) (93) (略) (94) (略) (95) (略) (96) (略) (97) (略) (98) (略) (99) (略) (100) (略) (101) (略) (102) (略) (103) (略) (104) (略) (105) (略) (106) (略) (107) (略) (108) (略) (109) (略) (110) (略) (111) (略) (112) (略) (113) (略) (114) (略) (115) (略) (116) (略) (117) (略) (118) (略) (119) (略) (120) (略) (121) (略) (122) (略) (123) (略) (124) (略) (125) (略) (126) (略) (127) (略) (128) (略) (129) (略) (130) (略) (131) (略) (132) (略) (133) (略) (134) (略) (135) (略) (136) (略) (137) (略) (138) (略) (139) (略) (140) (略) (141) (略) (142) (略) (143) (略) (144) (略) (145) (略) (146) (略) (147) (略) (148) (略) (149) (略) (150) (略) (151) (略) (152) (略) (153) (略) (154) (略) (155) (略) (156) (略) (157) (略) (158) (略) (159) (略) (160) (略) (161) (略) (162) (略) (163) (略) (164) (略) (165) (略) (166) (略) (167) (略) (168) (略) (169) (略) (170) (略) (171) (略) (172) (略) (173) (略) (174) (略) (175) (略) (176) (略) (177) (略) (178) (略) (179) (略) (180) (略) (181) (略) (182) (略) (183) (略) (184) (略) (185) (略) (186) (略) (187) (略) (188) (略) (189) (略) (190) (略) (191) (略) (192) (略) (193) (略) (194) (略) (195) (略) (196) (略) (197) (略) (198) (略) (199) (略) (200) (略) (201) (略) (202) (略) (203) (略) (204) (略) (205) (略) (206) (略) (207) (略) (208) (略) (209) (略) (210) (略) (211) (略) (212) (略) (213) (略) (214) (略) (215) (略) (216) (略) (217) (略) (218) (略) (219) (略) (220) (略) (221) (略) (222) (略) (223) (略) (224) (略) (225) (略) (226) (略) (227) (略) (228) (略) (229) (略) (230) (略) (231) (略) (232) (略) (233) (略) (234) (略) (235) (略) (236) (略) (237) (略) (238) (略) (239) (略) (240) (略) (241) (略) (242) (略) (243) (略) (244) (略) (245) (略) (246) (略) (247) (略) (248) (略) (249) (略) (250) (略) (251) (略) (252) (略) (253) (略) (254) (略) (255) (略) (256) (略) (257) (略) (258) (略) (259) (略) (260) (略) (261) (略) (262) (略) (263) (略) (264) (略) (265) (略) (266) (略) (267) (略) (268) (略) (269) (略) (270) (略) (271) (略) (272) (略) (273) (略) (274) (略) (275) (略) (276) (略) (277) (略) (278) (略) (279) (略) (280) (略) (281) (略) (282) (略) (283) (略) (284) (略) (285) (略) (286) (略) (287) (略) (288) (略) (289) (略) (290) (略) (291) (略) (292) (略) (293) (略) (294) (略) (295) (略) (296) (略) (297) (略) (298) (略) (299) (略) (300) (略) (301) (略) (302) (略) (303) (略) (304) (略) (305) (略) (306) (略) (307) (略) (308) (略) (309) (略) (310) (略) (311) (略) (312) (略) (313) (略) (314) (略) (315) (略) (316) (略) (317) (略) (318) (略) (319) (略) (320) (略) (321) (略) (322) (略) (323) (略) (324) (略) (325) (略) (326) (略) (327) (略) (328) (略) (329) (略) (330) (略) (331) (略) (332) (略) (333) (略) (334) (略) (335) (略) (336) (略) (337) (略) (338) (略) (339) (略) (340) (略) (341) (略) (342) (略) (343) (略) (344) (略) (345) (略) (346) (略) (347) (略) (348) (略) (349) (略) (350) (略) (351) (略) (352) (略) (353) (略) (354) (略) (355) (略) (356) (略) (357) (略) (358) (略) (359) (略) (360) (略) (361) (略) (362) (略) (363) (略) (364) (略) (365) (略) (366) (略) (367) (略) (368) (略) (369) (略) (370) (略) (371) (略) (372) (略) (373) (略) (374) (略) (375) (略) (376) (略) (377) (略) (378) (略) (379) (略) (380) (略) (381) (略) (382) (略) (383) (略) (384) (略) (385) (略) (386) (略) (387) (略) (388) (略) (389) (略) (390) (略) (391) (略) (392) (略) (393) (略) (394) (略) (395) (略) (396) (略) (397) (略) (398) (略) (399) (略) (400) (略) (401) (略) (402) (略) (403) (略) (404) (略) (405) (略) (406) (略) (407) (略) (408) (略) (409) (略) (410) (略) (411) (略) (412) (略) (413) (略) (414) (略) (415) (略) (416) (略) (417) (略) (418) (略) (419) (略) (420) (略) (421) (略) (422) (略) (423) (略) (424) (略) (425) (略) (426) (略) (427) (略) (428) (略) (429) (略) (430) (略) (431) (略) (432) (略) (433) (略) (434) (略) (435) (略) (436) (略) (437) (略) (438) (略) (439) (略) (440) (略) (441) (略) (442) (略) (443) (略) (444) (略) (445) (略) (446) (略) (447) (略) (448) (略) (449) (略) (450) (略) (451) (略) (452) (略) (453) (略) (454) (略) (455) (略) (456) (略) (457) (略) (458) (略) (459) (略) (460) (略) (461) (略) (462) (略) (463) (略) (464) (略) (465) (略) (466) (略) (467) (略) (468) (略) (469) (略) (470) (略) (471) (略) (472) (略) (473) (略) (474) (略) (475) (略) (476) (略) (477) (略) (478) (略) (479) (略) (480) (略) (481) (略) (482) (略) (483) (略) (484) (略) (485) (略) (486) (略) (487) (略) (488) (略) (489) (略) (490) (略) (491) (略) (492) (略) (493) (略) (494) (略) (495) (略) (496) (略) (497) (略) (498) (略) (499) (略) (500) (略)	

ならない。その際、当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、全ての介護予防短期入所生活介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第一項に規定する政令で定める者等）の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

5 | ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、適切なユニット型指定介護予防短期入所生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防短期入所生活介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

右 5 度 15 分 15 °

五百四条の二 第三十六条の二から第三十六条の五まで、第三十六条の七、第三十六条の八、第三十六条の十一、第三十六条の十二、第三十六条の十四から第三十六条の十七まで（第三十六条の十六第一項を除く。）、第七十八条の二、第八十三条から第八十六条まで及び第八十八条から第九十三条までの規定は、共生型介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第三十六条の十四第一項中「条例第四十一条」とあるのは「条例第一百二十九条」と、「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護の提供に当たる従業者（以下「共生型介護予防短期入所生活介護従業者」という。）」と、第七十八条の二第三項及び第四項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護従業者」と、第八十四条の二第一号及び第三号中「介護予防短期入所生活介護従業者」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護従業者」と、第八十六条第一項第二号中「第九十四条において準用する第三十六条の十一第一項」とあるのは「第三十六条の十一第二項」と、同項第四号中「条例第一百三十二条において準用する条例第三十八条の二」とあるのは「条例第一百四十二条の三において準用する条例第三十八条の二」と、同項第五号中「条例第一百三十二条において準用する条例第四十一条の六第一項」とあるのは「条例第一百四十二条の三において準用する条例第四十一条の六第二項」と、同項第六号中「条例第一百三十二条において準用する条例第四十一条の七第二項」とあるのは「条例第一百四十二条の三において準用する条例第四十一条の七第二項」と読み替えるものとする。

(従業者の基準)

(従業者の基準)

第百五条 介護予防短期入所生活介護従業者	（条例第百四十四条第一項の介護予防短期入所生活介護従業者をいう。以下この節において同じ。）の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。	第百五条 短期入所生活介護従業者	（条例第百四十四条第一項の短期入所生活介護従業者をいう。以下この節において同じ。）の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。
2 2	一 生活相談員 一人以上	2	一 生活相談員 一人以上
3	二 (略)	3	二 (略)
4	三 栄養士 一人以上	4	三 栄養士 一人以上
5	四 機能訓練指導員 一人以上	5	四 機能訓練指導員 一人以上
6	五 (略)	6	五 (略)
7	六 (略)	7	六 (略)
8	八 基準該当介護予防短期入所生活介護事業者は、法その他の法律に規定する指定介護予防認知症対応型通所介護事業所等として必要とされる数の従業者に加えて、第一項各号に掲げる介護予防短期入所生活介護従業者を確保するものとする。	八 基準該当介護予防短期入所生活介護事業者は、法その他の法律に規定する指定介護予防認知症対応型通所介護事業所等として必要とされる数の従業者に加えて、第一項各号に掲げる短期入所生活介護従業者を確保するものとする。	
9	(準用)	9	(準用)
第百九条 第三十二条の一、第三十六条の二から第三十六条の五まで、第三十六条の八、第三十六条の十一、第三十六条の十二、第三十六条の十四から第三十六条の十七まで〔第三十六条の十六第二項を除く。〕、第七十八条の一、第八十三条から第八十六条まで及び第八十八条から第九十三条までの規定は、基準該当介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第三十二条の一第一項中「条例」とあるのは「条例第百四十八条において準用する条例第百二十二条第一項において準用する条例」と、第三十六条の十一第一項中「内容、当該指定介護予防訪問入浴介護について法第五十三条第四項の規定により利用者に代わって支払を受ける介護予防サービス費用の額」とあるのは「内容」と、第三十六条の十二中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問入浴介護」とあるのは「基準該当介護予防短期入所生活介護」と、第三十六条の十四第一項中「条例第四十一条」とあるのは「条例第百四十八条において準用する条例第百二十九条」と、「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所生活介護従業者」と、第七十八条の一第二三項及び第四項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「介護予防短期入所生活介護従業者」と、第八十三条から第八十六条〔各号列記以外の部分及び第三号に限る。〕までの規定中「条例」とあるのは「条例第百四十八条において準用する条例」と、第八十六条第二号中「第九十四条」とあるのは「第九十四条」と、第八十六条第四号から第六号までの規定中「第百三十二条」とあるのは「第百四十八条」と読み替えるものとする。	第百九条 第三十二条の一、第三十六条の二から第三十六条の五まで、第三十六条の八、第三十六条の十一、第三十六条の十二、第三十六条の十四から第三十六条の十七まで、第七十八条の一、第八十三条から第八十六条まで及び第八十八条から第九十三条までの規定は、基準該当介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第三十二条の一第一項中「条例」とあるのは「条例第百四十八条において準用する条例第百二十二条第二項において準用する条例」と、第三十六条の十一中「内容、当該指定介護予防訪問入浴介護について法第五十三条第四項の規定により利用者に代わって支払を受ける介護予防サービス費用の額」とあるのは「内容」と、第三十六条の十二中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問入浴介護」とあるのは「基準該当介護予防短期入所生活介護」と、第三十六条の十四第一項中「条例第四十一条」とあるのは「条例第百四十八条において準用する条例第百二十九条」と、「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と、第七十八条の一第二三項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と、第八十三条から第八十六条〔各号列記以外の部分及び第三号に限る。〕までの規定中「条例」とあるのは「条例第百四十八条において準用する条例」と、第八十六条第二号中「第九十四条」とあるのは「第九十四条」と、第八十六条第四号から第六号までの規定中「第百三十二条」とあるのは「第百四十八条」と読み替えるものとする。		
(事業の運営についての重要事項)	(事業の運営についての重要事項)		

		第一百四条 条例第百五十九条の規則で定める事業の運営についての重要事項は、次に掲げるとおりとする。 一・六 (略) 七 儲待の防止のための措置に関する事項 八 (略) (準用)	第一百四条 条例第百五十九条の規則で定める事業の運営についての重要事項は、次に掲げるとおりとする。 一・六 (略) 七 (略) (準用)
2	2・3 (略)	第一百二十二条 第二十二条の二、第三十六条の二から第三十六条の五まで、第三十六条の七、第三十六条の八、第三十六条の十一、第三十六条の十二、第三十六条の十四、第三十六条の十六(第二項を除く。)、第三十六条の十七、第七十八条の二、第七十八条の三及び第八十二条の規定は、指定介護予防短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において、第三十二条の二第一項中「条例」とあるのは「条例第百六十二条において準用する条例第百二十二条第二項において準用する条例」と、第三十六条の十四第一項中「第四十一条」とあるのは「第百五十九条」と、「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所療養介護従業者」と、第七十八条の二第三項及び第四項並びに第七十八条の三第一号及び第三号中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「介護予防短期入所療養介護従業者」と読み替えるものとする。 (事業の運営についての重要事項)	第一百二十二条 第三十二条の二、第三十六条の二から第三十六条の五まで、第三十六条の七、第三十六条の八、第三十六条の十一、第三十六条の十二、第三十六条の十四、第三十六条の十六、第三十六条の十七、第七十八条の二及び第八十二条の規定は、指定介護予防短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において、第三十二条の二第一項中「条例」とあるのは「条例第百六十二条において準用する条例」と、第三十六条の十四中「第四十一条」とあるのは「第百五十九条」と、「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所療養介護従業者」と、第七十八条の二第三項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「介護予防短期入所療養介護従業者」と読み替えるものとする。 (事業の運営についての重要事項)
3	ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者、介護予防短期入所療養介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。その際、当該ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、全ての介護予防短期入所療養介護従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。	第一百二十四条 条例第百六十九条の規則で定める事業の運営についての重要事項は、次に掲げるとおりとする。 一・六 (略) 七 儲待の防止のための措置に関する事項 八 (略) (勤務体制の確保等)	第一百二十四条 条例第百六十九条の規則で定める事業の運営についての重要事項は、次に掲げるとおりとする。 一・六 (略) 七 (略) (勤務体制の確保等)
4	ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、介護予防短期入所療養介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。その際、当該ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、全ての介護予防短期入所療養介護従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。	第一百二十七条 (略)	第一百二十七条 (略)
5	ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、適切なユニット型指定介護予防短期入所療養介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした		

		た言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防短期入所療養介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。	(事業の運営についての重要事項)
第百三十五条	条例第百八十四条の規則で定める事業の運営についての重要事項は、次に掲げるとおりとする。	第百三十五条	条例第百八十四条の規則で定める事業の運営についての重要事項は、次に掲げるとおりとする。
2	一・八 (略)	一・八 (略)	
3	十九 虐待の防止のための措置に関する事項	十九 (略)	
4	二・三 (略)	二・三 (略)	
5	四 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、介護予防特定施設従業者の資質の向上のためには、その研修の機会を確保しなければならない。その際、当該指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、全ての介護予防特定施設従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員）が法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講せらるるために必要な措置を講じなければならない。	四 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、介護予防特定施設従業者の資質の向上のためには、その研修の機会を確保しなければならない。	
第六百四十六条	第三十二条の一、第三十六条の三、第三十六条の四、第三十六条の十一、第三十六条の十四から第三十六条の十七まで（第三十六条の十六を除く。）、第八十四条の一及び第九十一条の規定は、指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第三十二条の二第一項中「条例」とあるのは「条例第百七十七条第四項において準用する条例」と、第三十六条の十四第一項中「第四十一条」とあるのは「第八十四条」と、「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防特定施設従業者」と読み替えるものとする。	第六百四十六条	第三十二条の一、第三十六条の三、第三十六条の四、第三十六条の十一、第三十六条の十四から第三十六条の十七まで及び第九十一条の規定は、指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第三十二条の二第一項中「条例」とあるのは「条例第百七十七条第四項において準用する条例」と、第三十六条の十四中「第四十一条」とあるのは「第八十四条」と、「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防特定施設従業者」と読み替えるものとする。
第六百四十九条	条例第百九十四条の規則で定める事業の運営についての重要事項は、次に掲げるとおりとする。	第六百四十九条	条例第百九十四条の規則で定める事業の運営についての重要事項は、次に掲げるとおりとする。

りとする。	りとする。
一〇九 (略)	一〇九 (略)
十 虐待の防止のための措置に関する事項	十 (略)
十一 (略)	十一 (略)
（準用）	（準用）
第一百五十三条 第三十二条の二、第三十六条の二、第三十六条の四、第三十六条の十一、第三十六条の十四から第三十六条の十七まで（第三十六条の十六を除く。）、第八十四条の一、第一百二十四条、第一百三十九条から第一百四十二条まで、第一百四十四条及び第一百四十五条の規定は、外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第三十二条の二中「条例」とあるのは「条例第一百九十三条第四項において準用する条例」と、第三十六条の十四第一項中「第四十二条」とあるのは「第一百九十四条」と、「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「外部サービス利用型介護予防特定施設従業者」と、第三十六条の十五中「指定介護予防訪問入浴介護事業所」とあるのは「指定介護予防特定施設及び受託介護予防サービス事業所」と、第八十四条の一中「介護予防短期入所生活介護従業者」とあるのは「外部サービス利用型介護予防特定施設従業者」と、第一百二十四条中「条例」とあるのは「条例第一百九十七条において準用する条例」と、第一百三十九条第二項中「指定介護予防特定施設入居者生活介護を」とあるのは「基本サービスを」と、第一百四十条第一項、第二項、第三項及び第五項中「指定介護予防特定施設入居者生活介護」とあるのは「基本サービス」と読み替えるものとする。	第一百五十三条 第三十二条の二、第三十六条の二、第三十六条の四、第三十六条の十一、第三十六条の十四から第三十六条の十七まで、第一百三十四条、第一百三十九条から第一百四十二条まで、第一百四十四条及び第一百四十五条の規定は、外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第三十二条の二中「条例」とあるのは「条例第一百九十三条第四項において準用する条例」と、第三十六条の十四第一項中「第四十二条」とあるのは「第一百九十四条」と、「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「外部サービス利用型介護予防特定施設従業者」と、第三十六条の十五中「指定介護予防訪問入浴介護事業所」とあるのは「指定介護予防特定施設及び受託介護予防サービス事業所」と、第一百三十四条第一項中「条例」とあるのは「条例第一百九十七条において準用する条例」と、第一百三十九条第二項中「指定介護予防特定施設入居者生活介護を」とあるのは「基本サービスを」と、第一百四十条中「指定介護予防特定施設入居者生活介護」とあるのは「基本サービス」と読み替えるものとする。
（事業の運営についての重要事項）	（事業の運営についての重要事項）
第一百五十七条 条例第一百七条の規則で定める事業の運営についての重要な事項は、次に掲げるとおりとする。	第一百五十七条 条例第一百七条の規則で定める事業の運営についての重要な事項は、次に掲げるとおりとする。
一〇五 (略)	一〇五 (略)
六 虐待の防止のための措置に関する事項	六 (略)
七 (略)	七 (略)
第一百六十二条 (略)	第一百六十二条 (略)
（衛生管理等）	（衛生管理等）
第一百六十二条の二 条例第一百八条第六項の規定で定める措置は、次に掲げるとおりとする。	第一百六十二条の二 条例第一百八条第六項の規定で定める措置は、次に掲げるとおりとする。
一 当該指定介護予防福祉用具貸与事業所における感染症の発生の予防及び蔓延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおむね六月に一回以上開催するとともに、その結果について、福祉用具専門相談員に周知徹底を図ること。	一 当該指定介護予防福祉用具貸与事業所における感染症の発生の予防及び蔓延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおむね六月に一回以上開催するとともに、その結果について、福祉用具専門相談員に周知徹底を図ること。
二 当該指定介護予防福祉用具貸与事業所における	二 当該指定介護予防福祉用具貸与事業所における

		る感染症の発生の予防及び蔓延の防止のための指針を整備すること。
三	当該指定介護予防福祉用具貸与事業所において、福祉用具専門相談員に対し、感染症の発生の予防及び蔓延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。	
	(掲示及び目録の備え付け)	(掲示及び目録の備え付け)
2	第百六十二条 (略)	第百六十二条 (略)
3	指定介護予防福祉用具貸与事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。	(略) (準用)
第百六十三条 第二十二条の二、第三十六条の二から第三十六条の十二まで、第三十六条の十五から第三十六条の十七まで並びに第七十八条の二(第三項を除く。)の規定は、指定介護予防福祉用具貸与の事業について準用する。この場合において、第三十二条の二第一項中「条例」とあるのは「条例第二百十条において準用する条例」と、第三十六条の二中「実施地域」とあるのは「実施地域、取り扱う福祉用具の種目」と、第三十六条の六第二項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第三十六条の十中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「従業者」と、「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第三十六条の十一第一項中「提供日及び内容」とあるのは「提供の開始日及び終了日並びに種目及び品名」と、第三十六条の十二中「内容」とあるのは「種目、品名」と、第七十八条の二第二項中「遭遇」とあるのは「サービスの利用」と、同条第四項中「介護予防通所リハビリティーション従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と読み替えるものとする。	第百六十三条 第二十二条の二、第三十六条の二から第三十六条の十二まで、第三十六条の十五から第三十六条の十七まで並びに第七十八条の二(第一項及び第二項を除く。)の規定は、指定介護予防福祉用具貸与の事業について準用する。この場合において、第三十二条の二第一項中「条例」とあるのは「条例第二百十三条において準用する条例」と、第三十六条の二中「実施地域」とあるのは「実施地域、取り扱う福祉用具の種目」と、第三十六条の六第二項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第三十六条の十中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「従業者」と、「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第三十六条の十一第一項中「提供日及び内容」とあるのは「提供の開始日及び終了日並びに種目及び品名」と、第三十六条の十二中「内容」とあるのは「種目、品名」と、第七十八条の二第二項中「遭遇」とあるのは「サービスの利用」と読み替えるものとする。	
2	(準用)	(準用)
第百六十六条 第二十二条の二、第三十六条の二から第三十六条の六まで、第三十六条の八から第三十六条の十二まで、第三十六条の十三の二、第三十六条の十五から第三十六条の十七まで、第七十八条の二(第三項を除く。)、第一百五十五条から第一百五十八条まで及び第百六十条から第百六十二条までの規定は、基準該当介護予防福祉用具貸与の事業について準用する。この場合において、第三十二条の二第一項中「条例」とあるのは「条例第二百十三条において準用する条例」と、第三十六条の二中「実施地域」とあるのは「実施地域、取り扱う福祉用具の種目」と、第三十六条の六第二項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第三十六条の十中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「従業者」と、「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第三十六条の十一第一項中「提供日及び内容」とあるのは「提供の開始日及び終了日並びに種目及び品名」と、第三十六条の十二中「内容」とあるのは「種目、品名」と、第七十八条の二第二項中「遭遇」とあるのは「サービスの利用」と読み替えるものとする。	第百六十六条 第二十二条の二、第三十六条の二から第三十六条の六まで、第三十六条の八から第三十六条の十二まで、第三十六条の十五から第三十六条の十七まで、第七十八条の二(第一項及び第二項を除く。)、第一百五十五条から第一百五十八条まで及び第百六十条から第六十三条までの規定は、基準該当介護予防福祉用具貸与の事業について準用する。この場合において、第三十二条の二第一項中「条例」とあるのは「条例第二百十三条において準用する条例」と、第三十六条の二中「実施地域」とあるのは「実施地域、取り扱う福祉用具の種目」と、第三十六条の六第二項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第三十六条の十中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「従業者」と、「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第三十六条の十一第一項中「提供日及び内容」とあるのは「提供の開始日及び終了日並びに種目及び品名」と、第三十六条の十二中「内容」とあるのは「種目、品名」と、第七十八条の二第二項中「遭遇」とあるのは「サービスの利用」と読み替えるものとする。	

は助言」と、第三十六条の十及び第三十六条の十一の二中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「従業者」と、第三十六条の十中「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第三十六条の十一第一項中「提供日及び内容、当該指定介護予防訪問入浴介護について法第五十三条第四項の規定により利用者に代わって支払を受ける介護予防サービス費の額」とあるのは「提供の開始日及び終了日、種目、品名」と、第三十六条の十二中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問入浴介護」とあるのは「基準該当介護予防福祉用具貸与」と、第七十八条の二第一項中「処遇」とあるのは「サービスの利用」と、同条第四項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第一百五十六条から第一百五十八条（同条各号列記以外の部分及び第二号に限る。）までの規定中「条例」とあるのは「条例第一百一十三条において準用する条例」と、第一百五十八条第一号中「第一百六十三条」とあるのは「第一百六十六条」と、第一百五十八条第三号から第五号までの規定中「第二百十条」とあるのは「第二百一十三条」と読み替えるものとする。

（準用）

第一百七十三条 第二十二条の二、第三十六条の二から第三十六条の六まで、第三十六条の八から第三十六条の十まで、第三十六条の十五から第三十六条の十七まで、第七十八条の二（第三項を除く。）、第一百五十七条及び第一百六十条から第一百六十二条までの規定は、指定特定介護予防福祉用具販売の事業について準用する。この場合において、第三十二条の二第一項中「条例」とあるのは「条例第二百一十四条において準用する条例」と、第三十六条の二中「実施地域」とあるのは「実施地域、取り扱う特定福祉用具の種目」と、第三十六条の六第二項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第三十六条の十中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「従業者」と、「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第七十八条の二第一項中「処遇」とあるのは「サービス利用」と、同条第四項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第一百五十七条中「条例」とあるのは「条例第二百一十四条において準用する条例」と、「利用料」とあるのは「販売費用の額」と、第一百六十条及び第一百六十二条中「福祉用具」とあるのは「特定介護予防福祉用具」と読み替えるものとする。

第十四章 雜則

（電磁的記録）

第一百七十四条 条例第一百一十六条第一項の規定で

三十六条の十中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「従業者」と、「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第三十六条の十二第一項中「提供日及び内容、当該指定介護予防訪問入浴介護について法第五十三条第四項の規定により利用者に代わって支払を受ける介護予防サービス費の額」とあるのは「提供の開始日及び終了日、種目、品名」と、第三十六条の十二中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問入浴介護」とあるのは「基準該当介護予防福祉用具貸与」と、第七十八条の二第二項中「処遇」とあるのは「サービスの利用」と、第一百五十六条から第一百五十八条（同条各号列記以外の部分及び第二号に限る。）までの規定中「条例」とあるのは「条例第一百一十三条において準用する条例」と、第一百五十八条第一号中「第一百六十三条」とあるのは「第一百六十六条」と、第一百五十八条第三号から第五号までの規定中「第二百十条」とあるのは「第二百一十三条」と読み替えるものとする。

（準用）

第一百七十三条 第二十二条の二、第三十六条の二から第三十六条の六まで、第三十六条の八から第三十六条の十まで、第三十六条の十五から第三十六条の十七まで、第七十八条の二（第一項及び第二項に限る。）、第一百五十七条及び第一百六十条から第一百六十二条までの規定は、指定特定介護予防福祉用具販売の事業について準用する。この場合において、第三十二条の二第一項中「条例」とあるのは「条例第二百一十四条において準用する条例」と、第三十六条の二中「実施地域」とあるのは「実施地域、取り扱う特定福祉用具の種目」と、第三十六条の六第二項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第三十六条の十中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「従業者」と、「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第七十八条の二第一項中「処遇」とあるのは「サービス利用」と、第一百五十七条中「条例」とあるのは「条例第二百一十四条において準用する条例」と、「利用料」とあるのは「販売費用の額」と、第一百六十条及び第一百六十二条中「福祉用具」とあるのは「特定介護予防福祉用具」と読み替えるものとする。

定める規定は、第三十六条の二第一項（第四十条、第四十八条、第五十三条、第六十条、第八十条、第九十四条（第百四条において準用する場合を含む。）、第一百九条、第一百二十二条（第一百二十二条において準用する場合を含む。）、第一百四十六条、第一百五十三条、第一百六十三条、第一百六十六条及び第一百七十三条において準用する場合を含む。）及び第一百二十九条第一項（第一百五十三条において準用する場合を含む。）とする。

（三）重県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則の一部改正
第九条 三重県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則（平成三十年三重県規則第十二号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

目次	改 正 後	改 正 前
第一章～第三章（略）		第一章～第三章（略）
第四章 雜則（第四十三条）		
附則		附則
（従業者の基準）		（従業者の基準）
第三条 条例第三条第一項各号に掲げる従業者の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。		第三条 条例第三条第一項各号に掲げる従業者の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。
一～三（略）		一～三（略）
四 栄養士又は管理栄養士 入所定員百以上の介護医療院にあっては、一以上		四 栄養士 入所定員百以上の介護医療院にあっては、一以上
五～七（略）		五～七（略）
2 2～4（略）		2 2～4（略）
（施設の運営についての重要事項）		（施設の運営についての重要事項）
第十三条 条例第十七条の規則で定める施設の運営についての重要事項は、次に掲げるとおりとする。		第十三条 条例第十七条の規則で定める施設の運営についての重要事項は、次に掲げるとおりとする。
一～五（略）		一～五（略）
六 虐待の防止のための措置に関する事項		
七（略）		六（略）
（衛生管理等）		（衛生管理等）
第十四条 条例第二十条第一項の規則で定める措置は、次に掲げるとおりとする。		第十四条 条例第二十条第一項の規則で定める措置は、次に掲げるとおりとする。
一 当該介護医療院における感染症及び食中毒の発生の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね三月に一回以上開催することによって、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。		一 当該介護医療院における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね三月に一回以上開催することも、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
二 当該介護医療院における感染症及び食中毒の発生の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。		二 当該介護医療院における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
三 当該介護医療院において、介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の発生の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の		三 当該介護医療院において、介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的に実施すること。

2	四 (略)	発生の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施すること。	四 (略)	定期的に実施すること。	四 (略)
2	四 (略)	(事故の発生又は再発防止のための措置)	四 (略)	(事故の発生又は再発防止のための措置)	四 (略)
	第十五条 第二十三条第一項の規則で定める措置は、次に掲げるとおりとする。		第十五条 第二十三条第一項の規則で定める措置は、次に掲げるとおりとする。		
	一一・一二 (略)		一一・一二 (略)		
	三 事故発生の防止に係る対策を検討する委員会 (テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催すること。		三 事故発生の防止に係る対策を検討する委員会を定期的に開催すること。		
	四 (略)		四 (略)		
	五 前各号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。		四 (略)		
	第二十四条 (略)		第二十四条 (略)		
	(栄養管理)				
	第二十四条の一 介護医療院の開設者は、入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない。				
	(口腔衛生の管理)				
	第二十四条の三 介護医療院の開設者は、入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。				
	(勤務体制の確保等)		(勤務体制の確保等)		
3	第二十九条 (略)		第二十九条 (略)		
3	二 (略)		二 (略)		
3	介護医療院の開設者は、従業者に対し、資質の向上のために、研修の機会を確保しなければならない。その際、当該介護医療院の開設者は、全ての従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第一項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。		介護医療院の開設者は、従業者に対し、資質の向上のために、研修の機会を確保しなければならない。		
4	介護医療院の開設者は、適切な介護医療院サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。				
	(掲示)		(掲示)		
2	第三十一条 (略)		第三十一条 (略)		
2	介護医療院の開設者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該介護医療院に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることに				

		より、同項の規定による掲示に代えることができる。	
		(施設の運営についての重要事項)	(施設の運営についての重要事項)
第三十六条	条例第二十二条の規則で定める施設の運営についての重要事項は、次に掲げるとおりとする。	第三十六条	条例第二十二条の規則で定める施設の運営についての重要事項は、次に掲げるとおりとする。
4.2.3	一七 (略)	一七 (略)	一七 (略)
4.2.3	八 虐待の防止のための措置に関する事項	八 (略)	八 (略)
4.2.3	九 (略)	九 (略)	九 (略)
4.2.3	(勤務体制の確保等)	(勤務体制の確保等)	(勤務体制の確保等)
4.2.3	(略)	(略)	(略)
4.2.3	ユニット型介護医療院の開設者は、従業者に対し、その資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。その際、当該ユニット型介護医療院の開設者は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員）法第八条第一項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。	ユニット型介護医療院の開設者は、従業者に対し、その資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。	ユニット型介護医療院の開設者は、従業者に対し、その資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。
5	ユニット型介護医療院の開設者は、適切な介護医療院サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることが防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。	(準用)	(準用)
第四十二条	前章（第三条、第四条、第五条第二項、第七条、第十三条、第十七条、第二十五条、第二十六条、第二十八条及び第二十九条を除く。）の規定は、ユニット型介護医療院について準用する。この場合において、これらの規定（第十六条第四号及び第三十一条の規定を除く。）中「条例」とあるのは「条例第三十四条において準用する条例」と、第十一条中「第十八条から第二十三条まで」とあるのは「第三十八条から第四十一条まで並びに第四十二条において準用する第十八条から第二十四条の三まで、第二十七条及び第三十条から第二十三十三条まで」と、第十六条第三号中「第二十二条」とあるのは「第四十二条において準用する第二十二条」と、第十六条第四号中「第十条第五項」とあるのは「第三十二条第七項」と、第三十二条第一項中「第十七条」とあるのは「第二十二条」と読み替えるものとする。	第四十二条	前章（第三条、第四条、第五条第二項、第七条、第十三条、第十七条、第二十五条、第二十六条、第二十八条及び第二十九条を除く。）の規定は、ユニット型介護医療院について準用する。この場合において、これらの規定（第十六条第四号及び第三十一条の規定を除く。）中「条例」とあるのは「条例第三十四条において準用する条例」と、第十一条中「第十八条から第二十三条まで」とあるのは「第三十八条から第四十一条まで並びに第四十二条において準用する第十八条から第二十四条まで、第二十七条及び第三十条から第二十三十三条まで」と、第十六条第三号中「第二十二条」とあるのは「第四十二条において準用する第二十二条」と、第十六条第四号中「第十条第五項」とあるのは「第三十二条第七項」と、第三十二条第一項中「第十七条」とあるのは「第二十二条」と読み替えるものとする。
	第四章 雜則 (電磁的記録等)		
第四十三条	条例第二十六条第一項の規則で定める規定は、第十九条第一項（第四十二条において準		

1	附 則	1	附 則
2	(略) (経過措置)	2	(略) (経過措置)
3	療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を令和六年三月三十一日までの間に転換を行つて介護医療院を開設する場合における当該転換に係る屋内の直通階段及びエレベーターについては、第五条第三項第一号及び第三十四条第三号中「屋内の直通階段及びエレベーターをそれぞれ一以上設けること」とあるのは、「屋内の直通階段を二以上設けること。ただし、エレベーターが設置されているもの又は二階以上の各階における療養室の床面積の合計がそれぞれ五十平方メートル（主要構造部が耐火構造であるか、又は不燃材料（建築基準法第二条第九号に規定する不燃材料をいう。）で造られている建築物にあつては百平方メートル）以下の中のものについては、屋内の直通階段を一とすることができる」とする。	3	療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を令和六年三月三十一日までの間に転換を行つて介護医療院を開設する場合における当該転換に係る療養室に隣接する廊下については、第五条第三項第五号イ及び第三十四条第六号イの規定にかかわらず、幅は、一・二メートル以上とする。ただし、中廊下の幅は、一・六メートル以上とする。
4	介護療養型老人保健施設を開設した場合であつて、令和六年三月三十一日までの間に当該介護療養型老人保健施設の全部又は一部を廃止するとともに、介護医療院を開設した場合における当該介護医療院の屋内の直通階段及びエレベーターについては、第五条第三項第一号及び第三十四条第三号中「屋内の直通階段及びエレベーターをそれぞれ一以上設けること」とあるのは、「屋内の直通階段を二以上設けること。ただし、エレベーターが設置されているもの又は二階以上の各階における療養室の床面積の合計がそれぞれ五十平方メートル（主要構造部が耐火構造であるか、又は不燃材料（建築基準法第二条第九号に規定する不燃材料をいう。）で造られている建築物にあつては百平方メートル）以下のものについては、屋内の直通階段を一とすることができる」とする。	4	介護療養型老人保健施設を開設した場合であつて、平成三十六年三月三十一日までの間に当該介護療養型老人保健施設の全部又は一部を廃止するとともに、介護医療院を開設した場合における当該介護医療院の屋内の直通階段及びエレベーターについては、第五条第三項第一号及び第三十四条第三号中「屋内の直通階段及びエレベーターをそれぞれ一以上設けること」とあるのは、「屋内の直通階段を二以上設けること。ただし、エレベーターが設置されているもの又は二階以上の各階における療養室の床面積の合計がそれぞれ五十平方メートル（主要構造部が耐火構造であるか、又は不燃材料（建築基準法第二条第九号に規定する不燃材料をいう。）で造られている建築物にあつては百平方メートル）以下のものについては、屋内の直通階段を一とすることができる」とする。
5	介護療養型老人保健施設を開設した場合であつて、令和六年三月三十一日までの間に当該介護療養型老人保健施設の全部又は一部を廃止するとともに、介護医療院を開設した場合における当該介	5	介護療養型老人保健施設を開設した場合であつて、平成三十六年三月三十一日までの間に当該介護療養型老人保健施設の全部又は一部を廃止するとともに、介護医療院を開設した場合における当

6	<p>護医療院の療養室に隣接する廊下については、第五条第三項第五号イ及び第三十四条第六号イの規定にかかるわらず、幅は、一・二メートル以上とする。ただし、中廊下の幅は、一・六メートル以上とする。</p> <p>病床を有する診療所の開設者が、当該診療所の病床を令和六年三月三十一日までの間に転換を行つて介護医療院を開設する場合における当該介護医療院の浴室については、第四条第三号ロ及び第三十四条第一号ロの規定にかかるわらず、新築、増築又は全面的な改築の工事が終了するまでの間は、一般浴槽のほか、入浴に介助を必要とする者の入浴に適した設備を設けることとする。</p>	<p>該介護医療院の療養室に隣接する廊下については、第五条第三項第五号イ及び第三十四条第六号イの規定にかかるわらず、幅は、一・二メートル以上とする。ただし、中廊下の幅は、一・六メートル以上とする。</p>
---	--	--

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和二年四月一日から施行する。

(虐待の防止に係る経過措置)

2 この規則の施行の日から令和六年三月三十一日までの間、第一条の規定による改正後の三重県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（以下「新軽費老人ホーム基準規則」という。）第五条（新軽費老人ホーム基準規則附則第二十二項及び附則第二十九項において準用する場合を含む。）、第二条の規定による改正後の三重県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（以下「新養護老人ホーム基準規則」という。）第五条、第三条の規定による改正後の三重県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（以下「新特別養護老人ホーム基準規則」という。）第五条（新特別養護老人ホーム基準規則第三十四条において準用する場合を含む。）及び第二十一条（新特別養護老人ホーム基準規則第三十八条において準用する場合を含む。）、第四条の規定による改正後の三重県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（以下「新指定居宅サービス等基準規則」という。）第七条、第三十三条、第四十二条、第四十九条、第五十六条、第六十三条、第八十四条、第九十一条、第百四条、第百二十条、第百三十条、第百四十二条、第百五十五条及び第百六十二条、第五条の規定による改正後の三重県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（以下「新指定介護老人福祉施設基準規則」という。）第十条及び第三十四条、第六条の規定による改正後の三重県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則（以下「新介護老人保健施設基準規則」という。）第十二条及び第三十六条、第七条の規定による改正後の三重県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（以下「新指定介護療養型医療施設基準規則」という。）第十二条、第八条の規定による改正後の三重県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例施行規則（以下「新指定介護予防サービス等基準規則」という。）第三十四条、第四十三条、第五十条、第五十七条、第七十六条、第八十四条、第九十七条、第百四十四条、第百二十四条、第百三十五条、第百四十九条及び第百五十七条並びに第九条の規定による改正後の三重県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則（以下「新介護医療院基準規則」という。）第十二条及び第三十六条の規定の適用については、「これらの規定中「次に掲げるとおりとする」とあるのは「次に掲げるとおり（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）とし、虐待の防止のための措置に関する事項に関する規定を定めるよう努めるものとする」とする。）とする。

(感染症の発生の予防及びまん延の防止のための訓練等に係る経過措置)

3 この規則の施行の日から令和六年三月三十一日までの間、新軽費老人ホーム基準規則第十二条第二号（新軽費老人ホーム基準規則附則第二十二項及び附則第二十九項において準用する場合を含む。）、新養護老人ホーム基準規則第九条第二号、新特別養護老人ホーム基準規則第八条第三号（新特別養護老人ホーム基準規則第二十八条、第三十四条及び第三十八条において準用する場合を含む。）、新指定介護老人福祉施設基準規則第十二条第二号（新指定介護老人福祉施設基準規則第四十条及び附則第八項において準用する場合を含む。）、新介護老人保健施設基準規則第十四条第二号（新介護老人保健施設基準規則第四十一条において準用する場合を

含む。)、新指定介護療養型医療施設基準規則第十四条第二号及び新介護医療院基準規則第十四条第三号(新介護医療院基準規則第四十二条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施すること」とあるのは「研修を定期的に実施することとともに、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施するよう努めること」とする。
(事故発生の防止及び発生時の対応に係る経過措置)

4 この規則の施行の日から起算して六月を経過する日までの間、新軽費老人ホーム基準規則第十二条第五号(新軽費老人ホーム基準規則附則第二十二項及び附則第二十九項において準用する場合を含む。)、新養護老人ホーム基準規則第十条第五号、新特別養護老人ホーム基準規則第九条第五号(新特別養護老人ホーム基準規則第二十八条、第三十四条及び第三十八条において準用する場合を含む。)、新指定介護老人福祉施設基準規則第十二条第五号(新指定介護老人福祉施設基準規則第四十条及び附則第八項において準用する場合を含む。)、新介護老人保健施設基準規則第十五条第五号(新介護老人保健施設基準規則第四十二条において準用する場合を含む。)、新指定介護療養型医療施設基準規則第十五条第五号及び新介護医療院基準規則第十五条第五号(新介護医療院基準規則第四十二条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、「担当者を置くこと」とあるのは「担当者を置くよう努めること」とする。

(認知症に係る基礎的な研修の受講に係る経過措置)

5 この規則の施行の日から令和六年三月三十一日までの間、新軽費老人ホーム基準規則第十九条第三項(新軽費老人ホーム基準規則附則第二十二項及び附則第二十九項において準用する場合を含む。)、新養護老人ホーム基準規則第十五条第三項、新特別養護老人ホーム基準規則第十八条第三項(新特別養護老人ホーム基準規則第三十四条において準用する場合を含む。)及び第二十七条第四項(新特別養護老人ホーム基準規則第三十八条において準用する場合を含む。)、新指定居宅サービス等基準規則第三十二条の二第三項(新指定居宅サービス等基準規則第三十九条において準用する場合を含む。)、第六十六条第三項(新指定居宅サービス等基準規則第六十八条、第八十一条、第八十七条、第一百一条、第一百一条の二、第一百十五条及び第一百二十八条において準用する場合を含む。)、第一百十条第四項、第一百二十六条第四項及び第一百四十九条第四項(新指定居宅サービス等基準規則第一百五十九条において準用する場合を含む。)、新指定介護老人福祉施設基準規則第二十六条第三項及び第二十九条第四項(新指定介護老人福祉施設基準規則附則第八項において準用する場合を含む。)、新介護老人保健施設基準規則第二十九条第三項及び第四十一条第四項、新指定介護療養型医療施設基準規則第二十七条第三項、新指定介護予防サービス等基準規則第三十六条の十二第三項(新指定介護予防サービス等基準規則第四十条において準用する場合を含む。)、第七十八条の二第二項(新指定介護予防サービス等基準規則第九十四条、第一百四十四条の二、第一百九条及び第一百二十二条において準用する場合を含む。)、第一百条第四項、第一百二十七条第四項及び第一百四十条第四項(新指定介護予防サービス等基準規則第一百五十三条において準用する場合を含む。)並びに新介護医療院基準規則第二十九条第三項及び第四十二条第四項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」とする。

(三重県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部改正に伴う経過措置)

6 この規則の施行の日以降、当分の間、新特別養護老人ホーム基準規則第二十二条第一号イ(1)の規定に基づき入所定員が十人を超えるユニットを整備するユニット型特別養護老人ホームは、新特別養護老人ホーム基準規則第四条第一項第四号イ及び第二十七条第二項の基準を満たすほか、ユニット型特別養護老人ホームにおける夜間及び深夜を含めた介護職員並びに看護師及び准看護師の配置の実態を勘案して職員を配置するよう努めるものとし、新特別養護老人ホーム基準規則第三十五条第一号イ(1)の規定に基づき入所定員が十人を超えるユニットを整備するユニット型地域密着型特別養護老人ホームは、新特別養護老人ホーム基準規則第三十条第一項第四号イ及び第三十八条において準用する第二十七条第二項の基準を満たすほか、ユニット型地域密着型特別養護老人ホームにおける夜間及び深夜を含めた介護職員並びに看護師及び准看護師の配置の実態を勘案して職員を配置するよう努めるものとする。

7 この規則の施行の際に存する建物(基本的な設備が完成しているものを含み、この規則の施行の後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。)の居室であつて、この規則による改正前の三重県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則第二十二条第一号イ(4)又は第三十五条第一号イ(4)の規定の要件を満たしているものについては、なお従前の例による。

(三重県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部改正に伴う経過措置)

8 この規則の施行の日以降、当分の間、新指定居宅サービス等基準規則第一百一条第三項第一号イ(2)の規定に基づき入所定員が十人を超えるユニットを整備するユニット型指定短期入所生活介護事業所は、新指定居宅サ

ビス等基準規則第八十八条第一項第三号及び第百十条第二項の基準を満たすほか、ユニット型指定短期入所生活介護事業所における夜間及び深夜を含めた介護職員並びに看護師及び准看護師の配置の実態を勘案して職員を配置するよう努めるものとする。

9 この規則の施行の際現に存する建物（基本的な設備が完成しているものを含み、この規則の施行の後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）の居室であつて、この規則による改正前の三重県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則第百二条第三項第一号イ(3)の規定の要件を満たしているものについては、なお従前の例による。

（三重県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部改正に伴う経過措置）

10 この規則の施行の日以後、当分の間、新指定介護老人福祉施設基準規則第三十二条第一号イ(1)の規定に基づき入所定員が十人を超えるユニットを整備するユニット型指定介護老人福祉施設は、新指定介護老人福祉施設基準規則第三条第一項第三号イ及び第三十九条第二項の基準を満たすほか、ユニット型指定介護老人福祉施設における夜間及び深夜を含めた介護職員並びに看護師及び准看護師の配置の実態を勘案して職員を配置するよう努めるものとする。

11 この規則の施行の際現に存する建物（基本的な設備が完成しているものを含み、この規則の施行の後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）の居室であつて、この規則による改正前の三重県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則第三十二条第一項第一号イ(3)の規定の要件を満たしているものについては、なお従前の例による。

（三重県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例施行規則の一部改正に伴う経過措置）

12 この規則の施行の日以後、当分の間、新指定介護予防サービス等基準規則第九十五条第三項第一号イ(2)の規定に基づき入所定員が十人を超えるユニットを整備するユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所は、新指定介護予防サービス等基準規則第八十一条第一項第三号及び第百条第二項の基準を満たすほか、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所における夜間及び深夜を含めた介護職員並びに看護師及び准看護師の配置の実態を勘案して職員を配置するよう努めるものとする。

13 この規則の施行の際現に存する建物（基本的な設備が完成しているものを含み、この規則の施行の後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）の居室であつて、この規則による改正前の三重県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例施行規則第九十五条第三項第一号イ(3)の規定の要件を満たしているものについては、なお従前の例による。

（栄養管理に係る経過措置）

14 この規則の施行の日から令和六年三月三十一日までの間、新指定介護老人福祉施設基準規則第二十四条の二（新指定介護老人福祉施設基準規則第四十条及び附則第八項において準用する場合を含む。）、新介護老人保健施設基準規則第二十四条の一（新介護老人保健施設基準規則第四十二条において準用する場合を含む。）、新指定介護療養型医療施設基準規則第二十二条の一及び新介護医療院基準規則第二十四条の一（新介護医療院基準規則第四十二条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「行わなければ」とあるのは「行うよう努めなければ」とする。

（口腔衛生の管理に係る経過措置）

15 この規則の施行の日から令和六年三月三十一日までの間、新指定介護老人福祉施設基準規則第二十四条の二（新指定介護老人福祉施設基準規則第四十条及び附則第八項において準用する場合を含む。）、新介護老人保健施設基準規則第二十四条の三（新介護老人保健施設基準規則第四十二条において準用する場合を含む。）、新指定介護療養型医療施設基準規則第二十二条の三及び新介護医療院基準規則第二十四条の三（新介護医療院基準規則第四十二条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「行わなければ」とあるのは「行うよう努めなければ」とする。

三重県副知事の担任事務に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和3年3月26日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬

三重県副知事の担任事務に関する規程の一部を改正する訓令

三重県副知事の担任事務に関する規程（平成20年三重県訓令第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(担任事務)</p> <p>第1条 副知事の担任事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 副知事<u>廣田恵子</u>の担任事務</p> <p>イ 戰略企画部、地域連携部、農林水産部及び 雇用経済部に関すること。</p> <p>ロ 企業庁、教育委員会、選挙管理委員会、労 働委員会、海区漁業調整委員会及び内水面漁 場管理委員会との連絡調整に関すること。</p> <p>(3) 副知事<u>服部浩</u>の担任事務</p> <p>イ 総務部、医療保健部、子ども・福祉部、環 境生活部、県土整備部、デジタル社会推進局 及び出納局に関すること。</p> <p>ロ 病院事業庁、人事委員会、監査委員、公安 委員会、収用委員会及び四日市港管理組合と の連絡調整に関すること。</p>	<p>(担任事務)</p> <p>第1条 副知事の担任事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 副知事<u>稻垣清文</u>の担任事務</p> <p>イ 総務部、医療保健部、子ども・福祉部、環 境生活部、県土整備部及び出納局に関するこ と。</p> <p>ロ 病院事業庁、人事委員会、監査委員、公安 委員会、収用委員会及び四日市港管理組合と の連絡調整に関すること。</p> <p>(3) 副知事<u>廣田恵子</u>の担任事務</p> <p>イ 戰略企画部、地域連携部、農林水産部及び 雇用経済部に関すること。</p> <p>ロ 企業庁、教育委員会、選挙管理委員会、労 働委員会、海区漁業調整委員会及び内水面漁 場管理委員会との連絡調整に関すること。</p>

附 則

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

三重県訓令第5号

医 療 保 健 部

麻薬取締員拳銃使用及び取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和3年3月26日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬

麻薬取締員拳銃使用及び取扱規程の一部を改正する訓令

麻薬取締員拳銃使用及び取扱規程（昭和28年三重県府訓第616号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(管理者の責任)</p> <p>第11条 医療保健部薬務課長は、麻薬取締員が携帯する、拳銃等の管理上の監督の責任を負う。</p>	<p>(管理者の責任)</p> <p>第11条 医療保健部薬務感染症対策課長は、麻薬取締員が携帯する、拳銃等の管理上の監督の責任を負う。</p>

附 則

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

発行 三 重 県

三重県津市広明町 13 番地

三重県総務部法務・文書課

電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>
